

各府省において書式等ごと講ずべき改善方策

【内閣府】

- ．認可保育所の施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書... 1

【警察庁】

- ．車庫証明申請書・理由書..... 4

【総務省】

- 3．納税証明書交付申請書..... 7
- 4．保険契約照会様式.....11
- 5．給与等照会様式.....13
- 6．個人事業税に係る納税通知書・納付書.....16
- 7．自動車税に係る納税通知書・納付書.....19
- 8．軽自動車税に係る納税通知書・納付書.....24
- 9．法人設立等届出書.....28
- 10．給与支払報告/特別徴収に係る給与所得者異動届出書.....31
- 11．給与支払報告書（総括表）.....34
- 12．特別徴収税額通知書.....37
- 13．特別徴収切替届出書.....47
- 14．不動産取得税に係る納税通知書・納付書.....50
- 15．固定資産税に係る納税通知書・納付書・課税明細書.....53
- 16．都市計画税に係る納税通知書・納付書.....61
 - ．自動車税・自動車取得税に係る申告書.....68
 - ．事業所税に係る申告書・納付書.....70
 - ．法人の都道府県民税・市町村民税に係る申告書・納付書.....72
 - ．入札参加資格申請書・添付書類.....74
- ⑳．危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書.....77
- ㉑．危険物保安監督者選任・解任届出書.....79

【厚生労働省】

- 23．指定訪問介護事業者の指定の申請書.....81
- 24．指定訪問看護事業者の指定の申請書.....83
- 25．指定通所介護事業者の指定の申請書.....85
- 26．指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請書.....87
- 27．指定特定施設入所者生活介護事業者の指定の申請書.....89
- 28．麻薬小売業者が行う定期届出書.....91
- ㉒．生活保護の決定・実施に係る照会文書.....93
- ㉓．卸売販売業の許可の申請書.....96

③1. 卸売販売業の変更等の申請書.....	99
③2. 高度管理医療機器等卸売業の許可の申請書.....	102
③3. 高度管理医療機器等卸売業の変更休廃止等の申請書.....	104
③4. 薬局開設の変更届出書.....	106
③5. 毒物劇物一般販売業の許可の申請書.....	109
③6. 毒物劇物一般販売業の変更等の届出書.....	112

【農林水産省】

③7. 森林経営計画書.....	115
------------------	-----

【国土交通省】

38. 臨時運行許可申請書.....	117
③9. 屋外広告業登録申請書.....	119
④0. 屋外広告業登録変更届出書.....	123
④1. 道路占用許可申請書.....	127
④2. 自費工事許可申請書.....	129
④3. 沿道掘削協議書.....	131

【環境省】

④4. 産業廃棄物処理計画書.....	133
④5. 産業廃棄物処理計画実施状況報告書.....	137
④6. 産業廃棄物管理票交付等状況報告書.....	141

囲み数字の書式等は各府省が提出したリストに無かったもの

改善方策の検討を求める書式等 -

所 管 府 省	内閣府	子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
書式等の名称	認可保育所の施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書	
手続の根拠規定	子ども・子育て支援法附則第6条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>保育関係の補助金申請等において、申請内容にほぼ違いはないのに、都道府県・市区町村ごとでフォームが相違しており、事務的に個々に確認しながら対応するのは大変であり、本業である保育業務にも支障が生ずるし残業対応になる。</p> <p>例えば、全国一律公定価格(給付費)請求に係る特定加算部分にあたる「主任保育士専任加算」の申請については、国が上記手続きに関連して下記の条件を設定しています。</p> <p>-----</p> <p>「主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設」</p> <p>-----</p> <p>国が上記のように設定したものを各地方自治体で解釈し、添付エクセルの表のように多岐にわたる様式で事業者に要請します。ワードであったりエクセルであったり、月1回の提出であったり、年1回の提出であったりまちまちみになっています。</p> <p>申請件数としては、保育所ごとなので事業者が有する施設数に年間提出回数に連動し、数十、数百になる場合もあります。</p> <p>もともと保育事業の現場は事務がたくさんある中で、様式が違うため、記入に非常に時間がかかり、時間外労働も発生しております。</p> <p>また、内容が専門的になってしまうので引継ぎ等も大変であり、人繰りも的確にしにくい。</p> <p>また、そもそも保育所設営充実の動きも阻害しかねない。</p> <p>国が統一的なフォームを示す等煩雑さを軽減する工夫が必要不可欠。</p> <p>なお、この点につき、本年5月に保育所の設置等に関して提言を出した際にも言及済み。</p> <p>https://jane.or.jp/upload/topic627/topic_1.pdf</p> <p style="text-align: right;">(新経済連盟)</p>		

各府省による改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

・事業者からの意見を踏まえ、平成30年3月に予定されている自治体向け説明会の場で都道府県を通じ、市区町村に対して、国が通知（「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号））で示している、施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書の活用を促すとともに、加算の適否に変更がない場合において、国としては毎月事業者が自治体に対し申請書を提出することまでは求めていないことを再度周知する。

〔当該改善方策の実施時期〕

・平成29年度中に自治体に対し、事業者からの意見を踏まえ、国が示している様式を可能な限り活用するよう依頼するとともに必ずしも事業者から申請書を毎月提出させる必要はないことを再度周知する。

〔当該改善方策とする理由〕

- ・施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書については制度施行当初より国の通知により自治体に対し統一様式を示しているため。
- ・自治体や事業者の事務負担に配慮し、既に「公定価格FAQ」において、加算の適否に変更がない場合において、国としては、毎月事業者が自治体に対して申請書を提出したり、自治体が事業者に対して加算要件の適合状況を確認したりすることを求めていない旨を示しているため。

地方六団体からの意見を踏まえて修正された改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

・自治体独自の加算等があること等により、各自治体において加筆等を行っていると考えられるが、事業者からの意見を踏まえ、平成30年3月に予定されている自治体向け説明会の場で都道府県を通じ、市区町村に対して、国が通知（「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第57号、28文科初第272号、雇児発0823第1号））で示している、施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書の活用を促すとともに、加算の適否に変更がない場合において、国としては毎月事業者が自治体に対し申請書を提出することまでは求めていないことを再度周知する。

〔当該改善方策の実施時期〕

・平成29年度中に自治体に対し、事業者からの意見を踏まえ、国が示している様式を可能な限り活用するよう依頼するとともに必ずしも事業者から申請書を毎月提出させる必要はないことを再度周知する。

〔 当該改善方策とする理由〕

- ・施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書については制度施行当初より国の通知により自治体に対し統一様式を示しているため。なお、自治体独自の加算等があること等により、各自治体が国様式に加筆等を行っていると考えられる。
- ・自治体や事業者の事務負担に配慮し、既に「公定価格FAQ」において、加算の適否に変更がない場合において、国としては、毎月事業者が自治体に対して申請書を提出したり、自治体が事業者に対して加算要件の適合状況を確認したりすることを求めている旨を示しているため。

各府省において講ずべき改善方策

施設型給付費等の請求（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条・附則第6条第1項）については、子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の実態等に関する調査研究事業の結果等を踏まえ、市区町村及び事業者から意見を聴きつつ、基本部分に係る請求を含め、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において示されている「施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書」について必要な見直しを行い、平成31年4月分の請求から適用することができるよう、市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等 -

所 管 府 省	警察庁	交通局交通規制課
書式等の名称	車庫証明申請書・理由書	
手続の根拠規定	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項、第5条	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>新車を登録する際には車庫証明が必要となり、警察にその申請を行っている（年間：約 15,000 台）</p> <p>申請書類については、各都道府県により書式・対応が違うため、登録地別に管理・手配する工数とそれぞれの在庫管理が発生し、業務が煩雑となっている。</p> <p>また、車庫証明申請時に申請者住所と使用の本拠の位置に違いがある場合、理由書が必要な都道府県、必要の無い都道府県があり（必要な都道府県、必要の無い都道府県があるだけでなく、各県・県内警察署によっても、対応の差があることから、都度確認が必要）書式も異なる事から、車両発注時に、その都度、理由書が必要かどうか、確認作業が必要となり、業務が煩雑となっている。</p> <p>< 具体的時間 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 判別・確認作業：台あたり 1～2 分 15,000 台分 ・ 在庫管理：月 1 回 10 分程度 <p>< コストメリット ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統一書式であれば判別・確認作業は無くなるため 375 時間の工数減 ・ 在庫管理も 3 ヶ月に 1 回に短縮 <p>人件費を時間当たり 2,500 円で試算するとコストメリットは約 95 万円</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業 21）</p>		
<p>以下 2 種類存在している。</p> <p>保管場所の契約者を記載する書式 保管場所の契約者を記載しない書式</p> <p>警察署（神戸の葺合警察）に届出に伺った際に、書式違い で再提出を指示されるケースあり。</p> <p>事務所にて再作成、捺印の再手続が必要になる。</p> <p>購入を急ぐ顧客からクレームを受けるケースあり。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業 8）</p>		

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

- ・警察庁から都道府県警察に対し、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）別記様式第1号の自動車保管場所証明申請書又は規則別記様式第2号の自動車保管場所届出書（以下「申請書等」という。）により、それぞれ、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第4条第1項に基づく自動車保管場所証明申請又は法第5条に基づく自動車保管場所届出（以下「申請等」という。）がなされた場合には、
 - (1) 当該申請等を受ける都道府県警察が作成した様式でない申請書等が用いられているとき
 - (2) 当該申請等を受ける都道府県警察が作成した様式でない保管場所使用承諾証明書が用いられているとき
 - (3) 理由書が添付されていないときであっても、当該申請等を適切に受理するよう指導する。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

- ・平成30年中に、改善方策が決定し次第、速やかに都道府県警察に対して通達を発出する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

(1)について

申請書等は、各項目の記載欄の位置等には若干の相違があるものの、規則別記様式第1号又は第2号に従って各都道府県警察において作成されているところ、各都道府県警察において、当該各都道府県警察が作成した様式でない申請書等が用いられた申請等についても適切に受理するとの運用を徹底することにより、申請者等の負担は解消されるため。

(2)について

保管場所使用承諾証明書は、通達により定めた自動車の保管場所の契約者を記載しない様式が原則として用いられているものの、一部の都道府県警察では、申請者等と当該契約者が異なることに起因するトラブルが生じたことを受け、自動車の保管場所の契約者に関する情報を記載する欄を追加した様式が用いられている。

これを踏まえ、各都道府県警察において、当該各都道府県警察が作成した様式でない保管場所使用承諾証明書が用いられた申請等についても適切に受理するとの運用を徹底することにより、申請者等の負担は解消されるため。

(3)について

理由書は、申請等の際に申請書等に添付する書面として規則に定められたものではないところ、これが添付されていない申請等についても適切に受理するとの運用を徹底することにより、申請等の負担は解消されるため。

各府省において講ずべき改善方策

自動車保管場所証明申請（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項）及び自動車保管場所届出（同法第5条）並びに自動車の所有者が当該申請又は届出に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号）については、

- ・ 都道府県警察が作成している様式を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データでそれぞれの都道府県警察のホームページに掲載すること
- ・ 申請又は届出を受ける都道府県警察以外のいずれの都道府県警察の様式であっても当該申請又は届出に使用することができることを全ての都道府県警察のホームページに掲載し、かつ、都道府県警察の申請又は届出に係る全ての窓口で周知すること
- ・ 他の都道府県警察の様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付けて処理すること
- ・ 申請又は届出を行う者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なることについての理由書は提出を求めないようにすること

について、平成30年中に都道府県警察に通知する。

自動車保管場所証明申請については、全国統一フォーマットによるOSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県警察は、平成31年度中に43都道府県警察に拡大見込みであるが、残りの4府県警察についても早急に導入するよう助言する。

自動車保管場所届出については、全国統一フォーマットによるOSSを利用した電子的提出が可能となるよう、関係省庁や団体と連携し、都道府県警察で組織されるOSS推進警察協議会において検討を行うよう指導する。

改善方策の検討を求める書式等 - 3

所 管 府 省	総務省	自治税務局企画課
書式等の名称	納税証明書交付申請書	
手続の根拠規定	地方税法第20条の10	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>各種「納税証明書」を申請する交付申請書についても、書式・様式が異なるために業務上の支障が生じている。</p> <p>県税・市税と証明内容が異なるため統一書式・様式の作成は、不可能と思われるが、なるべく統一化を図り、共通書式・様式の実現化を図って頂きたい。</p> <p>また、地方自治体によっては、会社代表者自筆（ゴム印使用不可）の交付申請書提出を求めているが、大企業では対応が難しいので、ゴム印使用可として頂きたい。</p> <p>【 「納税証明書交付申請」に係る現状について 】</p> <p>A . 現状・ファクト</p> <p>建設工事及び物品製造販売入札参加資格審査申請における添付証明書として当該手続きを必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道地区：北海道、札幌市 合計 2 件（2017,11,28 現在） ・ 東北地区：東北 6 県 5 市 合計 11 県市（2017.11.28 現在） ・ 神奈川県：1 団体（かながわ共同）、5 自治体（2017.11.28 現在） ・ 北陸地区：2 県 2 市（石川県、富山県、金沢市、富山市）（2017.11.28 現在） ・ 関西地区：10 件（2017.11.28 現在） ・ 中国地区：中国 5 県 6 市 合計 11 県市（2017.11.28 現在） ・ 四国地区：8 件（2017.11.28 現在 合計 52 自治体等（未回答分除く） <p>尚、上記は今回情報収集ができた地域からの回答。以下地域の情報を除く。</p> <p>< 調査が出来ていない地域 ></p> <p>東京、千葉、茨城、山梨、埼玉、栃木、群馬、新潟、長野、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</p> <p>B . 書式・様式が異なることにより発生する追加的な作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全自治体の交付請求書様式、記入方法が異なるため H P での確認が必要。また委任状の要否、様式等取り扱いも自治体により異なり都度確認が必要。 ・ 記載内容や記載方法を自治体ごとに確認が必要。 ・ 自治体ごとの書式の保存、管理が必要。 <p>受領者への委託について、記載内容（生年月日の要否）や様式（別紙委任状の要否）が異なる。</p> <p>請求者の要件について、代表者（社長）のみ可とするところ、受任者（支社長等）で可とするところ、押印のみ受任者で可とするところがあり、押印に関わる社内手続き</p>		

も異なる

郵送にて請求した場合の、受領者の本人確認書類の要否が異なり、確認等が必要。

- ・ 所定様式がPDFの自治体があり手書きが必要。(手作業による書類の作成)
- ・ 不定期での様式変更が行われているため、請求都度様式及び記入方法の確認作業発生。

- ・ 交付請求者が委任者のみ、受任者でも可能とバラつきがあり、押印に係る社内手続き事務処理時間も異なる。

- ・ 自社で保有のデータベース(会社数値)の再加工が必要
- ・ 書式にあわせたチェックが必要。(様式が統一されていないためいちいち個々のチェックが必要)

- ・ 誤記を避けるため、目視によるダブルチェック/トリプルチェックが必要。
- ・ 代表者(社長)直筆の交付請求書を必要とする自治体あり。(ゴム印の使用不可)
自治体窓口への交渉の結果、直筆が不可である場合、窓口で請求した社員が当社社員である証明を取るため、社内担当部門への電話での確認が必要。連絡先を記入した任意様式での連絡先届出書持参での交付請求要求あり。

自治体窓口担当者談：納税証明書の不正取得被害があり、直筆若しくは前述での確認作業を要する

C . Bにおける具体的なコスト

< 東北地区を管轄する当社支社の場合 >

- ・ 期間：7月～翌3月末までの間、1自治体につき概ね3回～4回

原則、証明書有効期限が切れる事なく上記期間内は継続し交付請求

但し、入札参加資格申請への添付として証明書発行日より1カ月以内等の条件がある場合には適宜請求。

- ・ 作成：1自治体概ね15～20分程度

自治体HP閲覧>様式の変更確認>ダウンロード>作成等

- ・ 人員：1人

< 神奈川県を管轄する当社支社の場合 >

- ・ 期間：9月～翌2月末まで

原則、証明書有効期限が切れる事なく上記期間内は継続し交付請求

但し、入札参加資格申請への添付として証明書発行日より1カ月以内等の条件がある場合には適宜請求。

- ・ 作成：1自治体概ね15～20分程度

自治体HP閲覧>様式の変更確認>ダウンロード>作成等

- ・ 人員：1人

< 中国地区を管轄する当社支社の場合 >

- ・ 期間：6月～翌4月末までの間、1自治体につき概ね3回～4回

入札参加資格審査申請期間中(概ね6月～翌4月 1～3月が多い)

証明書の原本添付指示や証明書発行日の指定を考慮して継続的に申請を繰り返す必要がある。

- ・作成：1自治体概ね 15分程度

自治体HP閲覧>様式の変更確認>ダウンロード>作成等

- ・人員：1人（但し、押印者によっては、複数階層のチェックが必要

D. 書式・様式が統一された場合のメリット

・Cに費やす時間は1自治体概ね20分程度ではあるものの、書式・様式の統一化により1自治体15分程度の時間削減が可能と思われる。

その他

・本来は、指名競争入札参加資格審査申請の様式・添付書類（証明書類の有効期限含め）全体を統一することによって、業務品質向上（誤りの削減）・業務効率向上（自治体側の準備から指名願いの受付・審査までの一連の作業時間短縮、当社をはじめとする提出側の様式作成時間短縮）が図られるものであるという訴えが本論ですので、「納税証明書交付申請」については、書式・様式の違いの氷山の一角（一例）です。

（「指名競争入札参加資格審査申請書」については、ほぼ自治体の数だけ、書式・様式が存在する。

以上

（経団連・企業29）

各府省による改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

納税証明書交付申請は、一般的には任意の書式でも法的には有効と考えられるが、様々な納税証明のニーズがあるため、地方団体における様式の定め方も多様となっていると理解している。

今回の意見は、入札参加資格申請の添付書類としての納税証明書に関するものであるが、納税証明を求める地域的範囲、税目、期間等は入札参加資格審査を行う団体の判断によるものであり、要求側（入札部局）のニーズもまちまちである。このため、税務部局で様式を統一することは困難ではないか。

これとは別に、入札参加資格審査申請以外の目的で納税証明書の交付申請を行う場合で様式統一のニーズがあれば、実情等を把握していきたい。

〔当該改善方策の実施時期〕

入札参加資格審査申請以外の目的で納税証明書の交付申請を行う場合で様式統一のニーズがあれば、適宜、実情等を把握するなど検討を行う。

〔当該改善方策とする理由〕

今回の意見は、入札参加資格申請のあり方についての問題であるため。

各府省において講ずべき改善方策

競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の交付申請（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10）については、競争入札参加資格審査に当たり証明が必要となる税目等が地方自治体によって異なっている状況にあることから、競争入札参加資格申請に係る審査事項及び添付書類の統一化・標準化についての検討状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ、標準書式の作成について検討する。

改善方策の検討を求める書式等 - 4

所管府省	総務省	自治税務局企画課
書式等の名称	保険契約照会様式	
手続の根拠規定	地方税法第68条第6項他（国税徴収法第141条）	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>生命保険会社は、各自治体から、地方税の滞納者に係る資産調査等の目的で、契約の有無・内容（契約日・保険種類・保険金額等）について膨大な量の照会を受けている。</p> <p>現状、照会様式・照会先は統一されておらず、各生命保険会社の支社あるいは本社宛に、紙媒体で郵送された各様の文書を、本社の担当部署に集約した上で処理している。</p> <p>本照会は紙媒体でやり取りを行っているため、受け取った照会文書についてシステム上で機械的に処理することは出来ず、照会文書の目視確認および手入力によって契約の名寄せ等の事務処理を行っている。</p> <p>名寄せ処理を行う場合には、照会文書から、調査対象者の氏名・性別・生年月日・住所等を目視で拾い出したうえで、データを手入力する必要があるが、様式・書式が不統一であることによって担当者の作業に多大なる非効率が生じている。</p> <p>【手続の年間件数】弊社の場合、2016年度実績は1,056,695件</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業14）</p>		
<p>生命保険会社は、各自治体から、税金滞納者や生活保護申請者に係る資産調査等の目的で、契約の有無・内容（契約日・保険種類・保険金額等）について膨大な量の照会を受けている。</p> <p>当社では、年間約133万件の照会に対応している。</p> <p>照会様式・照会先は統一されておらず、支社あるいは本社宛に紙媒体で郵送されてくる各様の文書を、本社の担当部署に集約した上で処理している。</p> <p>本照会は紙媒体でやり取りを行っているため、受け取った照会文書についてシステム上で機械的に処理することは出来ず、照会文書を内容確認のうえ各担当部署へ振分けて、目視確認および手入力によって契約の名寄せ等の事務処理を行っている。</p> <p>振分け作業では、照会内容についての記載箇所等が不統一なため内容確認に時間を要している。また、名寄せ処理を行う場合には、照会文書から、調査対象者の氏名・性別・生年月日・住所等を目視で拾い出したうえで、データを手入力する必要があるが、様式・書式が不統一であることによって担当者の作業に多大なる非効率が生じている。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業7）</p>		

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容〕

都道府県間による協議で標準様式を作成済（平成27年度）であり、その利用を呼びかけていく。

〔 当該改善方策の実施時期〕

定期的に助言や働きかけを実施。

（利用の拡大が遅い場合は、地方団体の意見を聞きながら、促進策についても検討することとしたい。）

〔 当該改善方策とする理由〕

すでに作成されている標準様式の利用拡大を早急に行うことが適当であるため。

各府省において講ずべき改善方策

保険契約照会（地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条）については、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）に基づき、平成27年度に地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について（生命保険・共済用）」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成30年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。

地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。

改善方策の検討を求める書式等 - 5

所 管 府 省	総務省	自治税務局企画課
書式等の名称	給与等照会様式	
手続の根拠規定	地方税法第68条第6項他(1)(国税徴収法第141条)	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>市区町村毎に様式が違うため、必要項目を確認・調査し個別にハンド(手作業)対応している。様式を統一できれば、ITを用いた自動化・効率化が図れる。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業16)</p>		
<p>各市町村・県税事務所から、市税・県税・固定資産税等の税金滞納者に係る給与等の支払状況の照会目的で、在籍の有無・直近の給与情報(3ヵ月分・1年分等、照会期間が異なる)・給与振込口座・扶養人数等、必要記入項目の内容がそれぞれ異なり、企業側に多大な負担となっている。</p> <p>また、日本年金機構から連帯納付義務者である従業員の国民年金保険料等の滞納者に係る給与等の支払状況の照会目的で、直近の給与情報(3ヵ月分)・給与振込口座・家族数(内扶養家族人数)など、提出先によって記載項目・フォームが異なるケースもある。</p> <p>記載項目・フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。</p> <p>マイナンバーの活用により、行政側での情報収集が早期に実現されるよう強くお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業21)</p>		
<p>書式が定まっていないため、記入欄への情報記入が煩雑で時間が掛かっている。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業1)</p>		
<p>各市区町村から送付される給与等照会様式は、各市区町村により様式が異なり、記入内容も大きく違うため、都度、入力する内容を検索する必要があり、手間と時間を費やしている。様式が統一され、記入内容が統一されれば、システムからの検索条件を固定することができ、時間削減につながると思う。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業19)</p>		
<p>市町村によって回答項目が異なるため、回答にあたって市町村に電話照会が必要となるケースもあり。</p> <p>特に「家族の人数」については、“家族数”“生計を一にする親族の人数”“扶養人数”等、人数の定義がまちまちであり、回答時に苦慮する。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業22)</p>		
<p>地方自治体によって、直近の年末調整における「生命保険料控除申告」の有無および保険会社についての回答を求める書式と求めない書式が存在。</p> <p>「生命保険料控除申告」にかかる証明が必要な場合、自社内のデータベースでは「保険会社名」は通常使用しないため収録しておらず、その都度、「保険料控除申告書」現物を確認のうえ記載する必要があり、非常に手間がかかっている。</p>		

本照会の目的が、税金滞納による給与債権差押のための調査であることをふまれば、給与債権の差押に直接的に必要な「生命保険料控除申告」欄は不要と思われるため、書式・様式を統一する際は、「生命保険料控除申告」欄を削除いただきたい。

(経団連・企業30)

自治体により回答項目が異なり、回答書作成に手間がかかる。回答項目も多岐にわたる為、定例化できない。

項目が異なる例は下記の通り。

- ・給与支給額の明細(各種手当等の別)回答の有無
- ・対象とする給与期間
- ・扶養親族回答の有無
- ・年末調整時生命保険料控除回答の有無 など

(経団連・企業8)

従業員等が市区町村税(自動車税や固定資産税など)を滞納している場合に、市区町村から会社宛に給与等の支払い状況の問い合わせが文書で行われることがあるが、フォーマットが任意であり、会社では問い合わせの都度、対象者について調査し、手書きにて書類を作成・提出しているのが現状である。

問い合わせの内容自体は、ほぼ決まっていることから、様式を統一し汎用性をもたせてほしいと考える。

(経団連・企業15)

雇用した従業員に対して自治体から、雇用(含む、給与)に関連した照会が当該書式に回答が必要となるが各市区町村により様式が大きく異なります。

(年間で処理する件数:約100件程度)

フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業への対応が容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。

(経団連・企業28)

各府省による改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

保険契約照会様式とは異なり、滞納者の勤務先に対する滞納者の給与等照会に関する要望であり、照会対象となる給与支払者は全産業の全ての事務所、事業所等が対象となり得る。

1社に対する照会件数は少数にとどまり、照会内容も勤務の事実の確認のほか、給与の水準や勤務期間、家族の状況など、照会情報もケースバイケースであることから、様式そのものの統一というよりは、照会を行う際の共通記載事項(根拠法令の明示など)の整理が必要と考えられる。

従業員数が非常に多く、多数の給与照会を受けている事業者における具体的な共通記載事項等に係る意見を聞きながら、地方団体の実務者の意見等も踏まえ、検討していく。

〔 当該改善方策の実施時期〕

平成30年度から、事業者側の意見を把握する取組や地方団体の実務者との協議を開始。

〔 当該改善方策とする理由〕

具体的な支障事例や事業者側のニーズの把握、実務者による検討が必要なため。

各府省において講ずべき改善方策

給与等照会（地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法第141条）については、地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に対し、平成30年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、とりまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等 - 6

所 管 府 省	総務省	自治税務局都道府県税課
書式等の名称	個人事業税に係る納税通知書・納付書	
手続の根拠規定	地方税法第72条の52	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>1. 営業店での処理</p> <p>店頭受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行の窓口には、全国の地方団体の納税書類が持ち込まれる。一方、書式が異なっていることで、複数の地方団体に納税するお客さまは確認・処理する場所がそれぞれ異なり、お客さま側で混乱することがある。加えて銀行側でもお客さまが持ち込んだ書式に付きチェックする位置の配置や、更には納税者にお渡しする領収証書の配置等が異なっており、銀行側で都度慎重な確認作業が必要となり、お客さまに長い時間お待ち頂くこととなる。 <p>後方事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎営業日、事務センターに送付する為の取り纏め作業においても、店頭受付と同様に、受付内容の再鑑手続、様式等の点検、受入枚数・金額の確認等、都度慎重な対応を行っており、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。 <p>2. 事務センターでの処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方団体毎、税目毎に異なる書式であり、必要記入事項、書類の大きさ、フォント等がそれぞれ異なる他、同一の項目でも地方団体により記載位置が異なっている。そのため、金融機関の事務センターでは機械に書式を判別するための型を登録しきれず、機械で判別できない書式を1件毎に手作業での仕分けや金額のシステム入力を行っている。 ○ 上記の手作業処理は、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。 ○ また、地方団体によっては、記載項目や位置を年により変更・追加することがあるが、書式の記載項目や記載位置が変更になる都度、機械への登録し直し等の作業が必要となる。 <p>○ 例えばA銀行では、事務センターにおいて約300名の人員にて年間約1,000万枚の処理を行っているが、営業店窓口での対応と合わせて、多大な時間・ヒトによる対応のコストが大きく、各銀行における生産性改善の支障となっている。</p> <p>事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。</p> <p>【ご参考 金融機関における税収納事務フロー】</p> <p>(1) 営業店での処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関は、営業店の店頭で受付・収納した納税通知書・納付書に付属して 		

いる領収済通知書(以下「済通」)を、営業店の後方事務で取り纏めの上、各行がそれぞれ独自に設置している事務センターに一旦送付。

(2) 事務センターでの処理

ü 事務センターは、各営業店から送付された済通を地方団体毎・税目毎に仕分け、税額を合計する等の取り纏めをし、各地方団体の指定金融機関宛に送付。

(3) 指定金融機関での処理

ü 各指定金融機関は、各行の事務センターから送られてきた済通を取り纏め、日計報告書等の帳票類を作成し、地方団体に持ち込み。

○ 店頭での収納から指定金融機関が自治体に済通を持ち込むまでの期限は、厳格に定められており(最短で翌営業日)事務センターは短時間での大量の仕分け処理を行う必要があるため、作業は機械(ソーター)により処理していることが一般的(但し翌営業日持込の場合は全て手作業)。

○ 特に、自動車税の納付が集中する5月等は、処理を夜通しで行う場合もある。

○ なお、指定金融機関が作成する日計報告書等の各地方団体あて提出書類も、各団体にて様式が定められている。指定金融機関は、各地方団体が個別に定める記載方法に基づいて対応しているが、統一化されれば、事務負担が軽減し、作業時間や地方団体への提出期間の短縮につながる可能性もある。

事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

(経団連・企業9)

各府省による改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

納付書の様式は、指定金融機関と地方団体の協議に基づいて定められているものであり、今回の意見は、大規模金融機関(メガバンク)が、自行が地方税の収納を担当している(主として都市部の)地方団体における納付書の様式のバラつきについて指摘しているものと受け止めている。

全国的にみると、大規模な金融機関も規模の小さい金融機関も、それぞれ、自行が指定金融機関となっている各地方団体との間で協議を行い、それに基づいて納付書の様式が定められているところであり、仮に、全国统一の様式を用いることを強制(あるいは徹底)しようとする場合には、大規模な金融機関だけでなく、地方の小規模団体の指定金融機関となっている規模の小さい金融機関で用いられている納付書の様式についてまで変更が求められることとなる。

今回の意見のポイントが、紙の納付書について、メガバンクにおいて取り扱っている対象団体の様式のバラつきの問題であるとすれば、関係する金融機関と関係する各地方団体の間における協議の進展等を踏まえながら、どのような枠組みで検討を進めていくべきかを考える必要がある。

なお、賦課課税税目の収納手段については、口座振替、コンビニ収納、クレジットカード納付等がすでに活用され、順次拡大してきているところであり、金融機関の事

務負担軽減の観点からも、今後、そうした金融機関の窓口払い以外の収納手段の更なる普及促進を図っていく。

一方、平成31年10月から共通電子納税システムが稼働する予定の申告納付税目と同様に、賦課課税税目についても、将来的には共通電子納税システムの導入により、全地方団体において全国统一フォーマットの下でのeLTAXによる電子納付を可能とすることが今後の検討課題となると認識しており、それが実現すれば、納付書を用いることなく納税を行うことが可能となる。

この検討に当たっては、申告行為がない賦課課税において、納税通知書記載の情報をどのように個々の納税義務者に電子的に送付するのか等の課題があり、平成30年度から地方団体や経済界の意見を聞きながら検討していく。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

現在、地方税の電子化部署や地方税電子化協議会においては、申告納付税目に係る共通電子納税システム導入（平成31年10月）への対応に力を注いでいる状況であり、次なる電子化についてはそれと並行して議論していくこととなる。

- ・ 今後、個人など紙での通知を希望する納税義務者への対応方策、
- ・ 現在検討中である個人住民税に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付の仕組みの検討状況、
- ・ 一企業に対する複数地方団体からの納税通知書についてどのように名寄せを行うか、

等の多くの課題について、地方団体、企業、税理士等が参加する実務的に議論し、検討を深めていく場が必要と考えられる。

関係者の理解を得て、平成30年度からこうした検討を開始したい。

〔 当該改善方策とする理由 〕

全国统一フォーマットとなることで、指摘されているような事業者の事務負担の軽減を図ることができるため。

各府省において講ずべき改善方策

個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国统一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。

併せて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。

改善方策の検討を求める書式等 - 7

所 管 府 省	総務省	自治税務局都道府県税課
書式等の名称	自動車税に係る納税通知書・納付書	
手続の根拠規定	地方税法第151条第2項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>フォームが異なるため、納税額や内訳等の参照に時間がかかる。 その結果、伝送一括処理等、納付の電子化を行う際の弊害となっている。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業13)</p>		
<p>販売会社所有の社用車・中古車小売在庫・リース車と自動車税納付書を照合するシステムを提供しているが、様式差異によりハンド作業となっている。 (システム利用は、茨城など一部地域のみ) 全国統一様式の電子データが提供頂ければ、販売店作業の効率化が図れる。</p> <p>各都道府県で異なる納付書を統一してほしい</p> <p>現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧着葉書 ・ バーコード付納付書(封書) ・ バーコード無し納付書(封書内に郵便振替用紙あり) ・ 封書のみ(封書内に銀行窓口用入金振替書あり、手書き) <ul style="list-style-type: none"> ・ バーコード付納付書(封書)に統一していただきたい。 <p>全国で一番多いのがこの形式。</p> <p>「自動車税納付に係る窓口」の連絡先を納付書に記載してほしい</p> <p>現状) 各都道府県様に役所の代表Noの記載のみとなり 該当の部署に繋がるまでに時間を要する。 (たらい回しにされている)</p> <p>毎年5月に自動車税の支払い手続きを行うが、「納税通知書」に記載されている車両情報が自治体毎に異なっている。 車両情報が不足していると、弊社所有の社有車が電話確認する工数がかかる。 については、登録番号 車台番号の記載は必須として頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業21)</p>		
<p>1. 営業店での処理</p> <p>店頭受付</p> <p>ウ 銀行の窓口には、全国の地方団体の納税書類が持ち込まれる。一方、書式が異なっていることで、複数の地方団体に納税するお客さまは確認・処理する場所がそれぞれ異なり、お客さま側で混乱することがある。加えて銀行側で</p>		

もお客さまが持ち込んだ書式に付きチェックする位置の配置や、更には納税者にお渡しする領収証書の配置等が異なっており、銀行側で都度慎重な確認作業が必要となり、お客さまに長い時間お待ち頂くこととなる。

後方事務

- 毎営業日、事務センターに送付する為の取り纏め作業においても、店頭受付と同様に、受付内容の再鑑手続、様式等の点検、受入枚数・金額の確認等、都度慎重な対応を行っており、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。

2. 事務センターでの処理

- 地方団体毎、税目毎に異なる書式であり、必要記入事項、書類の大きさ、フォント等がそれぞれ異なる他、同一の項目でも地方団体により記載位置が異なっている。そのため、金融機関の事務センターでは機械に書式を判別するための型を登録しきれず、機械で判別できない書式を1件毎に手作業での仕分けや金額のシステム入力を行っている。
 - 上記の手作業処理は、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。
 - また、地方団体によっては、記載項目や位置を年により変更・追加することがあるが、書式の記載項目や記載位置が変更になる都度、機械への登録し直し等の作業が必要となる。
- 例えばA銀行では、事務センターにおいて約300名の人員にて年間約1,000万枚の処理を行っているが、営業店窓口での対応と合わせて、多大な時間・ヒトによる対応のコストが大きく、各銀行における生産性改善の支障となっている。

事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

【ご参考 金融機関における税収納事務フロー】

(1) 営業店での処理

- 金融機関は、営業店の店頭で受付・収納した納税通知書・納付書に付属している領収済通知書(以下「済通」)を、営業店の後方事務で取り纏めの上、各行がそれぞれ独自に設置している事務センターに一旦送付。

(2) 事務センターでの処理

- 事務センターは、各営業店から送付された済通を地方団体毎・税目毎に仕分け、税額を合計する等の取り纏めをし、各地方団体の指定金融機関宛に送付。

(3) 指定金融機関での処理

- 各指定金融機関は、各行の事務センターから送られてきた済通を取り纏め、日計報告書等の帳票類を作成し、地方団体に持ち込み。

○ 店頭での収納から指定金融機関が自治体に済通を持ち込むまでの期限は、厳格に定められており(最短で翌営業日)事務センターは短時間での大量の仕分け処理を行う必要があるため、作業は機械(ソーター)により処理していることが一般的(但し翌営業日持込の場合は全て手作業)。

○ 特に、自動車税の納付が集中する5月等は、処理を夜通しで行う場合もある。

○ なお、指定金融機関が作成する日計報告書等の各地方団体あて提出書類も、各団体にて様式が定められている。指定金融機関は、各地方団体が個別に定める記載方法に基づいて対応しているが、統一化されれば、事務負担が軽減し、作業時間や地方団体への提出期間の短縮につながる可能性もある。

事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

(経団連・企業9)

各府省による改善方策の検討結果

(改善方策の内容)

【納付書】

納付書の様式は、指定金融機関と地方団体の協議に基づいて定められているものであり、今回の意見は、大規模金融機関(メガバンク)が、自行が地方税の収納を担当している(主として都市部の)地方団体における納付書の様式のバラつきについて指摘しているものと受け止めている。

全国的にみると、大規模な金融機関も規模の小さい金融機関も、それぞれ、自行が指定金融機関となっている各地方団体との間で協議を行い、それに基づいて納付書の様式が定められているところであり、仮に、全国統一の様式を用いることを強制(あるいは徹底)しようとする場合には、大規模な金融機関だけでなく、地方の小規模団体の指定金融機関となっている規模の小さい金融機関で用いられている納付書の様式についてまで変更が求められることとなる。

今回の意見のポイントが、紙の納付書について、メガバンクにおいて取り扱っている対象団体の様式のバラつきの問題であるとすれば、関係する金融機関と関係する各地方団体の間における協議の進展等を踏まえながら、どのような枠組みで検討を進めていくべきかを考える必要がある。

なお、賦課課税税目の収納手段については、口座振替、コンビニ収納、クレジットカード納付等がすでに活用され、順次拡大してきているところであり、金融機関の事務負担軽減の観点からも、今後、そうした金融機関の窓口払い以外の収納手段の更なる普及促進を図っていく。

一方、平成31年10月から共通電子納税システムが稼働する予定の申告納付税目と同様に、賦課課税税目についても、将来的には共通電子納税システムの導入により、全地方団体において全国統一フォーマットの下でのeLTAXによる電子納付を可能とすることが今後の検討課題となると認識しており、それが実現すれば、納付書を用いることなく納税を行うことが可能となる。

この検討に当たっては、申告行為がない賦課課税において、納税通知書記載の情報をどのように個々の納税義務者に電子的に送付するのか等の課題があり、平成30年度から地方団体や経済界の意見を聞きながら検討していく。

【納税通知書】

多数の自動車を保有している企業にとって、内部の納税情報管理のために社内システムにデータ入力を行う際に、各項目のレイアウト（情報の配置）が異なっていることが、入力ミスの要因等となり、事務負担となっているとの事情があることが示された。

一方で、その他の多数の納税義務者にとっては、納税通知書は見て確認するためのものであり、様式が地方団体によって異なっても、特段の不都合は感じられていないものと考えられる。

徴税は可能な限り低コストで行われるべきであり、様式を統一することによって、システム改修や郵送方法の変更（葉書から封書への変更等）等でコストが増加することとの関係で、取組の要否や優先度が変わってくる。

紙の様式を統一することについては、地方団体側のコストの増加が相当程度大きいと考えられることから慎重な検討が必要。

これに対し、複数の地方団体に納税義務を有する法人にとっての実質的な解決策としては、納税通知書が全国统一フォーマットの下で電子的に送付される仕組みを構築することが有益と考えられるため、今回実現する共通電子納税システムの導入（平成31年10月）の次なる課題として、今後検討していく。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

現在、地方税の電子化部署や地方税電子化協議会においては、申告納付税目に係る共通電子納税システム導入（平成31年10月）への対応に力を注いでいる状況であり、次なる電子化についてはそれと並行して議論していくこととなる。

- ・ 今後、個人など紙での通知を希望する納税義務者への対応方策、
- ・ 現在検討中である個人住民税に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付の仕組みの検討状況、
- ・ 一企業に対する複数地方団体からの納税通知書についてどのように名寄せを行うか、

等の多くの課題について、地方団体、企業、税理士等が参加する実務的に議論し、検討を深めていく

場が必要と考えられる。

関係者の理解を得て、平成30年度からこうした検討を開始したい。

〔 当該改善方策とする理由 〕

全国统一フォーマットとなることで、指摘されているような事業者の事務負担の軽減を図ることができるため。

各府省において講ずべき改善方策

個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。

併せて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。

改善方策の検討を求める書式等 - 8

所 管 府 省	総務省	自治税務局都道府県税課
書式等の名称	軽自動車税に係る納税通知書・納付書	
手続の根拠規定	地方税法第446条第2項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>フォームが異なるため、納税額や内訳等の参照に時間がかかる。 その結果、伝送一括処理等、納付の電子化を行う際の弊害となっている。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業13)</p>		
<p>販売会社所有の社用車・中古車小売在庫・リース車と自動車税納付書を照合するシステムを提供しているが、様式差異によりハンド作業となっている。 (システム利用は、茨城など一部地域のみ) 全国統一様式のデータが提供頂ければ、販売店作業の効率化が図れる。</p> <p>原動付自転車のカテゴリーに入る車両のリースアップ後、標識返納(抹消登録)時に申請書の書式が一部の市町村では、独自の書式が使用されているため、登録時に内容の確認をする必要が生じる。 又、その市町村から取り付けるため、タイムラグも発生し、在庫から販売までの期間が延びてしまう。 全国統一の書式であれば、確認の連絡を入れる手間が省け、書式が届くのを待つ時間も無くなるので、スマートでスピードアップが図れる。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業21)</p>		
<p>1. 営業店での処理</p> <p style="padding-left: 20px;">店頭受付</p> <p style="padding-left: 40px;">○ 銀行の窓口には、全国の地方団体の納税書類が持ち込まれる。一方、書式が異なっていることで、複数の地方団体に納税するお客さまは確認・処理する場所がそれぞれ異なり、お客さま側で混乱することがある。加えて銀行側でもお客さまが持ち込んだ書式に付きチェックする位置の配置や、更には納税者にお渡しする領収証書の配置等が異なっており、銀行側で都度慎重な確認作業が必要となり、お客さまに長い時間お待ち頂くこととなる。</p> <p style="padding-left: 20px;">後方事務</p> <p style="padding-left: 40px;">○ 毎営業日、事務センターに送付する為の取り纏め作業においても、店頭受付と同様に、受付内容の再鑑手続、様式等の点検、受入枚数・金額の確認等、都度慎重な対応を行っており、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。</p> <p>2. 事務センターでの処理</p> <p style="padding-left: 40px;">○ 地方団体毎、税目毎に異なる書式であり、必要記入事項、書類の大きさ、フォント等がそれぞれ異なる他、同一の項目でも地方団体により記載位置が異なっている。そのため、金融機関の事務センターでは機械に書式を判別する</p>		

ための型を登録しきれず、機械で判別できない書式を1件毎に手作業での仕分けや金額のシステム入力を行っている。

- 上記の手作業処理は、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。
- また、地方団体によっては、記載項目や位置を年により変更・追加することがあるが、書式に記載項目や記載位置が変更になる都度、機械への登録し直し等の作業が必要となる。

- 例えばA銀行では、事務センターにおいて約300名の人員にて年間約1,000万枚の処理を行っているが、営業店窓口での対応と合わせて、多大な時間・ヒトによる対応のコストが大きく、各銀行における生産性改善の支障となっている。

事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

【ご参考 金融機関における税収納事務フロー】

(1) 営業店での処理

- 金融機関は、営業店の店頭で受付・収納した納税通知書・納付書に付属している領収済通知書(以下「済通」)を、営業店の後方事務で取り纏めの上、各行がそれぞれ独自に設置している事務センターに一旦送付。

(2) 事務センターでの処理

- 事務センターは、各営業店から送付された済通を地方団体毎・税目毎に仕分け、税額を合計する等の取り纏めをし、各地方団体の指定金融機関宛に送付。

(3) 指定金融機関での処理

- 各指定金融機関は、各行の事務センターから送られてきた済通を取り纏め、日計報告書等の帳票類を作成し、地方団体に持ち込み。

- 店頭での収納から指定金融機関が自治体に済通を持ち込むまでの期限は、厳格に定められており(最短で翌営業日)事務センターは短時間での大量の仕分け処理を行う必要があるため、作業は機械(ソーター)により処理していることが一般的(但し翌営業日持込の場合は全て手作業)。

- 特に、自動車税の納付が集中する5月等は、処理を夜通しで行う場合もある。

- なお、指定金融機関が作成する日計報告書等の各地方団体あて提出書類も、各団体にて様式が定められている。指定金融機関は、各地方団体が個別に定める記載方法に基づいて対応しているが、統一化されれば、事務負担が軽減し、作業時間や地方団体への提出期間の短縮につながる可能性もある。

事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

(経団連・企業9)

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

【納付書】

納付書の様式は、指定金融機関と地方団体の協議に基づいて定められているものであり、今回の意見は、大規模金融機関（メガバンク）が、自行が地方税の収納を担当している（主として都市部の）地方団体における納付書の様式のバラつきについて指摘しているものと受け止めている。

全国的にみると、大規模な金融機関も規模の小さい金融機関も、それぞれ、自行が指定金融機関となっている各地方団体との間で協議を行い、それに基づいて納付書の様式が定められているところであり、仮に、全国統一の様式を用いることを強制（あるいは徹底）しようとする場合には、大規模な金融機関だけでなく、地方の小規模団体の指定金融機関となっている規模の小さい金融機関で用いられている納付書の様式についてまで変更が求められることとなる。

今回の意見のポイントが、紙の納付書について、メガバンクにおいて取り扱っている対象団体の様式のバラつきの問題であるとすれば、関係する金融機関と関係する各地方団体の間における協議の進展等を踏まえながら、どのような枠組みで検討を進めていくべきかを考える必要がある。

なお、賦課課税税目の収納手段については、口座振替、コンビニ収納、クレジットカード納付等がすでに活用され、順次拡大してきているところであり、金融機関の事務負担軽減の観点からも、今後、そうした金融機関の窓口払い以外の収納手段の更なる普及促進を図っていく。

一方、平成31年10月から共通電子納税システムが稼働する予定の申告納付税目と同様に、賦課課税税目についても、将来的には共通電子納税システムの導入により、全地方団体において全国統一フォーマットの下でのeLTAXによる電子納付を可能とすることが今後の検討課題となると認識しており、それが実現すれば、納付書を用いることなく納税を行うことが可能となる。

この検討に当たっては、申告行為がない賦課課税において、納税通知書記載の情報をどのように個々の納税義務者に電子的に送付するのか等の課題があり、平成30年度から地方団体や経済界の意見を聞きながら検討していく。

【納税通知書】

多数の軽自動車を保有している企業にとって、内部の納税情報管理のために社内システムにデータ入力を行う際に、各項目のレイアウト（情報の配置）が異なっていることが、入力ミスの要因等となり、事務負担となっているとの事情があることが示された。

一方で、その他の多数の納税義務者にとっては、納税通知書は見て確認するためのものであり、様式が地方団体によって異なっても、特段の不都合は感じられないものと考えられる。

徴税は可能な限り低コストで行われるべきであり、様式を統一することによって、

システム改修や郵送方法の変更（葉書から封書への変更等）等でコストが増加することとの関係で、取組の要否や優先度が変わってくる。

紙の様式を統一することについては、地方団体側のコストの増加が相当程度大きいと考えられることから慎重な検討が必要。

これに対し、複数の地方団体に納税義務を有する法人にとっての実質的な解決策としては、納税通知書が全国统一フォーマットの下で電子的に送付される仕組みを構築することが有益と考えられるため、今回実現する共通電子納税システムの導入（平成31年10月）の次なる課題として、今後検討していく。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

現在、地方税の電子化部署や地方税電子化協議会においては、申告納付税目に係る共通電子納税システム導入（平成31年10月）への対応に力を注いでいる状況であり、次なる電子化についてはそれと並行して議論していくこととなる。

- ・ 今後、個人など紙での通知を希望する納税義務者への対応方策、
- ・ 現在検討中である個人住民税に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付の仕組みの検討状況、
- ・ 一企業に対する複数地方団体からの納税通知書についてどのように名寄せを行うか、

等の多くの課題について、地方団体、企業、税理士等が参加する実務的に議論し、検討を深めていく

場が必要と考えられる。

関係者の理解を得て、平成30年度からこうした検討を開始したい。

〔 当該改善方策とする理由 〕

全国统一フォーマットとなることで、指摘されているような事業者の事務負担の軽減を図ることができるため。

各府省において講ずべき改善方策

個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国统一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。

併せて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。

改善方策の検討を求める書式等 - 9

所 管 府 省	総務省	自治税務局都道府県税課
書式等の名称	法人設立等届出書	
手続の根拠規定	条例等	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>法人を設立した場合や異動した場合、税務署に届ける届出書と都道府県及び市町村に届ける届出書と同一の地域にある税務署と都道府県及び市町村の届出書は書式が同一の場合があるが、税務署と同一でない地域では届出書の書類が違ふ為、該当都道府県及び市町村のホームページからそれぞれダウンロードしなければならないし、ダウンロードする届出の書式を探さなければならない。こういう作業は企業側にとって負担となる。</p> <p>総務省で統一の書式でダウンロードできれば時間の節約にもなる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業24）</p>		
<p>自治体ごとに記載内容が異なるため、届出書作成のための情報収集についてマニュアル化が図りづらい。</p> <p>eL-TAXや届出書作成ソフトを利用して全自治体統一の書式で届出を行っている法人も多いと考えられるため、代表者変更や事業目的変更など、事務所が所在する全自治体に届出書を提出する際には、特定の自治体の統一書式を利用し効率化しているのが現状。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業25）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業開始にあたって、事業所毎の自治体に設立届の提出が必要となるなど、作成の負担が大きい。同じ内容の届け出であっても、自治体によって申請様式・書式が異なる。 ・ 同じ代表者変更の届け出であっても、自治体によって申請様式・書式が異なる。一つの変更などの事象について、それぞれの自治体に対して申請が必要で手続きが煩雑。 ・ 端数処理などの取扱いにおいて自治体に裁量があり、対応が煩雑。 ・ 手続の簡略化と、書式・記載事項の簡素化、統一を要望する。 <p style="text-align: right;">（経団連・企業11）</p>		
<p>都道府県、市町村によりフォーマットが異なるため、届出をする都度、個別の書式をインターネットや郵送で取得しており、工数と時間が掛っている。</p> <p>また、フォーマットの違いだけでなく、項目内容が異なることもあり、何をどのように記載すればいいのか、該当都道府県、市町村の窓口に調査する工数・時間も掛っている。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業21）</p>		
<p>（設立届出書に異動届も含むものとして回答）</p> <p>本届出書は、事業所が設置されている全自治体に対して提出の必要がある。自治体により様式が異なり、記載事項も異なるため、事業所数の多い法人では作成に手書き作業とならざるを得ず、かなりの負担を強いられている。</p> <p>本店所在地の自治体に提出すれば、事業所が設置されている全自治体に通知されるという仕組みをぜひ検討頂きたい。</p>		

全自治体に提出するとした場合でも、様式の統一により、提出先を変更するだけで内容の流用が可能となるため、一定の負担軽減につながる。

(経団連・企業26)

法人の設立にあたっては「税務署」、「都道府県」、「市区町村」に届出書類の提出が必要であるが、地方自治体によっては様式が異なっており、電子媒体上での入力、手書き問わず事務手続きに係る負担感が大きい。特に、法人立ち上げ当初は事業そのものの準備に関して時間を要するため、法人設立届出書の作成のみならず、提出先も含め事務手続きを簡素化して欲しいとの声がある。

作成に関する対応策としては、東京都が導入している「複写式」の「国税局」、「東京都」、「市区町村」統一様式が、1度の記入で終わることが可能であるため好ましい。

(商工会連合会)

技術革新が激しい昨今、機動的に、法人設立を行って一刻も早くサービスインすることは非常に重要であるが、国税、県税、市町村税で様式が異なり特に創業期には人手に対して煩雑でありそれがかなわない。

また、事業展開や環境変化に応じて機動的に本店変更、事務所や支店等を設置することが事業の生死をわけるが、その手続きに手間をとられ、本業の遂行が妨げられる。

このようなことは、日本をビジネスしやすい国にするという成長戦略とは逆行している。

(新経連)

各府省による改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

全国統一フォーマットによる電子的提出の拡大を推進しているところであり、さらに、その使い勝手の改善策として、複数地方団体への提出一元化(平成31年9月予定)及び国税当局と地方団体への提出一元化(平成31年度中実施予定)を可能とするためのeLTAXシステムの改修を実施する予定(個別地方団体における接続のための改修は不要)。本改修及びサービス開始を予定通り実施できるよう助言等の支援を行う。

なお、すでに大部分の地方団体で電子的提出が可能となっているが、上記の取組を効果的に推進するためにも、未実施団体に対しては早急な利用開始を行うよう当該団体に対して助言する。

< 利用開始済団体：46都道府県、1738市区町村 (H30.3月末時点) >

〔当該改善方策の実施時期〕

複数地方団体への電子的提出の一元化は平成31年9月から実施予定。

国税当局と地方団体への電子的提出の一元化は平成31年度から実施予定。

未実施団体に対して、精力的に働きかけを実施。

〔当該改善方策とする理由〕

地方税に関する手続きにおける事業者の負担軽減は、全国統一フォーマットによる電子申告システムを用いることで解決できるため。

各府省において講ずべき改善方策

法人設立等の届出(地方税法第317条の2第8項)については、eLTAXシステムを改修して、平成31年9月から全国统一フォーマットによる複数の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。電子的提出に対応していない4地方自治体に対して、早急にこれに対応するよう助言する。

また、平成31年度中に国及び複数の地方自治体への一元的な電子的提出も可能とする。

改善方策の検討を求める書式等 - 10

所 管 府 省	総務省	自治税務局市町村税課
書式等の名称	給与支払報告/特別徴収に係る給与所得者異動届出書	
手続の根拠規定	地方税法第317条の6第2項、第321条の5第3項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>異動届が市町村によって書式が異なる為に、該当する市町村のホームページから書式をダウンロードし、住所を確認して送付しなければならない。</p> <p>書式が同じなら、会社の在庫分で賄える可能性が高い為、その分企業側の負担となる。</p> <p>総務省のホームページで統一のがダウンロードできれば、作業の効率が上がる。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業24)</p>		
<p>かつては、自治体ごとに異なる様式に対応していたが、現在は、どの自治体に提出する届出書も、一定のひな形を準備し使用し問題なく手続きができています。ただし、特定の自治体にこの方法について了解を得ている訳ではないため、全国の自治体で書式・提出方法を統一していただけるとありがたい。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業25)</p>		
<p>市区町村毎に様式が違うため、各市区町村から取り寄せたり、ホームページからダウンロードしている。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業16)</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・紙のサイズが統一されていないのでファイリングしにくく、検索が煩雑 ・書式が定まっていないため、見にくい。 <p style="text-align: right;">(経団連・企業1)</p>		
<p>従業員の異動(入社・退職など)の際、各市区町村へ提出する「給与支払報告書/特別徴収に係る給与所得者異動届出書」は、様式が定められているものの、各市区町村により、用紙の大きさ・レイアウト等に微妙に差異が見られる。</p> <p>各市区町村が定めているフォーマットに全て従うと、手書きによる作成しかなく、従業員を多く抱える事業場(特別徴収義務者)にとっては、事務処理が煩雑になることは言うまでもない。</p> <p>ただし現状では、会社の給与システムから出力される「給与支払報告書/特別徴収に係る給与所得者異動届出書」により提出・届出しても、受理されなかったり、再提出を求められたことはなく、特に不便な点はない。</p> <p>また、「紙」による届出から、e-LTaxやe-Govなどを使用した電子申請を導入されることを期待している。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業15)</p>		
<p>各市町村毎に記載する項目が異なっている、そのため会社から提出する際の様式は独自(全社共通レイアウト)の書式を利用している。</p> <p>記載項目等統一いただければ、市区町村HPなどから取得することも可能となるため</p>		

利用しやすくなる。

(経団連・企業18)

自治体により書式が異なるが記載事項は共通している。項目を満たせば受理してくれるため、自治体の書式を使わず、必要事項を網羅した当社の雛型を作成し使用している。

(経団連・企業8)

総件数は少ないものの、様式・サイズもバラバラであり手記入が必要となる。電子フォーマット等による様式の統一化を図って頂けると、業務効率化できる。

(経団連・企業29)

住民税に関し、「異動届」の書式ならびにそれに伴う事務の流れが、市区町村により異なり、事務の停滞や再作成等の負担が恒常的に発生している。書式や事務フローを国主導で統一していただきたい。

(同友会)

給与支払報告書を除き、全て地方自治体によって様式が異なっている。加えてサイズもバラバラでありA4、B4といった一般的な形式から数センチ大きいといった様式があり、記入の煩雑さに加え、ファイリングも困難である。原本の写しを保存するため、わざわざ拡大・縮小で共通のサイズにコピーし直す手間が煩わしいとの声もある。

処理を行う時期が年末・年度末・年度初めなどの一時期に集中することから、様式やサイズ違いが殊更に効率性を阻害している。

給与計算を全てシステムで対応しているところでは、給与台帳データが整備されているが、提出する書類は紙ベースのものがほとんどであるため、同じ内容を手書きで転記し、かつ、地方知事体毎にそれぞれ記入場所が異なるため、非常に手間がかかっている。

従業員数の多い企業ほど従業員が居住する地域も異なるため、殊更負担が大きくなる。

以上の事を踏まえ、
サイズ・様式の統一化
手続きの電子化
をご検討願いたい。

(商工会連合会)

各府省による改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

すでに全ての市町村で全国统一フォーマットによる電子的提出が可能となっており、更なる活用促進に向けて地方団体に対して助言を行う。
経済団体や税理士会等に対しても、eLTAXの活用促進を働きかける。

〔当該改善方策の実施時期〕

定期的に助言や働きかけを実施。

〔当該改善方策とする理由〕

地方税に関する手続きにおける事業者の負担軽減は、全国统一フォーマットによる電子申告システムを用いることで解決できるため。

各府省による改善方策の検討結果

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書(地方税法第317条の6第2項)及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書(同法第321条の5第3項)については、全ての市区町村において全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。

改善方策の検討を求める書式等 - 11

所 管 府 省	総務省	自治税務局市町村税課
書式等の名称	給与支払報告書（総括表）	
手続の根拠規定	地方税法第317条の6 第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>給与支払報告書(総括表)が各区市町村から送付されてきますが、封書に入れて送付してくる区市町村もあればハガキ形式で送付してくる区市町村もあり大きさも色々あるため整理が煩雑である。</p> <p>また、返信用の封筒を入れてくる区市町村もあれば、入れてこない区市町村もあるので、入れてこない場合は封筒を用意し、宛先の住所等を調べなければならないので、企業側の負担は大きい。</p> <p>昨年提出した給与支払報告書(総括表)を今回送付してくるとき全て印字してしている区市町村もあれば、全く印字してこない区市町村もあるため、印字してこない場合は全て企業側で書かなければならないので、企業側では大きな負担となる。</p> <p>全ての様式や内容が統一されれば、処理作業の時間の短縮が図れる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業24）</p>		
<p>市区町村毎に様式が違うため、各市区町村から取り寄せたり、ホームページからダウンロードしている。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業16）</p>		
<p>弊社では各自治体への給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出は、全従業員分を本社で一括してeLtaxを活用して電送しており、電送するデータは弊社給与計算システムから全自治体共通の項目で作成している。</p> <p>1）総括表：各自治体で書式が異なっても記載項目は共通のため、特段支障はない。 2）個人別明細書：普通徴収への切替理由を摘要欄に略号で記載するように各自治体から依頼されているが、略号が自治体間で統一されていないためシステムで一括した対応ができない。（例：退職による普通徴収切替を、自治体によって「普A」「普F」などとされたり、あるいはアルファベットでなく数字（「普1」など）を採用している自治体もあり用語が統一されていない。）</p> <p>なお、弊社の普通徴収切替理由は乙欄該当者および退職者のみのため、個人別明細書の乙欄または退職日欄に明記することで摘要欄への略号記載は不要としていただいているが、各自治体への個別の確認には相当の時間を要している。</p> <p>また仮に、乙欄該当者または退職者以外の理由が発生した場合、システムでは自治体毎の対応が困難なため、eLtaxが活用できず、手書きでの作成・提出となることが予想さ</p>		

れる。従って、企業側の負担を軽減するためには給与支払報告書の記載項目・略号は全自治体で統一すべきと考える。

(経団連・企業20)

自治体により書式が異なるが記載事項は共通している。自治体の書式を使わず、電子申請(eL Tax)を使用している。

eL Taxは現在使用しているシステムとの制限が多く、はじかれてしまうことが多く、不便。また一度に送れるデータ数も少なく時間がかかる。

(経団連・企業8)

自治体毎に様式が異なっている。年1回とはいえ、処理する量が多く、記入・仕分け等に手間がかかり、作業効率が良くない。電子フォーマット等による統一化を図って頂きたい。

(経団連・企業29)

年末調整後に市区町村に提出する給与支払報告書(総括表)の書式が市町村ごとに異なっているため、システム化が難しい。

(同友会)

給与支払報告書を除き、全て地方自治体によって様式が異なっている。加えてサイズもバラバラでありA4、B4といった一般的な形式から数センチ大きいといった様式があり、記入の煩雑さに加え、ファイリングも困難である。原本の写しを保存するため、わざわざ拡大・縮小で共通のサイズにコピーし直す手間が煩わしいとの声もある。

処理を行う時期が年末・年度末・年度初めなどの一時期に集中することから、様式やサイズ違いが殊更に効率性を阻害している。

給与計算を全てシステムで対応しているところでは、給与台帳データが整備されているが、提出する書類は紙ベースのものがほとんどであるため、同じ内容を手書きで転記し、かつ、地方知事体毎にそれぞれ記入場所が異なるため、非常に手間がかかっている。

従業員数の多い企業ほど従業員が居住する地域も異なるため、殊更負担が大きくなる。

以上の事を踏まえ、
サイズ・様式の統一化
手続きの電子化
をご検討願いたい。

(商工会連合会)

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容〕

すでに全ての市町村で全国统一フォーマットによる電子的提出が可能となっており、更なる活用促進に向けて地方団体に対して助言を行う。
経済団体や税理士会等に対しても、eLTAXの活用促進を働きかける。

〔 当該改善方策の実施時期〕

定期的に助言や働きかけを実施。

〔 当該改善方策とする理由〕

地方税に関する手続きにおける事業者の負担軽減は、全国统一フォーマットによる電子申告システムを用いることで解決できるため。

各府省による改善方策の検討結果

給与支払報告書(地方税法第317条の6第1項)については、全ての市区町村において全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。

改善方策の検討を求める書式等 - 12

所 管 府 省	総務省	自治税務局市町村税課
書式等の名称	特別徴収税額通知書	
手続の根拠規定	地方税法第321条の4第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>各自治体で様式が異なるため、特別徴収税額通知（徴収義務者用）の保管管理がしづらく、データでの通知も統一されていないため登録作業に時間を要する。また、納税義務者に配布する際にも膨大で仕分けに時間がかかる。</p> <p>特に、個人番号の記載については自治体によって方針が異なるため、個人番号取扱い事務担当者として扱いに苦慮しており、通知書の書式・様式、個人番号の記載について早急な統一化を希望する。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業2）</p>		
<p>各区市町村から送付してくる通知書の大きさがバラバラのために整理するのが煩雑であり、また個人に渡すための処理にも時間がかかる。</p> <p>各区市町村から送付してくる通知書で納税額がマスクしているのもあればしてないものもあるため、チェックに時間がかかり、企業側の負担が大きい。</p> <p>どちらかに統一されればチェックの時間が短縮出来る。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業24）</p>		
<p>・ 従業員配布用について</p> <p>従業員ごとに封入作業を行い配布しているが、通知書の形・大きさが異なるため封入作業に手間がかかる。</p> <p>所得額・税額部分に目隠しシールが貼付されているタイプのものが増えたが、むき出しの状態の通知書もあるため改善して欲しい。封入作業を他に依頼したくても個人情報が見えている状態だと、人事部門内で行うしかなくなる。</p> <p>・ 特別徴収義務者用について</p> <p>給与システムへ各従業員の特別徴収税額を取り込むためのデータ化がしづらく形・大きさが異なるため、ファイリングによる保管も手間である。</p> <p>（書式・様式が異なることに由来する支障ではないが...）</p> <p>eL-TAXを通じて特別徴収税額通知をデータで受領できるようだが、給与支払報告書の提出作業の際、マイナンバーが関連することとなったため、当社ではeL-TAXが利用できるPC端末が限定されており、使い勝手が悪くせっかくデータで特別徴収税額の一覧を受領できても、有効な使い方ができない。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業25）</p>		
<p>弊社では給与支払報告書を従業員の所在する全市区町村に対し電子申請している。結果が電子データで返却される市区町村もあれば、複数にデータが分かれていたり、まっ</p>		

たくデータ送付の無い市区町村がある。

よって、市区町村から送付される税額通知書を利用しているが、用紙サイズもバラバラで、かつ各市区町村から細かい指示のついた封書で送付され、個人配布用の用紙についても市区町村ごとに異なっている。

これらを各企業で給与システムのためにデータ化し、バラバラのサイズの税額通知書をファイルに綴じて保管しており、事務負荷が大きい。

(経団連・企業4)

当社では全国各地に大量の従業員が勤務していることから、毎年5月頃に約1,350の市町村から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を確認し、納期限までに納税している。しかしながら、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしている。

住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の様式の統一により、当社の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

また、各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)についても、様式が異なっているため、納税義務者に配布する際の仕分け、梱包、配送に手間がかかる。

(経団連・企業13)

各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、様式が異なっている(地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている)。

民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を確認し、納期限までに納税している。しかしながら、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国各地に大量の従業員が勤務し、定期的に転勤を繰り返している民間事業者の負荷は大きい。

住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の様式の統一により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

また、各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)についても、様式が異なっているため、納税義務者に配布する際の仕分けに手間がかかる。

特に、本人へ渡す通知書は全国から郵送されてくる書式のばらばらなものを、切り分け、仕分けし、封入し、全国の拠点へ郵送し・・・と非常に煩雑で時間と費用がかかるため、書式の統一もさることながら、統一形式のデータで受領したあと、当社サイトのWEB上でお知らせ、または当社作成書式の用紙に印刷して配付、が可能になることを希望します。

(経団連・企業5)

市区町村毎に様式が異なるため、各市区町村から取り寄せたり、ホームページからダウンロードしている。

(経団連・企業16)

各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、様式が異なっている(地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている)。

民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を確認し、毎月、納税義務者から徴収した住民税を納期限までに納税している。しかしながら、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国各地に多くの従業員が勤務し、定期的に転勤を行っている民間事業者の負荷は大きい。

住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の様式の統一・電子化により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

また、各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)についても、様式が異なっているため、民間事業者は、個人情報保護のため個別封筒への封入、配付時点での部署コード等印字、勤務地・所属別仕分け等に費用・工数をかけて対応している。サイズ・密封式での書式統一を図るとともに、封入不用となる様、通知書表面への印字項目を制限していただきたい。(例：課税地住所)

この通知手段として、電子データの選択肢があるが、工場等での生産従事者、出向者なども考慮すると、特別徴収義務者から納税義務者用への通知については、インフラ整備等に投資・時間が必要となる。引き続き、納税義務者への通知は紙での交付をお願いしたい。

将来的にはマイナポータルを利用し、事業主を介さず、直接納税義務者がデータを取得できるようにして頂きたい。

(経団連・企業21)

各市町村から送付される特別徴収税額通知は様式が統一されておらず、弊社のように全国に事業展開している会社にとって負荷が大きい。

用紙サイズもバラつきがあり、保管の点からも統一が望ましい。

また、市町村によってはマイナンバーの印字記載がされているが、実務上不要であるため、セキュリティ管理の観点からも記載しない方向で統一していただけると幸いです。

(経団連・企業17)

会社(特別徴収義務者)に属している役職員(納税義務者)について、前1年間の給与支払状況について各市区町村に提出した「給与支払報告書(総括表)」等に基づき、翌年度(6月～翌年5月分)の都道府県民税・市区町村民税の特別徴収額の決定通知書が各市区町村より会社(特別徴収義務者)用と役職員(納税義務者)用それぞれ郵送されてくる。

この特別徴収税額通知は、様式が定められているものの、各市区町村により、用紙の大きさ・レイアウト・目隠しシールの有無等、差異が見られる。

特別徴収義務者用は、ここに記載されている金額を1件毎に給与システムに登録しなければならず、かつ、この書類を保管しておかなければならないため、用紙の大きさやフォーマットについては、統一していただきたいと考える。

なお、特別徴収義務者用にのみ現在個人番号「マイナンバー」が記載されているが、会社ではここに記載されているマイナンバーを利用することはなく、かつマイナンバーが記載されていることで、書類の取り扱い・保管が厳重となり、事務処理が煩雑となってしまう。また、各市区町村から送付されてくる際、普通郵便で郵送されて場合も多く、安全性にも不安があるといわざるを得ない。

したがって、「マイナンバー」の記載は是非とも取りやめていただきたい。

また、「紙」による通知から、e-LTaxやe-Govなどを使用した電子データ（CSV形式等）による送信を導入されることを期待している。

（経団連・企業15）

・各市区町村より送付される控えの大きさ、パンチ穴の位置が異なっており、ファイル保存に手間がかかるため全ての市区町村レイアウトを統一して欲しい。

・特別徴収義務者用に個人番号の記載が有る。（市区町村によって異なる）
書類管理リスクが高まるため、特別徴収義務者用も個人番号の記載は無しとして欲しい。

市区町村によって、記載されているもの、無いもの、番号の一部のみ表示されているものと違いがある。

・納税義務者用の書式や大きさが異なり、仕分け等において扱い辛く作業効率が悪い要因となっている。

（経団連・企業18）

弊社では各自治体からの特別徴収税額通知は、全16事業場の従業員分を本社において書面（郵送）で受領しており、各従業員へは各事業場の担当部署経由で配付している。

各従業員に配付する個人宛税額通知の書式が自治体で統一されておらず、自治体によっては給与額・税額が表面に記載されているため、配付時に他者から見えないよう封入や保護シール貼付などの対応が必要であり、作業に多くの時間を要している。

自治体によっては圧着式や保護シール付きの書式を採用されているケースもあり、全自治体がこのような書式に統一して頂ければ、企業側の負荷は軽減される。

（経団連・企業20）

各市区町村から送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）には、各市区町村別に様式が異なっており、内容の解読とシステムへの情報登録に多大な手間と時間を費やしている。

また、各市区町村から送付される住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）についても、各市区町村別に様式が異なっているため、納税義務者に配布する際の仕分けに多大な手間と時間を費やしている。

（経団連・企業19）

現在、通知は全て紙媒体となっている。

この通知については各自治体から送付されたものを本人に渡すだけであるが、数千名もの社員がいる大企業では、多数の自治体から郵送されるものを整理するだけでも時間が掛かっており、かつ自治体から郵送される通知書は書式が統一されていなく、個人別に封入するにも負担が掛かっている。

総合すると、特別徴収税額通知の処理そのものが大変な負荷になっている。

せっかく eL-taxという共通システムがあるのだから、当該通知は紙媒体での送付から電子化に切り替え、各人別の通知ファイル(全国统一フォーマット)を eL-tax経由で配信し、それを社内システム経由で渡すことができるようにする、eL-taxにて専用ビューアを提供してそのファイルを読み込んで印刷できるようにする、等の対応をして現場の負荷軽減策を図るべきである。

マイナンバーポータルにて情報提供するという案も考えられるが、マイナンバーカードの普及率向上がネックになるため、eL-taxの更なる活用が有効だと思われる。(会社から各自治体に提出する給与支払報告書は eL-taxにてデータ提供ができていたので、その逆もまた可能である)

あと現状の通知書にマイナンバーの記載がある自治体とない自治体が混在しているため、記載しないように統一してもらいたい。(セキュリティ上の観点から)

(経団連・企業23)

特別徴収義務者用

特別徴収義務者用の用紙をもとにシステム反映させるための登録処理を行っているが、市町村によって様式・記入箇所等が異なることで対応が煩雑となっている

納税義務者用

個人情報が入字されているにもかかわらずシーラー化されていない市町村もあるため、専用の封筒を作成し封入処理を行っている。
またシーラーされていても個人情報全てが隠れていない市町村もあるため、結局封筒封入処理が必要となる場合がある。
特別徴収税額通知は遅い市町村では5月中旬ごろまで到着しない場合もある中、6月給与支払までに本人へ送付する必要があるため、短期間での発送作業がかなりの事務負担となっている。

(経団連・企業22)

各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、様式が異なっている(地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている)。

民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)を個人別に切り離し配布可能な形に準備している。しかしながら、特別徴収税額通知(納税義務者用)の様式が各市町村において統一されていないため、配

布準備作業に相応の手間と時間を費やしており、民間事業者にとって負荷となっている。住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）の様式の統一により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

（現在の弊社の対応工数は140H、費用70万円／年）

なお、以下の対応が実施できれば、更に事業者の負荷軽減が可能と考える。

1) 事業者所在地市区町村などから、特別徴収義務者に納税義務者分を纏めて提供する

（事業者対応工数70H、費用35万円／年）

2) 納税義務者毎に1件1枚の通知書の形式を適用する

（事業者対応工数50H、費用25万円／年）

3) 納税義務者用通知は市区町村から直接送付する

（事業者対応工数 0 H）

4) 納税義務者はマイナンバーを活用した照会を可能とし、通知書の配布は廃止する

（事業者対応工数 0 H）

各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）はある程度統一が図られている。

（経団連・企業26）

特別徴収税額通知については、納税義務者である本人用および特別徴収義務者である事業者用の2種類がある。特別徴収義務者である事業者は、前者について本人に配布のうえ、後者について、徴収・納付手続のため自社でシステム処理を行う必要がある。

上記のところ、それぞれについて、以下のとおり自治体ごとに様式等が異なり、事業遂行に多大な負担が生じている状況があるため、統一いただきたい。

本人用通知

個人ごとに切り分けのうえ送付してくる自治体と、事業者にて切り分け作業が必要な自治体が存在する

シーラー化されている自治体とされていない自治体が存在する

本人宛に税額通知を配布する際、仕分けに手間がかかる（個人情報保護の観点から、シーラー化を希望）

事業者用通知

通知の大きさが自治体により異なる

会社保管が煩雑でスペースをとる

<例> A3・B4・A4サイズ

○データ入力に必要な項目の記載の仕方が自治体により異なる

データ入力（穿孔）を外注するにあたって、目視チェックにてフォームを整備・個別の指示を行う必要がある

< 例 >

- ・「指定番号」が個人単位で表示されていない
- ・「指定番号」が、使用が推奨されているeLTAXが対応していない「カタカナ表示」で指定されている場合があり、eLTAXデータ作成時に「指定番号」欄を空欄としている
- ・市区町村コードについて、欄外に個別の指示がある
- ・受給者番号欄の表示が統一されていない(「 」がない、桁数が足りずに途中で切れてしまう等)
- ・税額「0円」のケース(特別徴収で非課税の職員等のケース)において、
 - 表示が統一されていない(「空欄」、「*」、「非課税」)
 - 税額決定通知でなく非課税者一覧で送付され、データ入力用フォームへの個別転記が必要となる場合がある
 - そもそも税額決定通知が送付されず、通知もれなのか非課税なのかを都度確認する必要がある場合がある

通知上に、マイナンバーを記載する自治体がある

施錠可能なロッカー等、保管場所の確保が困難であるため、マイナンバーを記載しないことで統一いただきたい

また、様式等以外にも、自治体ごとに取扱いが異なる点があり、事業遂行に負担が生じているため、統一いただきたい。

本人用通知

退職した職員の「税額変更通知(本人用)」を「税額変更通知(特別徴収義務者用)」とあわせて会社(特別徴収義務者)あて送付してくる自治体がある

退職した職員本人あてには、別途自治体より納付書が送付されるため、会社あて送付された「税額変更通知(本人用)」は、会社で破棄している。したがって、会社あて送付するのは、「会社用(特別徴収義務者用)」だけにしていきたい。

事業者用通知

「税額変更通知(特別徴収義務者用)」の備考欄に変更理由が印字されているケースと、印字されていないケースがある

有用な情報なため、書式・様式を統一する際には、変更理由を印字する方式に統一いただきたい。

(経団連・企業30)

自治体により書式も用紙のサイズ(A3・B4等)も異なるので不便。
電子データでも対応はしてくれるようだが現状あまり活用できておらず、あまりにも手間がかかるため、外注している。保管(ファイリング)もしづらい。

(経団連・企業8)

各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、様式が異なっている(地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている)。

民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を確認し、納期限までに納税している。しかしながら、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解釈とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国各地に大量の従業員が勤務し、定期的に転勤を繰り返している民間事業者の負荷は大きい。

住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の様式の統一により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

また、各市町村から送付される住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)についても、様式が異なっているため、納税義務者に配布する際の仕分けに手間がかかる。

自治体毎に様式が異なっている。年1回とはいえ、処理する量が多く、記入・仕分け等に手間がかかり、作業効率が良くない。ファイル後、異動届出書作成時等に検索するにも用紙サイズがバラバラの為、効率が悪くなる。様式・サイズの統一化を図って頂きたい。

様式・サイズを統一して頂きたいことに加え、予め各自治体にて個人情報となる課税計算欄等を(圧着シール等で)「封緘」した形で送付頂けると、作業効率UPにつながる。

(経団連・企業29)

雇用した従業員に対して自治体から、特別徴収税額通知を受領し、給与算出時に入力が必要となります。

記載項目は各市区町村ともほぼ同じですが、レイアウト等は異なります。

フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業への対応が容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。

・年間で処理する件数：(1)決定通知：約27,000件/年、(2)変更通知：約600件/年 の内、電子データ(CD等)で送付されない(紙ベースでの送付)自治体からについては、手入力が必要となる。

(経団連・企業28)

・市区町村で書式(形態・大きさ等)が異なり、社内での仕分・発送準備にかなりの時間を要している。交付までの時間的制約もあり、負担が大きい。書式の統一あるいは市区町村から納税義務者へ直送願いたい。

・マイナポータルに掲示する等により、事業主の義務である通知書の配付を廃止していただきたい。廃止が困難な場合は、せめて様式(大きさ、表示内容)の統一を図っていただきたい。

(同友会)

給与支払報告書を除き、全て地方自治体によって様式が異なっている。加えてサイズもバラバラでありA4、B4といった一般的な形式から数センチ大きいといった様式があり、記入の煩雑さに加え、ファイリングも困難である。原本の写しを保存するため、

わざわざ拡大・縮小で共通のサイズにコピーし直す手間が煩わしいとの声もある。

処理を行う時期が年末・年度末・年度初めなどの一時期に集中することから、様式やサイズ違いが殊更に効率性を阻害している。

給与計算を全てシステムで対応しているところでは、給与台帳データが整備されているが、提出する書類は紙ベースのものがほとんどであるため、同じ内容を手書きで転記し、かつ、地方知事体毎にそれぞれ記入場所が異なるため、非常に手間がかかっている。

従業員数の多い企業ほど従業員が居住する地域も異なるため、殊更負担が大きくなる。

以上の事を踏まえ、
サイズ・様式の統一化
手続きの電子化
をご検討願いたい。

(商工会連合会)

現状、地方が提供するフォームも別個に設定され、個別対応するのは非常に煩雑であり、業務も集中するので、他の業務に時間を当てられず、残業対応になることも多い。

(新経連)

各府省による改善方策の検討結果

[改善方策の内容]

- (1) 特別徴収義務者用については、eLTAXシステムとしては、H28年度から正本の電子的通知が可能となっている。このため、電子署名を付した正本の電子的送付に未だ対応していない地方団体に対し、電子交付を希望する特徴義務者に対する電子的正本通知について積極的かつ早急な取組みを求めている。
- (2) 特別徴収義務者用について書面で送付する場合には、マイナンバーが記載された書類の管理コスト等に鑑み、マイナンバーの記載は行わないこととしたところ(平成30年度税制改正)。
- (3) 納税義務者用については、平成30年度与党税制改正大綱において、特別徴収義務者を經由し、電子的に送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討することとされたところであり、この方針に沿って検討を進める。

〔 当該改善方策の実施時期〕

- (1) 早急に取り組が進展するよう精力的に助言、働きかけを実施。
- (2) 平成30年度分の個人住民税から適用。
- (3) 今後、実務的な検討を行い、結論が得られれば、速やかに所要の法令改正やシステム上の対応等の取組を進める。

〔 当該改善方策とする理由〕

地方税に関する手続きにおける事業者の負担軽減は、全国統一フォーマットによる電子申告システムを用いることで解決できるため。

各府省において講ずべき改善方策

特別徴収税額通知書（地方税法第321条の4第1項ノ特別徴収義務者用）については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、平成30年度上期中に、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。

特別徴収税額通知書（納税義務者用）については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。

改善方策の検討を求める書式等 - 13

所 管 府 省	総務省	自治税務局市町村税課
書式等の名称	特別徴収切替届出書	
手続の根拠規定	地方税法第321条の4 第5項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>各自治体で書式の名称や記載項目が異なる。届出の際に納税義務者本人の捺印や、添付書類が必要なケースもあり、スムーズな届出が行なえているとはいえない。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業2）</p>		
<p>届出が市町村によって違うため、市町村のホームページでダウンロードしなければならないので、様式が統一され総務省のホームページでダウンロードできれば、時間の省力化が図れる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業24）</p>		
<p>かつては、自治体ごとに異なる様式に対応していたが、現在は、どの自治体に提出する届出書も、一定のひな形を準備し使用し問題なく手続きができています。ただし、特定の自治体にこの方法について了解を得ている訳ではないため、全国の自治体で書式・提出方法を統一していただけるとありがたい。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業25）</p>		
<p>個人地方税について、中途採用者や育児休業からの復職者等からの希望により、普通徴収から特別徴収へと切り替える際には、市町村ごとにことなる特別徴収切替届出を市町村のホームページ等からダウンロードし、必要事項を記載のうえ、送付しており、事務負担がかかっている。市町村ごとに異なる様式とする必要も無く、統一できると考える。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業4）</p>		
<p>市区町村毎に様式が違うため、各市区町村から取り寄せたり、ホームページからダウンロードしている。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業16）</p>		
<p>市町村ごとに様式が異なることで、対象者が発生する都度、該当市町村のホームページから書類を印刷し、場合によっては個々に記入方法を照会する必要があり、1件の処理に対する手間が大きい。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業22）</p>		

地方自治体ごとに特別徴収切替届の添付書類が異なるため、新規に入社した者等から、普通徴収から特別徴収への変更依頼があった場合、その都度、該当の市区町村のホームページから様式をダウンロードし、添付書類を確認のうえ、届出を行なわなければならないとなっている。

添付書類を変える必要性は感じられず、特に、広域で事業を展開している事業者の負担となっているため、統一していただきたい。

(経団連・企業30)

自治体により書式が異なるが記載事項は共通している。項目を満たせば受理してくれるため、自治体の書式を使わず、必要事項を網羅した当社の雛型を作成し使用している。

(経団連・企業8)

総件数は少ないものの、様式・サイズもバラバラであり手記入が必要となる。電子フォーマット等による様式の統一化を図って頂けると、業務効率化できる。

(経団連・企業29)

住民税に関し、「特別徴収切替申請書」の書式ならびにそれに伴う事務の流れが、市区町村により異なり、事務の停滞や再作成等の負担が恒常的に発生している。書式や事務フローを国主導で統一していただきたい。

(同友会)

給与支払報告書を除き、全て地方自治体によって様式が異なっている。加えてサイズもバラバラでありA4、B4といった一般的な形式から数センチ大きいといった様式があり、記入の煩雑さに加え、ファイリングも困難である。原本の写しを保存するため、わざわざ拡大・縮小で共通のサイズにコピーし直す手間が煩わしいとの声もある。

処理を行う時期が年末・年度末・年度初めなどの一時期に集中することから、様式やサイズ違いが殊更に効率性を阻害している。

給与計算を全てシステムで対応しているところでは、給与台帳データが整備されているが、提出する書類は紙ベースのものがほとんどであるため、同じ内容を手書きで転記し、かつ、地方知事体毎にそれぞれ記入場所が異なるため、非常に手間がかかっている。

従業員数の多い企業ほど従業員が居住する地域も異なるため、殊更負担が大きくなる。

以上の事を踏まえ、
サイズ・様式の統一化
手続きの電子化

をご検討願いたい。

(商工会連合会)

現状、地方が提供するフォームも別個に設定され、個別対応するのは非常に煩雑であり、業務も集中するので、他の業務に時間を当てられず、残業対応になることも多い。

(新経連)

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

すでに全ての市町村で全国统一フォーマットによる電子的提出が可能となっており、更なる活用促進に向けて地方団体に対して助言を行う。

経済団体や税理士会等に対しても、eLTAXの活用促進を働きかける。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

定期的に助言や働きかけを実施。

〔 当該改善方策とする理由 〕

地方税に関する手続きにおける事業者の負担軽減は、全国统一フォーマットによる電子申告システムを用いることで解決できるため。

各府省において講ずべき改善方策

特別徴収への切替申出(地方税法第321条の4 第5項)については、全ての市区町村において全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。

改善方策の検討を求める書式等 - 14

所 管 府 省	総務省	自治税務局固定資産税課
書式等の名称	不動産取得税に係る納税通知書・納付書	
手続の根拠規定	地方税法第73条の17第2項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>1. 営業店での処理</p> <p>店頭受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行の窓口には、全国の地方団体の納税書類が持ち込まれる。一方、書式が異なっていることで、複数の地方団体に納税するお客さまは確認・処理する場所がそれぞれ異なり、お客さま側で混乱することがある。加えて銀行側でもお客さまが持ち込んだ書式に付きチェックする位置の配置や、更には納税者にお渡しする領収証書の配置等が異なっており、銀行側で都度慎重な確認作業が必要となり、お客さまに長い時間お待ち頂くこととなる。 <p>後方事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎営業日、事務センターに送付する為の取り纏め作業においても、店頭受付と同様に、受付内容の再鑑手続、様式等の点検、受入枚数・金額の確認等、都度慎重な対応を行っており、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。 <p>2. 事務センターでの処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方団体毎、税目毎に異なる書式であり、必要記入事項、書類の大きさ、フォント等がそれぞれ異なる他、同一の項目でも地方団体により記載位置が異なっている。そのため、金融機関の事務センターでは機械に書式を判別するための型を登録しきれず、機械で判別できない書式を1件毎に手作業での仕分けや金額のシステム入力を行っている。 ○ 上記の手作業処理は、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。 ○ また、地方団体によっては、記載項目や位置を年により変更・追加することがあるが、書式の記載項目や記載位置が変更になる都度、機械への登録し直し等の作業が必要となる。 <p>○ 例えばA銀行では、事務センターにおいて約300名の人員にて年間約1,000万枚の処理を行っているが、営業店窓口での対応と合わせて、多大な時間・ヒトによる対応のコストが大きく、各銀行における生産性改善の支障となっている。</p> <p>事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。</p> <p>【ご参考 金融機関における税収納事務フロー】</p> <p>(1) 営業店での処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関は、営業店の店頭で受付・収納した納税通知書・納付書に付属して 		

いる領収済通知書(以下「済通」)を、営業店の後方事務で取り纏めの上、各行がそれぞれ独自に設置している事務センターに一旦送付。

(2) 事務センターでの処理

○ 事務センターは、各営業店から送付された済通を地方団体毎・税目毎に仕分け、税額を合計する等の取り纏めをし、各地方団体の指定金融機関宛に送付。

(3) 指定金融機関での処理

○ 各指定金融機関は、各行の事務センターから送られてきた済通を取り纏め、日計報告書等の帳票類を作成し、地方団体に持ち込み。

○ 店頭での収納から指定金融機関が自治体に済通を持ち込むまでの期限は、厳格に定められており(最短で翌営業日)事務センターは短時間での大量の仕分け処理を行う必要があるため、作業は機械(ソーター)により処理していることが一般的(但し翌営業日持込の場合は全て手作業)。

○ 特に、自動車税の納付が集中する5月等は、処理を夜通しで行う場合もある。

○ なお、指定金融機関が作成する日計報告書等の各地方団体あて提出書類も、各団体に様式が定められている。指定金融機関は、各地方団体が個別に定める記載方法に基づいて対応しているが、統一化されれば、事務負担が軽減し、作業時間や地方団体への提出期間の短縮につながる可能性もある。

事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

(経団連・企業9)

現状、地方が提供するフォームも別個に設定され、個別対応するのは非常に煩雑であり、業務も集中するので、他の業務に時間を当てられず、残業対応になることも多い。

(新経連)

各府省による改善方策の検討結果

[改善方策の内容]

納付書の様式は、指定金融機関と地方団体の協議に基づいて定められているものであり、今回の意見は、大規模金融機関(メガバンク)が、自行が地方税の収納を担当している(主として都市部の)地方団体における納付書の様式のバラつきについて指摘しているものと受け止めている。

全国的にみると、大規模な金融機関も規模の小さい金融機関も、それぞれ、自行が指定金融機関となっている各地方団体との間で協議を行い、それに基づいて納付書の様式が定められているところであり、仮に、全国統一の様式を用いることを強制(あるいは徹底)しようとする場合には、大規模な金融機関だけでなく、地方の小規模団体の指定金融機関となっている規模の小さい金融機関で用いられている納付書の様式についてまで変更が求められることとなる。

今回の意見のポイントが、紙の納付書について、メガバンクにおいて取り扱っている対象団体の様式のバラつきの問題であるとすれば、関係する金融機関と関係する各地方団体の間における協議の進展等を踏まえながら、どのような枠組みで検討を進め

ていくべきかを考える必要がある。

なお、賦課課税税目の収納手段については、口座振替、コンビニ収納、クレジットカード納付等がすでに活用され、順次拡大してきているところであり、金融機関の事務負担軽減の観点からも、今後、そうした金融機関の窓口払い以外の収納手段の更なる普及促進を図っていく。

一方、平成31年10月から共通電子納税システムが稼働する予定の申告納付税目と同様に、賦課課税税目についても、将来的には共通電子納税システムの導入により、全地方団体において全国统一フォーマットの下でのeTAXによる電子納付を可能とすることが今後の検討課題となると認識しており、それが実現すれば、納付書を用いることなく納税を行うことが可能となる。

この検討に当たっては、申告行為がない賦課課税において、納税通知書記載の情報をどのように個々の納税義務者に電子的に送付するのか等の課題があり、平成30年度から地方団体や経済界の意見を聞きながら検討していく。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

現在、地方税の電子化部署や地方税電子化協議会においては、申告納付税目に係る共通電子納税システム導入（平成31年10月）への対応に力を注いでいる状況であり、次なる電子化についてはそれと並行して議論していくこととなる。

- ・ 今後、個人など紙での通知を希望する納税義務者への対応方策、
- ・ 現在検討中である個人住民税に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付の仕組みの検討状況、
- ・ 一企業に対する複数地方団体からの納税通知書についてどのように名寄せを行うか、等の多くの課題について、地方団体、企業、税理士等が参加する実務的に議論し、検討を深めていく場が必要と考えられる。

関係者の理解を得て、平成30年度からこうした検討を開始したい。

〔 当該改善方策とする理由 〕

全国统一フォーマットとなることで、指摘されているような事業者の事務負担の軽減を図ることができるため。

各府省において講ずべき改善方策

個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国统一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。

併せて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。

改善方策の検討を求める書式等 - 15

所 管 府 省	総務省	自治税務局固定資産税課
書式等の名称	固定資産税に係る納税通知書・納付書・課税明細書	
手続の根拠規定	地方税法第1条第1項第7号、第364条第1項、第364条第3項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>届出が市町村によって違うため、市町村のホームページでダウンロードしなければならないので、様式が統一され総務省のホームページでダウンロードできれば、時間の省力化が図れる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業24）</p>		
<p>納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読に手間がかかる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業25）</p>		
<p>（主に納付書）固定資産税・都市計画税は全国の方をまとめて、支払い手続きを行うが、自治体により様式が異なるため（サイズも異なる）その内容の確認に大きな手間が生じている。</p> <p>また、毎年課税台帳（名寄帳）を各自治体より取り寄せ、その名寄帳をデータ化して利用しているが、自治体側でシステム管理しているのであれば、データで受領できるように運用を変更していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業27）</p>		
<p>当社では、納税にあたり社内の経理システムに納税通知書・納付書に記載の「市町村名」「納税額」「納税期間」等の情報入力や根拠資料の作成などの事務作業をしています。この際、様式が各市町村において統一されておらず、入力事項の記載箇所が各市町村によってバラバラであることから、記載箇所を確認する手間がかかります。1件あたりの手間は大了たことはありませんが、扱う件数が数百件にのぼる当社にとっては、少なからず事務の負担となっています。様式が統一され、少しでも記載事項の確認がし易くなれば、納税にかかる事務作業の負担軽減、効率化につながるものと思料します。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業3）</p>		
<p>フォームが異なるため、納税額や内訳等の参照に時間がかかる。 その結果、伝送一括処理等、納付の電子化を行う際の弊害となっている。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業13）</p>		
<p>各市町村から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている（課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定</p>		

められているが、市町村の裁量により、変更されている)。

民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

(経団連・企業5)

弊社では、弊社が所有する不動産物件の固定資産税・都市計画税を毎年5～7月にかけてチェックしているが、納税通知書の様式が市区町村ごとに異なるため、見間違いのリスクが高く、複数回のチェックが必要となっている。

また、納税通知書の用紙サイズも市区町村によって異なるため、特殊なサイズのファイルにて保管しなくてはならず、ファイリングの手間やキャビネットスペースの有効活用ができずに困っている。

(経団連・企業16)

都道府県、市町村によりフォーマットが異なる。

当社の場合、数多くの都道府県・市長村から異なるフォーマットが届き、一度に多くの納税処理をしている。固定資産税の場合は、150超の都道府県・市町村に納税。

フォーマットを統一して頂きたい。電子化された場合も、フォーマット・インターフェイスの統一して頂きたい。

固定資産税の納付にあたっては、地方税法364条第3項にもとづき、課税内容に対するより深い理解のため、毎年1月1日現在の所有する土地・家屋の課税明細書が、各市町村から所有者に送られており、評価額に不服のある場合には、固定資産評価審査委員会への異議申し立ての機会が与えられている。

所有者は、課税明細書が送られた際に、過年度の評価額との変動等を確認し、異常値がないか等確認を行うことになる。また、課税明細書に記載された評価額は、不動産の価値や保有コストなどの把握に活用されている実態がある。

しかし、多数の土地・家屋を所有している場合、紙面での全数チェックを行うことは、大変な工数となるため、各市町村から紙面とは別に課税データをもらい、データ上での異常値チェックを行うこととなる。

現時点では課税データの形式が市町村によって異なるため、所有者側で閲覧システムを構築してもデータ形式を個々の市町村データ毎に変換するか、個別データ形式全てへのシステム対応を実施しなければならず、結局手入力作業が発生し、多大な工数が掛っ

ている。

(経団連・企業 21)

「固定資産税に係る納税通知書・納付書」が統一されていないため、市町村により納付書のサイズに違いが生じている。納付手続きの事務作業が煩雑となるため、書式の統一を望みます。

(経団連・企業 1)

1 . 納税通知書の書式・様式

書式が統一されていないので、固定資産税の確認作業に時間を要する。

2 . 納付書の書式・様式

様式が統一されておらず、一部の市町村から、納付書ではなく、振り込み通知書・払込取扱票が送られてくる。当該市町村に問い合わせたところ、納付書はないとの回答。銀行は、納付書として受け付けてくれず、個別に銀行窓口で支払処理をした。

固定資産税は、納期(4期)毎の支払と一括払い(全期前納付)があるが、当社は全期前納付をしている事業所がある。全期前納付用の納付書がない市町村は、4期それぞれの納期に合わせて支払をする必要がある。

2 . 納税通知書の発送時期(東京都)

東京都の場合、固定資産税は区(市町村に相当)ではなく、都(県に相当)が課税している。東京都が納税通知書をバラバラ(たぶん区毎に)送付してくる。都が課税するとなっているが、実際に事務を行っているのは区ではないか。

(経団連・企業 20)

各市町村から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている)。

民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

(経団連・企業 22)

各市町村から送付される固定資産税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている)。

民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税の

納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

固定資産税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

また入札申請等に添付する際、サイズ等が統一されていないために扱いづらい事例がある。

(経団連・企業 26)

各市町村から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている)。

民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

(経団連・企業 30)

当社は地方自治体から送られてくる過知書等を一度PDF化し、納付に際して物件別にエクセルシートに各期の金額を転記して集計し、確認としている。

約2000枚の納税通知書について書式が異なるために複合機で簡単にPDF化が出来ない。また、転記する際に書式が異なるために転記間違いが生じやすいという支障が生じている。

(経団連・企業 8)

1. 営業店での処理

店頭受付

- 銀行の窓口には、全国の地方団体の納税書類が持ち込まれる。一方、書式が異なっていることで、複数の地方団体に納税するお客さまは確認・処理する場所がそれぞれ異なり、お客さま側で混乱することがある。加えて銀行側でもお客さまが持ち込んだ書式に付きチェックする位置の配置や、更には納税者にお渡しする領収証書の配置等が異なっており、銀行側で都度慎重な確認作業が必要となり、お客さまに長い時間お待ち頂くこととなる。

後方事務

- 毎営業日、事務センターに送付する為の取り纏め作業においても、店頭受付

と同様に、受付内容の再鑑手続、様式等の点検、受入枚数・金額の確認等、都度慎重な対応を行っており、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。

2. 事務センターでの処理

- 地方団体毎、税目毎に異なる書式であり、必要記入事項、書類の大きさ、フォント等がそれぞれ異なる他、同一の項目でも地方団体により記載位置が異なっている。そのため、金融機関の事務センターでは機械に書式を判別するための型を登録しきれず、機械で判別できない書式を1件毎に手作業での仕分けや金額のシステム入力を行っている。
- 上記の手作業処理は、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。
- また、地方団体によっては、記載項目や位置を年により変更・追加することがあるが、書式の記載項目や記載位置が変更になる都度、機械への登録し直し等の作業が必要となる。

○ 例えばA銀行では、事務センターにおいて約300名の人員にて年間約1,000万枚の処理を行っているが、営業店窓口での対応と合わせて、多大な時間・ヒトによる対応のコストが大きく、各銀行における生産性改善の支障となっている。

事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

【ご参考 金融機関における税収納事務フロー】

(1) 営業店での処理

- 金融機関は、営業店の店頭で受付・収納した納税通知書・納付書に付属している領収済通知書(以下「済通」)を、営業店の後方事務で取り纏めの上、各行がそれぞれ独自に設置している事務センターに一旦送付。

(2) 事務センターでの処理

- 事務センターは、各営業店から送付された済通を地方団体毎・税目毎に仕分け、税額を合計する等の取り纏めをし、各地方団体の指定金融機関宛に送付。

(3) 指定金融機関での処理

- 各指定金融機関は、各行の事務センターから送られてきた済通を取り纏め、日計報告書等の帳票類を作成し、地方団体に持ち込み。

○ 店頭での収納から指定金融機関が自治体に済通を持ち込むまでの期限は、厳格に定められており(最短で翌営業日)事務センターは短時間での大量の仕分け処理を行う必要があるため、作業は機械(ソーター)により処理していることが一般的(但し翌営業日持込の場合は全て手作業)。

○ 特に、自動車税の納付が集中する5月等は、処理を夜通しで行う場合もある。

○ なお、指定金融機関が作成する日計報告書等の各地方団体あて提出書類も、各団体にて様式が定められている。指定金融機関は、各地方団体が個別に定める記載方法に基づいて対応しているが、統一化されれば、事務負担が軽減し、作業時間や地方団体への提出期間の短縮につながる可能性もある。

事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

(経団連・企業9)

現状、地方が提供するフォームも別個に設定され、個別対応するのは非常に煩雑であり、業務も集中するので、他の業務に時間を当てられず、残業対応になることも多い。

(新経連)

各府省による改善方策の検討結果

(改善方策の内容)

【納付書】

納付書の様式は、指定金融機関と地方団体の協議に基づいて定められているものであり、今回の意見は、大規模金融機関(メガバンク)が、自行が地方税の収納を担当している(主として都市部の)地方団体における納付書の様式のバラつきについて指摘しているものと受け止めている。

全国的にみると、大規模な金融機関も規模の小さい金融機関も、それぞれ、自行が指定金融機関となっている各地方団体との間で協議を行い、それに基づいて納付書の様式が定められているところであり、仮に、全国统一の様式を用いることを強制(あるいは徹底)しようとする場合には、大規模な金融機関だけでなく、地方の小規模団体の指定金融機関となっている規模の小さい金融機関で用いられている納付書の様式についてまで変更が求められることとなる。

今回の意見のポイントが、紙の納付書について、メガバンクにおいて取り扱っている対象団体の様式のバラつきの問題であるとすれば、関係する金融機関と関係する各地方団体の間における協議の進展等を踏まえながら、どのような枠組みで検討を進めていくべきかを考える必要がある。

なお、賦課課税税目の収納手段については、口座振替、コンビニ収納、クレジットカード納付等がすでに活用され、順次拡大してきているところであり、金融機関の事務負担軽減の観点からも、今後、そうした金融機関の窓口払い以外の収納手段の更なる普及促進を図っていく。

一方、平成31年10月から共通電子納税システムが稼働する予定の申告納付税目と同様に、賦課課税税目についても、将来的には共通電子納税システムの導入により、全地方団体において全国统一フォーマットの下でのeLTAXによる電子納付を可能とすることが今後の検討課題となると認識しており、それが実現すれば、納付書を用いることなく納税を行うことが可能となる。

この検討に当たっては、申告行為がない賦課課税において、納税通知書記載の情報をどのように個々の納税義務者に電子的に送付するのか等の課題があり、平成30年度から地方団体や経済界の意見を聞きながら検討していく。

【納税通知書及び課税明細書】

多数の固定資産を保有している企業にとって、内部の納税情報管理のために社内システムにデータ入力を行う際に、各項目のレイアウト（情報の配置）が異なっていることが、入力ミス要因等となり、事務負担となっているとの事情があることが示された。

一方で、その他の多数の納税義務者にとっては、納税通知書や課税明細書は見て確認するためのものであり、様式が地方団体によって異なっても、特段の不都合は感じられていないものと考えられる。

徴税は可能な限り低コストで行われるべきであり、様式を統一することによって、システム改修や郵送方法の変更（葉書から封書への変更等）等でコストが増加することとの関係で、取組の要否や優先度が変わってくる。

紙の様式を統一することについては、地方団体側のコストの増加が相当程度大きいと考えられることから慎重な検討が必要。

これに対し、複数の地方団体に納税義務を有する法人にとっての実質的な解決策としては、納税通知書や課税明細書が全国统一フォーマットの下で電子的に送付される仕組みを構築することが有益と考えられるため、今回実現する共通電子納税システムの導入（平成31年10月）の次なる課題として、今後検討していく。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

現在、地方税の電子化部署や地方税電子化協議会においては、申告納付税目に係る共通電子納税システム導入（平成31年10月）への対応に力を注いでいる状況であり、次なる電子化についてはそれと並行して議論していくこととなる。

- ・ 今後、個人など紙での通知を希望する納税義務者への対応方策、
- ・ 現在検討中である個人住民税に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付の仕組みの検討状況、
- ・ 一企業に対する複数地方団体からの納税通知書についてどのように名寄せを行うか、等の多くの課題について、地方団体、企業、税理士等が参加する実務的に議論し、検討を深めていく場が必要と考えられる。

関係者の理解を得て、平成30年度からこうした検討を開始したい。

〔 当該改善方策とする理由 〕

全国统一フォーマットとなることで、指摘されているような事業者の事務負担の軽減を図ることができるため。

各府省において講ずべき改善方策

個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。

併せて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。

改善方策の検討を求める書式等 - 16

所 管 府 省	総務省	自治税務局固定資産税課
書式等の名称	都市計画税に係る納税通知書・納付書	
手続の根拠規定	地方税法第702条の8 第5項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>(主に納付書)固定資産税・都市計画税は全国の分をまとめて、支払い手続きを行うが、自治体により様式が異なるため(サイズも異なる)その内容の確認に大きな手間が生じている。</p> <p>また、毎年課税台帳(名寄帳)を各自治体より取り寄せ、その名寄帳をデータ化して利用しているが、自治体側でシステム管理しているのであれば、データで受領できるように運用を変更していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業27)</p>		
<p>当社では、納税にあたり社内の経理システムに納税通知書・納付書に記載の「市町村名」「納税額」「納税期間」等の情報入力や根拠資料の作成などの事務作業をしています。この際、様式が各市町村において統一されておらず、入力事項の記載箇所が各市町村によってバラバラであることから、記載箇所を確認する手間がかかります。1件あたりの手間は大了たことはありませんが、扱う件数が数百件にのぼる当社にとっては、少なからず事務の負担となっています。様式が統一され、少しでも記載事項の確認がし易くなれば、納税にかかる事務作業の負担軽減、効率化につながるものと思料します。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業3)</p>		
<p>フォームが異なるため、納税額や内訳等の参照に時間がかかる。</p> <p>その結果、伝送一括処理等、納付の電子化を行う際の弊害となっている。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業13)</p>		
<p>各市町村から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている)。</p> <p>民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負担が大きい。</p> <p>固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業5)</p>		
<p>弊社では、弊社が所有する不動産物件の固定資産税・都市計画税を毎年5～7月にかけてチェックしているが、納税通知書の様式が市区町村毎に異なるため、見間違いのリスクが高く、複数回のチェックが必要となっている。</p>		

また、納税通知書の用紙サイズも市区町村によって異なるため、特殊なサイズのファイルにて保管しなくてはならず、ファイリングの手間やキャビネットスペースの有効活用ができずに困っている。

(経団連・企業 16)

都道府県、市町村によりフォーマットが異なる。

当社の場合、数多くの都道府県・市長村から異なるフォーマットが届き、一度に多くの納税処理をしている。

フォーマットを統一して頂きたい。電子化された場合も、フォーマット・インターフェイスの統一して頂きたい。

都市計画税の納付にあたっては、地方税法 364 条第 3 項にもとづき、課税内容に対するより深い理解のため、毎年 1 月 1 日現在の所有する土地・家屋の課税明細書が、各市町村から所有者に送られており、評価額に不服のある場合には、固定資産評価審査委員会への異議申し立ての機会が与えられている。

所有者は、課税明細書が送られた際に、過年度の評価額との変動等を確認し、異常値がないか等確認を行うことになる。また、課税明細書に記載された評価額は、不動産の価値や保有コストなどの把握に活用されている実態がある。

しかし、多数の土地・家屋を所有している場合、紙面での全数チェックを行うことは、大変な工数となるため、各市町村から紙面とは別に課税データをもらい、データ上での異常値チェックを行うこととなる。

現時点では課税データの形式が市町村によって異なるため、所有者側で閲覧システムを構築してもデータ形式を個々の市町村データ毎に変換するか、個別データ形式全てへのシステム対応を実施しなければならず、結局手入力作業が発生し、多大な工数が掛っている。

(経団連・企業 21)

「都市計画税に係る納税通知書・納付書」が統一されていないため、市町村により納付書のサイズに違いが生じている。納付手続きの事務作業が煩雑となるため、書式の統一を望みます。

(経団連・企業 1)

1 . 納税通知書の書式・様式

書式が統一されていないので、固定資産税の確認作業に時間を要する。

2 . 納付書の書式・様式

様式が統一されておらず、一部の市町村から、納付書ではなく、振り込み通知書・払込取扱票が送られてくる。当該市町村に問い合わせたところ、納付書はないとの回答。銀行は、納付書として受け付けてくれず、個別に銀行窓口で支払処理をした。

固定資産税は、納期（4期）毎の支払と一括払い（全期前納付）があるが、当社は、全期前納付をしている事業所がある。全期前納付用の納付書がない市町村は、4期

それぞれの納期に合わせて支払をする必要がある。

2. 納税通知書の発送時期（東京都）

東京都の場合、固定資産税は区（市町村に相当）ではなく、都（県に相当）が課税している。東京都が納税通知書をバラバラ（たぶん区毎に）送付してくる。都が課税となっているが、実際に事務を行っているのは区ではないか。

（経団連・企業 20）

各市町村から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている（課税明細書については、地方税法施行規則第 14 条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている）。

民間事業者は、毎年 4 月から 6 月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

（経団連・企業 22）

各市町村から送付される都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている（課税明細書については、地方税法施行規則第 14 条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている）。

民間事業者は、毎年 4 月から 6 月にかけて全国から集中して送付される都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式や納付期限が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一と送付時期・納付期限の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

（経団連・企業 26）

各市町村から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書は、それぞれ様式が異なっている（課税明細書については、地方税法施行規則第 14 条で様式が定められているが、市町村の裁量により、変更されている）。

民間事業者は、毎年 4 月から 6 月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、納税通知書・課税明細書の様式が各市町村において統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。

固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の様式の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。

（経団連・企業 30）

当社は地方自治体から送られてくる過知書等を一度 PDF 化し、納付に際して物件別にエクセルシートに各期の金額を転記して集計し、確証としている。

約 2000 枚の納税通知書について書式が違うために複合機で簡単に PDF 化が出来ない。また、転記する際に書式が違うために転記間違いが生じやすいという支障が生じている。

(経団連・企業 8)

1. 営業店での処理

店頭受付

- 銀行の窓口には、全国の地方団体の納税書類が持ち込まれる。一方、書式が異なっていることで、複数の地方団体に納税するお客さまは確認・処理する場所がそれぞれ異なり、お客さま側で混乱することがある。加えて銀行側でもお客さまが持ち込んだ書式に付きチェックする位置の配置や、更には納税者にお渡しする領収証書の配置等が異なっており、銀行側で都度慎重な確認作業が必要となり、お客さまに長い時間お待ち頂くこととなる。

後方事務

- 毎営業日、事務センターに送付する為の取り纏め作業においても、店頭受付と同様に、受付内容の再鑑手続、様式等の点検、受入枚数・金額の確認等、都度慎重な対応を行っており、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。

2. 事務センターでの処理

- 地方団体毎、税目毎に異なる書式であり、必要記入事項、書類の大きさ、フォント等がそれぞれ異なる他、同一の項目でも地方団体により記載位置が異なっている。そのため、金融機関の事務センターでは機械に書式を判別するための型を登録しきれず、機械で判別できない書式を 1 件毎に手作業での仕分けや金額のシステム入力を行っている。
- 上記の手作業処理は、時間、ヒトなど多大に投入する必要がある。
- また、地方団体によっては、記載項目や位置を年により変更・追加することがあるが、書式の記載項目や記載位置が変更になる都度、機械への登録し直し等の作業が必要となる。

○ 例えば A 銀行では、事務センターにおいて約 300 名の人員にて年間約 1,000 万枚の処理を行っているが、営業店窓口での対応と合わせて、多大な時間・ヒトによる対応のコストが大きく、各銀行における生産性改善の支障となっている。

事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

【ご参考 金融機関における税収納事務フロー】

(1) 営業店での処理

- 金融機関は、営業店の店頭で受付・収納した納税通知書・納付書に付属している領収済通知書(以下「済通」)を、営業店の後方事務で取り纏めの上、各行がそれぞれ独自に設置している事務センターに一旦送付。

(2) 事務センターでの処理

- 事務センターは、各営業店から送付された済通を地方団体毎・税目毎に仕分

け、税額を合計する等の取り纏めをし、各地方団体の指定金融機関宛に送付。

(3) 指定金融機関での処理

ウ 各指定金融機関は、各行の事務センターから送られてきた済通を取り纏め、日計報告書等の帳票類を作成し、地方団体に持ち込み。

〇 店頭での収納から指定金融機関が自治体に済通を持ち込むまでの期限は、厳格に定められており(最短で翌営業日)事務センターは短時間での大量の仕分け処理を行う必要があるため、作業は機械(ソーター)により処理していることが一般的(但し翌営業日持込の場合は全て手作業)。

〇 特に、自動車税の納付が集中する5月等は、処理を夜通しで行う場合もある。

〇 なお、指定金融機関が作成する日計報告書等の各地方団体あて提出書類も、各団体にて様式が定められている。指定金融機関は、各地方団体が個別に定める記載方法に基づいて対応しているが、統一化されれば、事務負担が軽減し、作業時間や地方団体への提出期間の短縮につながる可能性もある。

事務センターと記載のある部分について、金融機関の体制により支店で対応している場合もある。

(経団連・企業9)

現状、地方が提供するフォームも別個に設定され、個別対応するのは非常に煩雑であり、業務も集中するので、他の業務に時間を当てられず、残業対応になることも多い。

(新経連)

各府省による改善方策の検討結果

(改善方策の内容)

【納付書】

納付書の様式は、指定金融機関と地方団体の協議に基づいて定められているものであり、今回の意見は、大規模金融機関(メガバンク)が、自行が地方税の収納を担当している(主として都市部の)地方団体における納付書の様式のバラつきについて指摘しているものと受け止めている。

全国的にみると、大規模な金融機関も規模の小さい金融機関も、それぞれ、自行が指定金融機関となっている各地方団体との間で協議を行い、それに基づいて納付書の様式が定められているところであり、仮に、全国統一の様式を用いることを強制(あるいは徹底)しようとする場合には、大規模な金融機関だけでなく、地方の小規模団体の指定金融機関となっている規模の小さい金融機関で用いられている納付書の様式についてまで変更が求められることとなる。

今回の意見のポイントが、紙の納付書について、メガバンクにおいて取り扱っている対象団体の様式のバラつきの問題であるとすれば、関係する金融機関と関係する各地方団体の間における協議の進展等を踏まえながら、どのような枠組みで検討を進めていくべきかを考える必要がある。

なお、賦課課税税目の収納手段については、口座振替、コンビニ収納、クレジットカード納付等がすでに活用され、順次拡大してきているところであり、金融機関の事

務負担軽減の観点からも、今後、そうした金融機関の窓口払い以外の収納手段の更なる普及促進を図っていく。

一方、平成31年10月から共通電子納税システムが稼働する予定の申告納付税目と同様に、賦課課税税目についても、将来的には共通電子納税システムの導入により、全地方団体において全国統一フォーマットの下でのeLTAXによる電子納付を可能とすることが今後の検討課題となると認識しており、それが実現すれば、納付書を用いることなく納税を行うことが可能となる。

この検討に当たっては、申告行為がない賦課課税において、納税通知書記載の情報をどのように個々の納税義務者に電子的に送付するのか等の課題があり、平成30年度から地方団体や経済界の意見を聞きながら検討していく。

【納税通知書】

多数の固定資産を保有している企業にとって、内部の納税情報管理のために社内システムにデータ入力を行う際に、各項目のレイアウト（情報の配置）が異なっていることが、入力ミスの要因等となり、事務負担となっているとの事情があることが示された。

一方で、その他の多数の納税義務者にとっては、納税通知書は見て確認するためのものであり、様式が地方団体によって異なっても、特段の不都合は感じられていないものと考えられる。

徴税は可能な限り低コストで行われるべきであり、様式を統一することによって、システム改修や郵送方法の変更（葉書から封書への変更等）等でコストが増加することとの関係で、取組の要否や優先度が変わってくる。

紙の様式を統一することについては、地方団体側のコストの増加が相当程度大きいと考えられることから慎重な検討が必要。

これに対し、複数の地方団体に納税義務を有する法人にとっての実質的な解決策としては、納税通知書が全国統一フォーマットの下で電子的に送付される仕組みを構築することが有益と考えられるため、今回実現する共通電子納税システムの導入（平成31年10月）の次なる課題として、今後検討していく。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

現在、地方税の電子化部署や地方税電子化協議会においては、申告納付税目に係る共通電子納税システム導入（平成31年10月）への対応に力を注いでいる状況であり、次なる電子化についてはそれと並行して議論していくこととなる。

- ・ 今後、個人など紙での通知を希望する納税義務者への対応方策、
- ・ 現在検討中である個人住民税に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付の仕組みの検討状況、
- ・ 一企業に対する複数地方団体からの納税通知書についてどのように名寄せを行うか、等の多くの課題について、地方団体、企業、税理士等が参加する実務的に議論し、検討を深めていく場が必要と考えられる。

関係者の理解を得て、平成30年度からこうした検討を開始したい。

〔 当該改善方策とする理由〕

全国統一フォーマットとなることで、指摘されているような事業者の事務負担の軽減を図ることができるため。

各府省において講ずべき改善方策

個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。

併せて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。

改善方策の検討を求める書式等 -

所 管 府 省	総務省	自治税務局都道府県税課
書式等の名称	自動車税・自動車取得税に係る申告書	
手続の根拠規定	地方税法第122条第1項、第152条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>リース期間中の変更登録が年間 1,200～1,300 台分発生するが、その際に各陸運支局で申告が必要。</p> <p>自動車税は、地方税法施行規則9条の2において、その様式が、第16号の9様式と、自動車取得税は、地方税法施行規則8条の15において、その様式が、第16号の9様式と定められているにも関わらず、書式・項目が、各都道府県によって違うため、登録地別に管理・手配する工数とそれぞれの在庫管理が発生している。</p> <p>< 具体的時間 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 判別・確認作業：台あたり1～2分 1,200台分 ・ 在庫管理：2ヶ月に1回10分程度 <p>< コストメリット ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統一書式であれば判別・確認作業は無くなるため40時間の工数減 ・ 在庫管理も6ヶ月に1回に短縮 <p>人件費を時間当たり2,500円で試算するとコストメリットは約10万円</p> <p>なお、電子化する場合も、インタフェース及び項目の統一をして頂きたい。</p> <p>(経団連・企業21)</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
<p>[改善方策の内容]</p> <p>全国統一フォーマットによる電子的提出が可能なシステムが整備されており、利用開始済団体に対しては更なる活用促進の取組を、未実施団体に対しては早期の利用開始を行うよう地方団体に対して助言する。</p> <p style="text-align: right;">< 利用開始済団体：23都道府県（H30.1.5時点） > 県税であり、市区町村は対象外</p> <p>平成29年4月から行われている電子対応可能手続きの拡大（新車新規登録のみだけでなく、変更登録等の手続きも可能となるよう拡大）について、各都道府県におけるシステム改修、サービス開始を早急に行うよう助言する。</p>		

〔 当該改善方策の実施時期〕

平成31年度末までに42都道府県において、変更登録も含め全システムへの対応・利用開始が予定されているが、地方団体に対する全国会議等での定期的な呼びかけを通じてその予定どおりの実現を働きかけるとともに、導入時期未定の県に対しては、個別の働きかけも行い早期の導入に向けた検討を促していく。

〔 当該改善方策とする理由〕

地方税に関する手続きにおける事業者の負担軽減は、全国統一フォーマットによる電子申告システムを用いることで解決できるため。

各府省において講ずべき改善方策

自動車税及び自動車取得税に係る申告については、全国統一フォーマットによるOS S(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県は、平成31年度中に43都道府県に拡大見込みであるが、残りの4府県についても早急に導入するよう助言する。

改善方策の検討を求める書式等 -

所 管 府 省	総務省	自治税務局市町村税課
書式等の名称	事業所税に係る申告書・納付書	
手続の根拠規定	地方税法第701条の46第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>申告時期になると、各自治体から送付される事業所税の関係書類は、申告書は同一様式だが縮尺が不統一、納付書は様式そのものが異なっている。</p> <p>民間事業者は、全国から送付される事業所税の申告書・納付書を作成し、期限までに納税している。</p> <p>ペイジーによる納税を推奨している自治体もあるが、全自治体が対応しているわけではないため、紙・電子の双方の対応を避けるため、現時点ではすべて手作業で書類に記載している(なおペイジーは入力項目が多いという点も、導入に積極的になれない理由)。</p> <p>事業所税の申告書・納付書の統一により、民間事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業26)</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
〔 改善方策の内容 〕		
<p>(1)申告書については、すでに全団体で全国统一フォーマットによる電子申告が可能となっていることから、経済団体や税理士会等に対して、eLTAXの活用促進を働きかける。</p> <p>(2)納付書については、平成31年10月から共通電子納税システムを導入予定であり、全地方団体において全国统一フォーマットの下でのeLTAXによる電子納付が可能となるため、これを活用することで個別の納付書への記載も不要となる。</p> <p>(3)</p>		
〔 当該改善方策の実施時期 〕		
<p>(1)申告については、定期的に助言や働きかけを実施。</p> <p>(2)共通電子納税システムは平成31年10月から運用開始予定。そのための法案を平成30年通常国会に提出。</p>		
〔 当該改善方策とする理由 〕		
<p>地方税に関する手続きにおける事業者の負担軽減は、全国统一フォーマットによる電子申告システムを用いることで解決できるため。</p>		
各府省において講ずべき改善方策		
<p>事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税に係る申告については、全ての地方自治体において全国统一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であ</p>		

り、その活用に向けて、地方自治体に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。

事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税の納付については、平成 31 年 10 月に全国統一フォーマットによる電子納付が可能となる共通電子納税システムを導入する。

改善方策の検討を求める書式等 -

所 管 府 省	総務省	自治税務局都道府県税課、市町村税課
書式等の名称	法人の都道府県民税・市町村民税に係る申告書・納付書	
手続の根拠規定	地方税法第53条第1項、321条の8第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>法人の確定申告、予定申告時に各自治体から送付されてくる申告書および納付書の様式が異なる。</p> <p>申告書は税理士に作成してもらっているため実害はないが、納付書は確定税額を手書きで記入して納付手続きを行っており、記入位置が微妙に違っていたり、集計行があったりなかったりするため書き間違いが起り易く、確認作業も含め手間がかかっている。</p> <p>また、納付書の形状まで異なるため、納付手続きを済ませた後のエビデンスの保存時にも見易くするための工夫が必要となっている。</p> <p>統一様式にすれば機械的に出力することも可能となり、整然と保存することができるようになるため業務の効率化に繋がると思われる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業29）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
〔 改善方策の内容 〕		
<p>(1)申告書については、すでに全団体で全国统一フォーマットによる電子申告が可能となっていることから、経済団体や税理士会等に対して、eTAXの活用促進を働きかける。</p> <p>(2)納付書については、平成31年10月から共通電子納税システムを導入予定であり、全地方団体において全国统一フォーマットの下でのeTAXによる電子納付が可能となるため、これを活用することで個別の納付書への記載も不要となる。</p>		

〔 当該改善方策の実施時期 〕		
<p>(1)申告については、定期的に助言や働きかけを実施。</p> <p>(2)共通電子納税システムは平成31年10月から運用開始予定。そのための法案を平成30年通常国会に提出。</p>		

〔 当該改善方策とする理由 〕		
<p>地方税に関する手続きにおける事業者の負担軽減は、全国统一フォーマットによる電子申告システムを用いることで解決できるため。</p>		
各府省において講ずべき改善方策		
事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税に係る申告については、全ての地		

方自治体において全国统一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、地方自治体に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。

事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税の納付については、平成 31 年 10 月に全国统一フォーマットによる電子納付が可能となる共通電子納税システムを導入する。

改善方策の検討を求める書式等 -

所 管 府 省	総務省	自治行政局行政課
書式等の名称	入札参加資格申請書・添付書類	
手続の根拠規定	地方自治法施行令第167条の5、第167条の5の2他	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>地方自治体の競争入札に参加するためには、地方自治体ごとに定められた「競争入札の参加資格申請書」を作成する必要がある（平成26年4月現在、47都道府県及び1718市町村）。</p> <p>近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請を要求しているところが多い。添付書類にも統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部（書類の綴じ方、使用ファイルの色等）まで指定する地方自治体もあり、特に全国展開している会社に過重な事務負担が生じている。</p> <p>様式を統一化することにより、地方自治体及び民間事業者双方の事務効率化の促進に繋がる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業26）</p>		
<p>地方自治体の「指名競争入札参加資格審査申請」の提出にあたり、同じような内容を記載して提出しているが、地方自治体ごとに、書式・様式が異なり、大変な労力を要している。書式・様式によっては、一マスに一文字ずつ入力させるものもあり、大変面倒である。EXECL,WORDでの入力可能な書式ではなく、PDFでの手書き申請もある。</p> <p>また、各地方自治体を個別にみても、毎回、書式・様式が変更され、その確認作業だけでも事務負担が増大している。さらには、書類の綴じ方、ファイルの色・形状指定、ファイルへのタイトル文言指定、郵送時の封筒への文言指定など、地方自治体によりそれぞれ異なるため、事務負担が非常に大きい。</p> <p>その他、電子申請にも関わらず、電子申請終了後にも同じ内容について、紙で提出させる自治体もある。</p> <p>さらに、「指名競争入札参加資格審査申請」申請後の「変更届」についての書式・様式等についても、自治体毎に異なっており、この事務負担も同様に大きい。</p> <p>< 書式・様式が異なるものの具体的文書名・実例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札参加資格審査申請書（本体） ・委任状 ・使用印鑑届 ・暴力団排除に関する誓約書及び照会承認書 ・役員名簿 ・資本関係・人的関係調書 ・業態調書 ・承諾書（税権関係の調書）など。 		

H28年度東北地方における独自・統一様式使用状況（実績）

提出自治体数（行政組合等含む）：215団体（うち建設工事211件、物品146件）

国交省など全国統一様式使用数：建設工事31件、物品21件

自治体独自様式使用数：建設工事180件、物品125件

但し、上記数字は、申請書様式のみの数値。

指名願い 申請書に関し	独自様式		統一様式	
	工事	物品	工事	物品
青森県内	4	9	11	7
秋田県内	19	14	7	5
山形県内	31	26	2	2
岩手県内	28	15	6	3
宮城県内	29	26	4	3
福島県内	69	35	1	1
合計	180	125	31	21

（経団連・企業29）

建設業者が建設工事の一般競争（指名競争）参加資格を得るには、発注者たる各自治体の資格審査が必要となる。

東京都では、都を除く23区をはじめとする58自治体について東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを利用することで、申請、並びに代表者、住所等の変更手続きを一括で行うことができる。一方、神奈川県は県と一部自治体は共通の申請手続きが可能であるものの、横浜市、川崎市等、複数自治体では独自の手続きが必要であり、自治体ごとに異なる添付書類を提出しなければならない。また全国の自治体でも同様であり煩雑な手続きを強いられている。

全国の自治体で統一したシステム構築を行うことができれば官民双方の事務手続きの簡略化が図れ、相当程度の業務削減につながるものと思われる。

上記審査申請については、国、都をはじめ他自治体では2年ごとの申請手続きとなっているが、東京電子自治体共同運営サービスは毎年申請が求められている。同サービスについても2年ごとの申請手続きとしていただきたい。

（経団連・企業6）

地方自治体の競争入札に参加するためには、地方自治体ごとに定められた「競争入札の参加資格申請書」を作成する必要がある。

申請手続きに当たっては、趣旨が同じ書類であるにもかかわらず、提出先の自治体によって様式が異なっている、提出先によっては持参や郵送を求められ提出方法が異なる、といった都道府県及び市町村において、添付書類に統一性がなく、複数自治体に

申請しようとする事業者にとっては手続きの煩雑化でしかない。

添付書類の統一化及び各都道府県における提出先の一本化が図られれば、申請事業者の事務負担は大きく軽減されることから、早急に取り組むべきである。

(全国中小企業団体中央会)

各府省による改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

提案者から地方公共団体に統一化する様式案を提示するなどし、地方公共団体が自主的に連携し、対応することが適当であるところ。

〔当該改善方策の実施時期〕

適宜、地方公共団体からの相談があれば対応してまいりたい。

〔当該改善方策とする理由〕

競争入札参加資格審査申請の手続きについては、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、各地方公共団体が必要に応じ適宜定めているもの。

また、競争入札参加資格は、入札による契約の適正な執行のために、各地方公共団体において必要があるときは、契約の種類や金額に応じ、入札参加者の実績や経営の状況等について、参加資格の要件を自主的な判断に基づいて設けることができるものであることから、いかなる要件を参加資格とするかは各地方公共団体によって異なるものであり、その要件に応じた申請書類や添付書類が求められることから、国としてルール化することはなじまないものと考えられるため。

各府省において講ずべき改善方策

競争入札参加資格審査申請（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5、第167条の5の2等）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方自治体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。

改善方策の検討を求める書式等－⑳

所 管 府 省	総務省	消防庁
書式等の名称	危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書	
手続の根拠規定	消防法第10条第1項ただし書	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>消防法に基づく火災予防条例に関する届出について、自治体ごとに書式や記載事項が異なり、複数自治体に事業所を持つ事業者の負担が大きい。書式・記載事項の簡素化、統一を要望する。</p> <p>「危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書」は、事業拠点の状況・プランに応じて、対応は都度流動的となるものの、年間10件程度の手続きが発生する。</p> <p>以下に、東京都と横浜市の危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書のサンプルを提示する。書式における要求事項が異なる例：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 横浜市には「場所の地域別」「防火地域別」「用途地域別」の記載要求があるが、東京都にはない。 2) 横浜市には「仮貯蔵又は仮取扱いに使用する場所の概況」の記載要求があるが、東京都にはない。このように自治体ごとに記載要求の違いがあることから、手作業による書類の作成や記載方法に齟齬がないか所轄消防に都度確認をしながら書類を作成する必要がある為、届出完了までに8時間程度の時間を要する状況。書式・様式が統一されれば、自治体への確認に要する時間の削減が期待できる。 <p>(自治体によってはホームページに記載例があるので、記載方法について自治体に確認する手間(工数の全て)が省ける場合もある。)</p> <p>地方自治体における様式・書式の統一のためには、基本的に所管省庁がそのサンプルを提示し、事業者が自治体ごとに対応・問い合わせする必要がないよう、規制改革を進めていただきたいと考える。</p> <p>(参考)東京都・横浜市の危険物関連の届出様式 ホームページの構成が統一されれば、非常にシンプルでわかりやすくなる。</p> <p>東京都 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/drs/ss_mokuteki6.html</p> <p>横浜市 http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/koukai/kikenbutu/kakusyu-yousiki/youshiki_ichi_ran.html</p>		
(経団連・企業11)		

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容〕

書式等の統一に係る対応（法令改正、技術的助言に係る通知発出）を行わない。

〔 当該改善方策の実施時期〕

-

〔 当該改善方策とする理由〕

消防法第10条第1項ただし書に規定される、いわゆる仮貯蔵又は仮取扱いについては、臨時的な危険物の貯蔵又は取扱いに際し、その個別具体的な火災危険を避けるため、消防活動の責任者の地位にある所轄消防長又は消防署長の承認によることとされており、消防長等による承認のための審査においては、仮貯蔵又は仮取扱いを行う場所の安全性、貯蔵又は取り扱う危険物の品名、数量、貯蔵又は取扱いの方法、気象条件や地理的条件等、地域特性も含めた火災予防上必要な事項について確認する必要がある。

以上のことを前提として、仮貯蔵又は仮取扱いに係る申請書については、各消防本部において、地域の実情を踏まえた必要な項目の記載を求めているものであり、国が関与して統一様式を定めることは不適當である。

各府省において講ずべき改善方策

危険物仮貯蔵・仮取扱いの承認申請（消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書）については、全国消防長会等及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体（消防本部及び消防署）に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－⑳

所 管 府 省	総務省	消防庁
書式等の名称	危険物保安監督者選任・解任届出書	
手続の根拠規定	消防法第13条第1項及び第2項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>消防法に基づく火災予防条例に関する届出について、自治体ごとに書式や記載事項が異なり、複数自治体に事業所を持つ事業者の負担が大きい。書式・記載事項の簡素化、統一を要望する。</p> <p>当該手続については、危険物保安監督者選任・解任をするために必要となり、事業拠点による年間10件程度の手続きが発生する。書式・様式が異なることによって、手作業による書類の作成や、1度の届出を行うために記載内容や記載方法を自治体毎に確認する必要が生じることとなり、そのため各自治体への確認に8時間程度の時間が必要となる。書式・様式が統一されれば、自治体への確認に要する時間の削減が期待できる。(自治体によってはホームページに記載例があるので、記載方法について自治体に確認する手間(工数の全て)が省ける場合もある。)</p> <p>地方自治体における様式・書式の統一のためには、基本的に所管省庁がそのサンプルを提示し、事業者が自治体ごとに対応・問い合わせする必要がないよう、規制改革を進めていただきたいと考える。</p> <p>(参考)東京都・横浜市の危険物関連の届出様式 ホームページの構成が統一されれば、非常にシンプルでわかりやすくなる。 東京都 http://www.tfd.metro.tokyo.jp/drs/ss_mokuteki6.html 横浜市 http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/koukai/kikenbutu/kakusyuu-youshiki/youshiki_ichi_ran.html</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業11)</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
<p>[改善方策の内容]</p> <p>危険物保安監督者の選任に係る届出書に添付する6月以上の実務経験を証明する書類(実務経験証明書)については、「危険物規制事務に関する執務資料(給油取扱所を除く)の送付について(平成元年7月4日付け消防危第64号通知)」において既に通知しており、様式は任意のものでよいものの、例えば、別紙に示すようなものが考えられるとしているところ、今般の要望を踏まえ、再度通知することとする。</p>		

〔 当該改善方策の実施時期〕 平成30年中
〔 当該改善方策とする理由〕 既に標準的な書式の例の通知を行っており、本通知で示す実務経験証明書例の使用を促すため。
各府省において講ずべき改善方策
危険物保安監督者選任の届出に添付する必要がある実務経験を証明する書類（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第48条の3）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」（平成元年7月4日消防庁危険物規制課長通知）において示されている「実務経験証明書」について必要な見直しを行い、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

事業者・消防庁へ再確認を行ったところ、「危険物保安監督者選任・解任届出書」については、危険物の規制に関する規則第48条の3の別記様式第20で統一様式が定められている。

一方、当該届出に際しては、同条において、「実務経験を証明する書類」を添付することが定められているが、「実務経験を証明する書類」については、統一的な書式等が定められていないことから、その改善方策を記載したものである。

改善方策の検討を求める書式等 - 23

所 管 府 省	厚生労働省	老健局
書式等の名称	指定訪問介護事業者の指定の申請書	
手続の根拠規定	介護保険法第70条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・ 行政が定める様式が Word・Excel の形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表が Word の場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel 形式に統一して欲しい。 ・ 行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・ 役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・ 指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部+副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・ 「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えば Excel 形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・ 行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 <p style="text-align: right;">（経団連・企業13）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
<p>〔 改善方策の内容 〕</p> <p>指定訪問介護事業者の指定の申請書については、厚生労働省は都道府県等に対して参考様式を示しているところであるが、改めて、都道府県等に対して周知することとした。</p>		
<p>〔 当該改善方策の実施時期 〕</p> <p>厚生労働省は都道府県等に対して参考様式の周知については、今年度中に対応する予定。</p>		

〔 当該改善方策とする理由〕

指定訪問介護事業者の指定の申請書については、厚生労働省は既に参考様式を示している。

各府省において講ずべき改善方策

指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定通所介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定申請（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条）及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請（同法第 78 条の 2）については、平成 30 年度中に、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考書式（案）について」（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省老健局振興課事務連絡）において示されている第 1 号様式「指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・介護保険施設指定（許可）申請書」及び「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」（平成 18 年 2 月 20 日厚生労働省老健局計画課事務連絡）において示されている第 1 号様式「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」並びに当該申請書に添付する必要がある帳票等を、地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該申請書及び帳票等について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該申請書及び帳票等は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等 - 24

所 管 府 省	厚生労働省	老健局
書式等の名称	指定訪問看護事業者の指定の申請書	
手続の根拠規定	介護保険法第70条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・ 行政が定める様式が Word・Excel の形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表が Word の場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel 形式に統一して欲しい。 ・ 行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・ 役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・ 指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部+副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・ 「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えば Excel 形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・ 行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 <p style="text-align: right;">（経団連・企業13）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
<p>〔 改善方策の内容 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定訪問看護事業者の指定申請の申請書については、厚生労働省は都道府県等に対して参考様式を示しているところであるが、改めて都道府県等に対して周知することとしたい。 <p>また、国及び自治体が求める帳票等については、必要な見直しを検討することとしたい。</p>		

〔 当該改善方策の実施時期〕

- ・今年度中に厚生労働省は都道府県等に対して参考様式の周知については対応する予定である。
平成30年度中に厚生労働省は国及び自治体が求める帳票等の実態把握及び必要な見直しについて検討する。

〔 当該改善方策とする理由〕

- ・厚生労働省は指定訪問看護事業者の指定の申請書について既に参考様式を示しているため。
厚生労働省が国及び自治体が求める帳票等に関する必要な見直しの検討を行うことにより、文書量の削減と事業者の負担軽減につながるため。

各府省において講ずべき改善方策

指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定通所介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定申請（介護保険法（平成9年法律第123号）第70条）及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請（同法第78条の2）については、平成30年度中に、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考書式（案）について」（平成18年2月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）において示されている第1号様式「指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・介護保険施設指定（許可）申請書」及び「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」（平成18年2月20日厚生労働省老健局計画課事務連絡）において示されている第1号様式「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」並びに当該申請書に添付する必要がある帳票等を、地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該申請書及び帳票等について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該申請書及び帳票等は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等 - 25

所 管 府 省	厚生労働省	老健局
書式等の名称	指定通所介護事業者の指定の申請書	
手続の根拠規定	介護保険法第70条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・ 行政が定める様式が Word・Excel の形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表が Word の場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel 形式に統一して欲しい。 ・ 行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・ 役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・ 指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部+副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・ 「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えば Excel 形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・ 行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 <p style="text-align: right;">（経団連・企業13）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
<p>〔 改善方策の内容 〕</p> <p>指定訪問介護事業者の指定の申請書については、厚生労働省は都道府県等に対して参考様式を示しているところであるが、改めて、都道府県等に対して周知することとした。</p>		
<p>〔 当該改善方策の実施時期 〕</p> <p>厚生労働省は都道府県等に対して参考様式の周知については、今年度中に対応する予定。</p>		

〔 当該改善方策とする理由〕

指定訪問介護事業者の指定の申請書については、厚生労働省は既に参考様式を示している。

各府省において講ずべき改善方策

指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定通所介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定申請（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条）及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請（同法第 78 条の 2）については、平成 30 年度中に、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考書式（案）について」（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省老健局振興課事務連絡）において示されている第 1 号様式「指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・介護保険施設指定（許可）申請書」及び「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」（平成 18 年 2 月 20 日厚生労働省老健局計画課事務連絡）において示されている第 1 号様式「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」並びに当該申請書に添付する必要がある帳票等を、地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該申請書及び帳票等について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該申請書及び帳票等は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等 - 26

所 管 府 省	厚生労働省	老健局
書式等の名称	指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請書	
手続の根拠規定	介護保険法第78条の2第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・ 行政が定める様式が Word・Excel の形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表が Word の場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel 形式に統一して欲しい。 ・ 行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・ 役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・ 指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部+副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・ 「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要があり。例えば Excel 形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・ 行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 <p style="text-align: right;">（経団連・企業13）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
〔 当該改善方策の内容 〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定の申請に際し、国及び自治体が求める帳票等について見直しを行う。 見直しに際しては、書式等の統一が可能な手続きについては必要な検討を行う。 		
〔 当該改善方策の実施時期 〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度中に国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを実施する。 		

〔 当該改善方策とする理由〕

- ・国及び自治体が求める帳票等を見直すことで文書量を削減し、事業者の負担を軽減させるため。

各府省において講ずべき改善方策

指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定通所介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定申請（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条）及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請（同法第 78 条の 2）については、平成 30 年度中に、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考書式（案）について」（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省老健局振興課事務連絡）において示されている第 1 号様式「指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・介護保険施設指定（許可）申請書」及び「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」（平成 18 年 2 月 20 日厚生労働省老健局計画課事務連絡）において示されている第 1 号様式「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」並びに当該申請書に添付する必要がある帳票等を、地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該申請書及び帳票等について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該申請書及び帳票等は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等 - 27

所 管 府 省	厚生労働省	老健局
書式等の名称	指定特定施設入所者生活介護事業者の指定の申請書	
手続の根拠規定	介護保険法第70条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政ごとに「指定申請に係る必要書類」が異なり、新規指定前研修の受講が必要なケースもある。指定申請に係る必要書類や手続き方法を統一して欲しい。 ・ 行政が定める様式が Word・Excel の形式が混在しており、作成がしにくい。特に、勤務形態一覧表が Word の場合、計算式を入れられない為、計算間違い等の発生リスクがある。すべての申請書類の様式を、Excel 形式に統一して欲しい。 ・ 行政により、保有資格証や賃貸借契約書等に法人代表者の原本証明が必要なケースがあるが、そこまで求められると、事務負担が大きい。 ・ 役員名簿に役員全員の押印が必要、さらに役員の経歴書が必要なケースがある。法人の規模にもよると思うが、役員全員の押印をもらうことは、事務負担が大きく、さらに役員の経歴書を必要なケースでは、さらに負担が大きい。 ・ 指定申請に係る必要書類を提出する際、概ね正・副（控え）を一部ずつ用意すれば良いが、行政により三部+副（控え）を用意する、さらに一部ずつ紙ファイルに綴り、インデックスを貼付し提出を求めるケースもある。非常に事務負担が大きい。 ・ 「指定申請に係る必要書類」の内容で、複数の書類にわたり同様の内容を何度も記載する必要がある。例えば Excel 形式とし、同様の項目の場合、値が自動貼り付けされるようにして欲しい。 ・ 行政が定める様式に記載する際、図で○印をつける箇所が多くみられる（例えば体制状況等一覧表）が、○印を一つずつ図の貼り付けが必要であり、作成に手間と時間を要してしまう。また、印刷時に○印がズレてしまい、記載間違いのような状態となってしまうため、是非改善して欲しい。 <p style="text-align: right;">（経団連・企業13）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
〔 改善方策の内容 〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定特定施設入所者生活介護事業者の指定の申請書については、厚生労働省は都道府県等に対して参考様式を示しているところであるが、改めて周知することとしたい。 ・ また、あわせて、国及び自治体が求める帳票等について、見直しを行うこととしたい。 		
〔 当該改善方策の実施時期 〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に示している参考様式の再周知については、今年度中に行う。 ・ 平成30年度中に国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを実施す 		

る。

〔 当該改善方策とする理由〕

- ・国及び自治体が求める帳票等を見直すことで文書量を削減し、事業者の負担を軽減させるため。

各府省において講ずべき改善方策

指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定通所介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定申請（介護保険法（平成9年法律第123号）第70条）及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請（同法第78条の2）については、平成30年度中に、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考書式（案）について」（平成18年2月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡）において示されている第1号様式「指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・介護保険施設指定（許可）申請書」及び「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」（平成18年2月20日厚生労働省老健局計画課事務連絡）において示されている第1号様式「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」並びに当該申請書に添付する必要がある帳票等を、地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該申請書及び帳票等について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該申請書及び帳票等は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等 - 28

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課
書式等の名称	麻薬小売業者が行う定期届出書	
手続の根拠規定	麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項から第3項 (都道府県知事が行う自治事務の社長就任後の申請時の欠格の確認)	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>当社は全国に調剤薬局を688店舗(連結)展開している。</p> <p>麻薬小売業者免許を受けなければ、麻薬処方せんに基づき麻薬を調剤し患者に交付することができないため、当社ではほぼ全ての薬局がこの免許を取得している状況。</p> <p>店舗ごとに2年に1度の更新が必要だが、最も負担が大きいのは不定期で発生する社長交代時の申請。自治体によっては「社名が変わるわけではないので(社長交代のみであれば)変更に関する申請書提出は不要」というケースもあるが、ほとんどの自治体では「変更申請」が求められる。新社長就任後、30日以内での書類提出が必要となるが自治体によって、フォーマット及び見解までも(提出要・不要)が異なるため確認、資料作成等に非常に時間がかかる。「30日以内」は薬機法第十条を意味する(同一の手続き)。</p> <p>ドラッグストアの併設店舗含め、調剤薬局は全国的に増えているが多くの店舗を運営する法人にとっては、この申請作業は非常に負担大。</p> <p>ぜひ今後に向けてフォーマットの統一をご検討いただきたい。</p> <p>フォーマットは自治事務の範囲で作成。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業10)</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
<p>〔改善方策の内容〕</p> <p>麻薬小売業者において社長等役員の変更があった場合、新たに就任した者が麻薬及び向精神薬取締法第3条第3項第1から6号に該当する場合には免許を与えないことができ、また、免許取消の事由にあたることから、変更後の役員について把握する必要があるため、役員の変更があった場合には、新たに追加された役員の診断書を提出するよう指導している。</p> <p>麻薬小売業者免許事務は、自治体による自治事務であり、各自治体がそれぞれの手続に応じて様式を定めて実施しており、診断書についても各自治体が独自に様式を示しているが、前述の事項を確認できるものであれば、提出先の自治体で示している様式以外を用いていただくよう自治体に助言する。</p>		

また、診断書等のフォーマットの統一に関しては、自治体の意見も踏まえた上で、フォーマットの代表例をお示しすることを検討してまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期〕

- ・平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由〕

- ・複数の自治体に確認したところ、各自治体で示している様式以外の場合であっても、手続の受付が概ね可能であったが、事業者はその旨が周知されていなかったと考えられるため。

各府省において講ずべき改善方策

免許を受けている麻薬小売業者の役員の変更届出(麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第3条第3項第7号)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載するとともに、その後速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号)で規定する。

当該届出に添付する必要がある役員の診断書については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。

麻薬小売業に係る業務を行わない役員について診断書の添付を不要とすることについては、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にして、平成30年度中に地方自治体に通知する。

改善方策の検討を求める書式等②

所 管 府 省	厚生労働省	社会・援護局保護課
書式等の名称	生活保護の決定・実施に係る照会文書	
手続の根拠規定	生活保護法第29条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>生命保険会社は、各地方公共団体の福祉事務所から、生活保護申請者等に係る資産調査等の目的で、契約の有無・内容（契約日・保険種類・保険金額等）について膨大な量の照会を受けている。</p> <p>本照会は紙媒体でやり取りを行っているため、受け取った照会文書についてシステム上で機械的に処理することは出来ず、照会文書の目視確認および手入力によって契約の名寄せ等の事務処理を行っている。</p> <p>名寄せ処理を行う場合には、照会文書から、調査対象者の氏名・性別・生年月日・住所等を目視で拾い出したうえで、データを手入力する必要があるが、様式・書式が不統一であることによって担当者の作業に多大なる非効率が生じている。</p> <p>2015年4月より、厚生労働省にて様式の統一を図っていただいているものの、実態として統一様式への移行が進んでいない状況（2017年11月時点で1割程度）であり、改めて各福祉事務所への周知・徹底をお願いしたい。</p> <p>【手続の年間件数】弊社の場合、2016年度実績は296,663件</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業14）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
〔改善方策の内容〕		
自治体の生活保護担当部局の担当者に対して3月の全国会議で、統一様式の使用の周知徹底を図りたい。		
〔当該改善方策の実施時期〕		
時期については、例年、3月初旬頃に全国会議を開催しているため、3月頃の当該会議で使用の呼びかけを行うほか、適切な機会を捉えて自治体に対し引き続き使用の呼びかけをしていく。		
〔当該改善方策とする理由〕		
既に様式の統一化は行っており、周知・徹底が要望事項のため、周知・徹底を行うもの。		

地方六団体から個別に付された意見

統一様式の使用により手続きの迅速化が図られるのであれば歓迎すべきことと考える。ただし、現在国が示している統一様式については調査日の記載ができないため、その使用を進めた場合、自治体及び企業双方の事務が煩雑となる恐れがある。国において実態を把握し、統一様式の再検討を行った上で、その使用を自治体に求めるべきである。

また、既存システムの改修が必要となることが想定されるため、国の責任において財源措置を行うべきである。

(参考)

「⑳生活保護の決定・実施に係る照会文書」に係る意見の説明

生活保護の決定については、自治体は申請から14日以内、調査に日時を要する場合でも30日以内に受給の可否を決定・回答する必要があるため、様式の統一が資料の早期入手につながるものならば、自治体にとっても歓迎すべきことと考える。ただし、以下の点の検討が必要である。

平成27年2月13日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知により示された統一様式については、自治体が指定できる調査日の項目がなく、同日付けで同課保護係長名で発出された事務連絡により、「調査時点については、生命保険会社からの回答において調査日が明確にされる。指定した時点における契約内容等が必要な場合には、課長通知2の(1)のイのとおり再照会を行うこと。」とされており、自治体側(福祉事務所)は、最初の照会において調査日を指定することができない。

保護申請時点において生命保険に加入していても、その後直ちに解約された場合、生命保険会社の調査日の設定によっては正確な加入状況を把握することができず、保護の適正実施に支障が生じかねない。最初の照会をした後に、改めて調査時点を指定して再照会を行うことは、福祉事務所及び生命保険会社双方の事務の繁雑を招くものである。このため、統一様式を使用していない自治体もあると承知している。

したがって、検討結果(案)のように統一様式の使用を自治体に徹底する前に、まずは厚生労働省において実態を把握し、上記事務連絡及び統一様式を再検討すべきである。

また、照会文書の様式については、多くの自治体ではベンダーが提供する電算システムによって作成しているが、統一様式を用いようとする既存システムの改修が必要となる場合が想定される。そのため、国の責任において、システム改修に係る財源措置を行うべきである。

各府省において講ずべき改善方策

生活保護の決定・実施に係る照会（生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条）については、平成30年度中に、「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成27年2月13日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、「調査日の指定」ができるような書式にすることを含め、地方自治体及び生命保険協会等と協議の上、必要に応じ、見直しを行う。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－③⑩

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局総務課
書式等の名称	卸売販売業の許可の申請書	
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第34条	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>医薬品や指定卸売医療用ガス類などを販売するにあたっては、定められた条件を担保した上で、許可を得なければ販売をすることはできない。また、其の許可を得る為には、取扱い拠点ごとに所在する自治体又はその地域を管轄する保健所へ卸売販売業の許可申請を行い、許可を得ることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、許可の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、廃止（休止・再開）する場合には、廃止（休止・再開）した日から、30日以内に廃止（休止・再開）届書を提出する必要がある。</p> <p>この許可申請書、変更届書、廃止（休止・再開）届書の提出について、現状、地域により自治体であったり保健所であったりと統一されていないこと、また、其の申請書の様式においても、許可申請書は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」様式第八十六、変更届書は様式第六、廃止（休止・再開）届書は様式第八に定められているものの、書式は各地域によって統一されておらず、各地域における自治体もしくは保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によっても違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で、必要書類を請求（WEBから取得も含む）各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものとする。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業5）</p>		

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

- ・既に定めている統一的な許可申請書の様式（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）。以下「施行規則」という。）について、例えば、営業所管理者の資格欄にあらかじめ想定される要件のチェックボックスを追加する等の工夫を行っているものについては、あくまで参考として自治体が示しているものであり、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。
- ・添付書類の様式を参考に示す場合は、必要事項が記載されていれば任意様式で差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。なお、添付すべき書類については、既に施行規則で規定している。
- ・また、Web申請の導入については、平成31年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で、検討していくものとする。まずは、改めて手続様式を厚生労働省のHP上でお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

- ・平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

- ・複数の自治体に確認したところ、各自治体で示している様式以外の場合であっても手続の受付・審査が概ね可能であったが、事業者はその旨が周知されていなかったと考えられるため。

各府省において講ずべき改善方策

卸売販売業の許可申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請（同法第39条）並びに薬局開設の変更等届出（同法第10条）、卸売販売業の変更等届出（同法第38条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出（同法第40条）については、平成30年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に規定されている様式第86号「卸売販売業許可申請書」及び様式第87号「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書」並びに様式第6号「変更届書」及び様式第8号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えることがないようにするよう地方自治体に助言する。

当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－⑳

所 管 府 省	厚生労働省	医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 総 務 課
書式等の名称	卸売販売業の変更等の申請書	
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第38条第2項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>医薬品や指定卸売医療用ガス類などを販売するにあたっては、定められた条件を担保した上で、許可を得なければ販売をすることはできない。また、其の許可を得る為には、取扱い拠点ごとに所在する自治体又はその地域を管轄する保健所へ卸売販売業の許可申請を行い、許可を得ることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、許可の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、廃止（休止・再開）する場合には、廃止（休止・再開）した日から、30日以内に廃止（休止・再開）届書を提出する必要がある。</p> <p>この許可申請書、変更届書、廃止（休止・再開）届書の提出について、現状、地域により自治体であったり保健所であったりと統一されていないこと、また、其の申請書の様式においても、許可申請書は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」様式第八十六、変更届書は様式第六、廃止（休止・再開）届書は様式第八に定められているものの、書式は各地域によって統一されておらず、各地域における自治体もしくは保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によっても違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で、必要書類を請求（WEB から取得も含む）各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担 となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB 申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものとする。</p> <p>例えば担当役員や本社移転等の変更があった場合には、一斉に全拠点、全許可、全登録について変更する必要がある。この場合、対象によっては本社にて全県分調べ、フォーマットを取り寄せ、各地域で指定されている要項などを満たす必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業5）</p>		

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

- ・既に定めている統一的な変更届書等の様式（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）。以下「施行規則」という。）について、例えば、事業所の名称欄に電話番号を追加する等の工夫を行っているものについては、あくまで参考として自治体が示しているものであり、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。
- ・添付書類の様式を参考に示す場合は、必要事項が記載されていれば任意様式で差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。なお、添付すべき書類については、既に施行規則で規定している。
- ・また、Web申請の導入については、平成31年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で、検討していくものとする。まずは、改めて手続様式を厚生労働省のHP上でお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

- ・平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

- ・複数の自治体に確認したところ、各自治体で示している様式以外の場合であっても手続の受付・審査が概ね可能であったが、事業者はその旨が周知されていなかったと考えられるため。

各府省において講ずべき改善方策

卸売販売業の許可申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請（同法第39条）並びに薬局開設の変更等届出（同法第10条）、卸売販売業の変更等届出（同法第38条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出（同法第40条）については、平成30年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に規定されている様式第86号「卸売販売業許可申請書」及び様式第87号「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書」並びに様式第6号「変更届書」及び様式第8号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えることがないようにするよう地方自治体に助言する。

当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－⑳

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課
書式等の名称	高度管理医療機器等卸販売業の許可の申請書	
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器を販売するにあたっては、定められた条件を担保した上で、許可を得なければ販売をすることはできない。また、其の許可を得る為には、取扱い拠点ごとに所在する其の地域の管轄する保健所へ高度管理医療機器等販売業の許可申請書の提出を行う必要があり、許可を得ることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、許可の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、許可を廃止（休止・再開）する場合には、廃止（休止・再開）した日から30日以内に廃止（休止・再開）届書を提出する必要がある。</p> <p>この許可申請書、変更届書、廃止（休止・再開）届書の様式について、許可申請書は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」様式第八十七、変更届書は様式第六、廃止（休止・再開）届書は様式第八に定められているものの、書式は各地域によって統一されておらず、各地域における管轄保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば、疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によって違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとで定められた申請書類、要項を調べた上で、必要書類を請求（WEBから取得も含む）各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものとする。</p>		
（経団連・企業5）		

各府省による改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

- ・申請書様式は、既に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）（以下「施行規則」という。）にて規定されている。
当該申請については、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。
- ・添付書類の様式を参考に示す場合は、必要事項が記載されていれば任意様式で差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。なお、添付すべき書類については、既に施行規則で規定している。
- ・また、Web申請の導入については、平成31年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で、検討していくものとする。まずは、改めて手続様式を厚生労働省のHP上でお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。

〔当該改善方策の実施時期〕

- ・平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔当該改善方策とする理由〕

- ・複数の自治体に確認したところ、各自治体で示している様式以外の場合であっても手続の受付・審査が概ね可能であったが、事業者にその旨が周知されていなかったと考えられるため。

各府省において講ずべき改善方策

卸売販売業の許可申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請（同法第39条）並びに薬局開設の変更等届出（同法第10条）、卸売販売業の変更等届出（同法第38条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出（同法第40条）については、平成30年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に規定されている様式第86号「卸売販売業許可申請書」及び様式第87号「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書」並びに様式第6号「変更届書」及び様式第8号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようにするよう地方自治体に助言する。

当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－③③

所管府省	厚生労働省	医薬・生活衛生局 医療機器審査管理課
書式等の名称	高度管理医療機器等卸販売業の変更等の申請書	
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器を販売するにあたっては、定められた条件を担保した上で、許可を得なければ販売をすることはできない。また、其の許可を得る為には、取扱い拠点ごとに所在する其の地域の管轄する保健所へ高度管理医療機器等販売業の許可申請書の提出を行う必要があり、許可を得ることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、許可の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、許可を廃止（休止・再開）する場合には、廃止（休止・再開）した日から30日以内に廃止（休止・再開）届書を提出する必要がある。</p> <p>この許可申請書、変更届書、廃止（休止・再開）届書の様式について、許可申請書は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」様式第八十七、変更届書は様式第六、廃止（休止・再開）届書は様式第八に定められているものの、書式は各地域によって統一されておらず、各地域における管轄保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば、疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によって違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとに定められた申請書類、要項を調べた上で、必要書類を請求（WEBから取得も含む）各地域で定められた方式に則って申請を行う必要があり、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものと考える。</p> <p>例えば担当役員や本社移転等の変更があった場合には、一斉に全拠点、全許可、全登録について変更する必要がある。この場合、対象によっては本社にて全県分調べ、フォーマットを取り寄せ、各地域で指定されている要項などを満たす必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業5）</p>		

各府省による改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

- ・変更届様式は、既に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）（以下「施行規則」という。）にて規定されている。
当該変更届については、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。
- ・添付書類の様式を参考に示す場合は、必要事項が記載されていれば任意様式で差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。なお、添付すべき書類については、既に施行規則で規定している。
- ・また、Web申請の導入については、平成31年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で、検討していくものとする。まずは、改めて手続様式を厚生労働省のHP上でお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。

〔当該改善方策の実施時期〕

- ・平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔当該改善方策とする理由〕

- ・複数の自治体に確認したところ、各自治体で示している様式以外の場合であっても手続の受付・審査が概ね可能であったが、事業者はその旨が周知されていなかったと考えられるため。

各府省において講ずべき改善方策

卸売販売業の許可申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請（同法第39条）並びに薬局開設の変更等届出（同法第10条）、卸売販売業の変更等届出（同法第38条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出（同法第40条）については、平成30年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に規定されている様式第86号「卸売販売業許可申請書」及び様式第87号「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書」並びに様式第6号「変更届書」及び様式第8号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようにするよう地方自治体に助言する。

当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－③④

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局総務課
書式等の名称	薬局開設の変更届出書	
手続の根拠規定	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第10条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>当社は全国に688店舗（子会社連結）を運営している。 薬局開設に当たり、上記許可申請書の提出が必要となるが、最も負担が大きいのは不定期で発生する社長交代時。 自治体によっては「社名が変わるわけではないので（社長交代のみであれば）変更に関する申請書提出は不要」というケースもあるが、ほとんどの自治体では「変更申請」が求められる。</p> <p>新社長就任後、30日以内での書類提出が必要となるが自治体によって、フォーマット及び見解までも（提出要・不要）異なるため確認、資料作成等に非常に時間がかかる。</p> <p>ドラッグストアの併設店舗含め、調剤薬局は全国的に増えているが多くの店舗を運営する法人にとっては、この申請作業は非常に負担大。 業務効率化のためフォーマットの統一を希望したい。</p> <p>（ご参考）*****</p> <p>その他、社長交代時に調剤薬局が提出必要な資料は多岐にわたる。 生活保護法指定 労災保険薬局指定 結核予防法指定 被爆者指定医療機関 被爆者一般疾病医療機関指定 自立支援法指定（精神） 自立支援法指定（育成・更生医療） 公害 在宅患者訪問薬剤管理指導届 生保介護（居宅） 難病指定医療機関 小児慢性特性疾病医療機関 毒物劇薬販売業 高度管理医療機器等販売業許可証 薬局製剤製造販売業許可 薬局製剤製造業許可 薬局製剤製造販売承認 など</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業10）</p>		

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

- ・ 薬局開設者の氏名（薬局開設者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）の変更については、既に施行規則第16条において届出事項と規定していることを改めて自治体に対して周知する。
- ・ 既に定めている統一的な変更届書の様式（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）。以下「施行規則」という。）について、例えば、様式の余白に担当者名や電話番号を追加する等の工夫を行っているものについては、あくまで参考として自治体が示しているものであり、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。
- ・ また、添付書類の統一に関しては、自治体の意見も踏まえた上で、フォーマットの代表例をお示しすることを検討してまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

- ・ 平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

- ・ 複数の自治体に確認したところ、各自治体で示している様式以外の場合であっても手続の受付が概ね可能であったが、事業者はその旨が周知されていなかったと考えられるため。
- ・ なお、薬局開設者の氏名（薬局開設者が法人であるときは、その業務を行う役員の氏名を含む。）の変更については、既に施行規則第16条において届出事項と規定しているため既に統一されているものと思料されるが、併せて周知することとする。

各府省において講ずべき改善方策

卸売販売業の許可申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請（同法第39条）並びに薬局開設の変更等届出（同法第10条）、卸売販売業の変更等届出（同法第38条）及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出（同法第40条）については、平成30年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に規定されている様式第86号「卸売販売業許可申請書」及び様式第87号「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書」並びに様式第6号「変更届書」及び様式第8号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与

えることがないようにするよう地方自治体に助言する。

当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－③⑤

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局医薬品審査 管理課化学物質安全対策室
書式等の名称	毒物劇物一般販売業の許可の申請書	
手続の根拠規定	毒物及び劇物取締法第4条第3項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>毒物、劇物を販売するにあたっては、定められた条件を満たし、登録をしなければ販売をすることはできない。また、其の登録を行う為には、取扱い拠点ごとに所在する其の地域の管轄保健所へ毒物劇物一般販売業の登録申請書を提出する必要がある、登録をすることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、登録の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、登録を廃止する場合には、廃止した日から30日以内に廃止届書を提出する必要がある。</p> <p>この登録申請書、変更届書、廃止届書についての様式は、登録申請書においては「毒物及び劇物取締法施行規則」別記第2号様式、変更届書は別記第11号様式の(1)、廃止届書は別記第11号様式の(2)に定められてものの、書式は各地域によって統一はされておらず、各地域における管轄保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、統一はされておらず、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によって違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとに定められた申請書類、要項を調べた上で必要書類を請求（WEBからの取得も含む）各地域で定められた方式に則って申請を行う必要がある、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものとする。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業5）</p>		

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

ご要望いただいているのは、毒劇物一般販売業の申請・届出における(1)様式の統一、(2)添付書類の統一、(3)Web申請の実施、の3点であり、申請・届出のうち、登録申請、変更届、廃止届についてのご要望と伺っている。

(1)様式については、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)で規定しており、既に統一されていると認識している。

しかし、地方自治体における運用の中で、様式に一部違いが生じていることから、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。

(2)各申請・届出書類の添付書類については、毒物及び劇物取締法施行規則で規定しており、既に統一されていると認識している。

しかし、地方自治体における運用の中で、添付書類に一部違いが生じていることから、施行規則で規定している添付書類を提出することで差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。

(3)各申請・届出については、過去にWeb申請可能であったが、Web申請の運用を開始した平成15年から平成28年の間、Web申請の実績が1例もなかったため、費用対効果の観点から、昨年度に廃止した。また、廃止の際にパブリックコメントを実施したが、運用継続の希望を含め、パブリックコメントに対する意見は1件もなかった。

今般、Web申請の導入については、平成31年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で検討していくものと考えており、上記の事情も踏まえつつ、まずは、改めて手続様式を厚生労働省のHP上でお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

(1)(2)平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

(1)(2)様式、添付書類については、毒物及び劇物取締法施行規則で既に規定されていることから、法令改正等は不要である。

今回、地方自治体の運用上、様式や添付書類に一部違いが生じていることから、様式や添付書類の統一に当たっては、地方自治体に対し、運用上の対応を依頼することが適切と判断したため。

各府省において講ずべき改善方策

毒物劇物一般販売業の登録申請（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第3項）及び毒物劇物一般販売業の変更等届出（同法第10条）については、平成30年度上期中に、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）に規定されている別記第2号様式「毒物劇物一般販売業・農業用品目販売業・特定品目販売業登録申請書」及び別記第11号様式「変更届」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようにするよう地方自治体に助言する。

当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－③⑥

所 管 府 省	厚生労働省	医薬・生活衛生局医薬品審査 管理課化学物質安全対策室
書式等の名称	毒物劇物一般販売業の変更等の届出書	
手続の根拠規定	毒物及び劇物取締法第10条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>毒物、劇物を販売するにあたっては、定められた条件を満たし、登録をしなければ販売をすることはできない。また、其の登録を行うには、取扱い拠点ごとに、所在する其の地域の管轄保健所へ毒物劇物一般販売業の登録申請書を提出する必要がある、登録をすることによって業（販売、保管、管理等）を行うことが可能となる。また、登録の内容に変更が生じた場合には、変更した日から30日以内に変更届書を、登録を廃止する場合には、廃止した日から30日以内に廃止届書を提出する必要がある。</p> <p>この登録申請書、変更届書、廃止届書についての様式は、登録申請書においては「毒物及び劇物取締法施行規則」別記第2号様式、変更届書は別記第11号様式の(1)、廃止届書は別記第11号様式の(2)に定められているものの、書式は各地域によって統一はされておらず、各地域における管轄保健所への確認と請求が必要となっている。</p> <p>また、申請するにあたっての必要要項（添付書類）についても、統一はされておらず、ひとつの例として挙げるならば、企業側における担当役員の診断書が必須である地域もあれば疎明書で可能とする地域もあるなど、地域によって違いがあり、それぞれの地域にて問い合わせを行わなければならない状態にある。</p> <p>これらは申請する企業側にとり、同じ業を行うにも関わらず、それぞれの地域ごとに定められた申請書類、要項を調べた上で必要書類を請求（WEBからの取得も含む）各地域で定められた方式に則って申請を行う必要がある、大きな負担となっている。</p> <p>全国でフォームが簡素化・統一化され、尚且つ、WEB申請が可能となればこれらの作業効率は一段と上がり、業側の負担を大きく削減することができるものとする。</p> <p>例えば担当役員や本社移転等の変更があった場合には、一斉に全拠点、全許可、全登録について変更する必要がある。この場合、対象によっては本社にて全県分調べ、フォーマットを取り寄せ、各地域で指定されている要項などを満たす必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業5）</p>		

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

ご要望いただいているのは、毒劇物一般販売業の申請・届出における(1)様式の統一、(2)添付書類の統一、(3)Web申請の実施、の3点であり、申請・届出のうち、登録申請、変更届、廃止届についてのご要望と伺っている。

(4)様式については、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)で規定しており、既に統一されていると認識している。

しかし、地方自治体における運用の中で、様式に一部違いが生じていることから、施行規則で規定している様式により提出しても差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。

(5)各申請・届出書類の添付書類については、毒物及び劇物取締法施行規則で規定しており、既に統一されていると認識している。

しかし、地方自治体における運用の中で、添付書類に一部違いが生じていることから、施行規則で規定している添付書類を提出することで差し支えない旨を事業者に対して周知するよう自治体に依頼する。

(6)各申請・届出については、過去にWeb申請可能であったが、Web申請の運用を開始した平成15年から平成28年の間、Web申請の実績が1例もなかったため、費用対効果の観点から、昨年度に廃止した。また、廃止の際にパブリックコメントを実施したが、運用継続の希望を含め、パブリックコメントに対する意見は1件もなかった。

今般、Web申請の導入については、平成31年度より押印を原則不要とすること等、行政手続全般の議論を踏まえた上で検討していくものと考えており、上記の事情も踏まえつつ、まずは、改めて手続様式を厚生労働省のHP上でお示しすることや、電子メールの送受信、CD-R、USBメモリ等の電子媒体を活用した申請の開始等、上記の事情も踏まえつつ、導入を見据えた環境整備を進めていただくよう働きかけてまいりたい。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

(1)(2)平成30年3月末までに自治体に の内容の周知を依頼する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

(1)(2)様式、添付書類については、毒物及び劇物取締法施行規則で既に規定されていることから、法令改正等は不要である。

今回、地方自治体の運用上、様式や添付書類に一部違いが生じていることから、様式や添付書類の統一に当たっては、地方自治体に対し、運用上の対応を依頼することが適切と判断したため。

各府省において講ずべき改善方策

毒物劇物一般販売業の登録申請（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第3項）及び毒物劇物一般販売業の変更等届出（同法第10条）については、平成30年度上期中に、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）に規定されている別記第2号様式「毒物劇物一般販売業・農業用品目販売業・特定品目販売業登録申請書」及び別記第11号様式「変更届」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えないようにするよう地方自治体に助言する。

当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－⑳

所 管 府 省	農林水産省	林野庁森林整備部
書式等の名称	森林経営計画書	
手続の根拠規定	森林法第11条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>森林整備事業の申請に際し、都道府県により求められる提出書類が異なるため、業務の標準化やシステム化が困難である。</p> <p>当該手続については、補助事業実施の為の事前申請書の提出、補助金交付申請書の提出、等を行うために必要となり、年間50件程度の手続きが発生する。</p> <p>書式・様式が異なることによって、手作業による書類の作成や記載内容や記載方法を自治体毎に確認する必要が生じることとなり、その為、1件当たり自治体の確認に半日以上時間を要する場合がある。統一されれば書類作成や確認に要している時間の30%程度が削減されることが期待できる。</p> <p><u>上記の内容は、2016年11月に内閣府と経済同友会の合同で実施した会員所属企業を対象としたアンケート調査結果を基に、必要に応じて一部追加で情報収集した上で、具体的な資料事例として再構成したものです。なお、同アンケート結果に関わる情報は、</u></p> <p>http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20161220/161220bukai04.pdf https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2017/170831a.html <u>を参照ください。</u></p> <p style="text-align: right;">（経済同友会）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
〔改善方策の内容〕		
<p>「森林経営計画書」については、既に技術的助言として「森林経営計画制度運営要領」平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知により標準的な書式を定めていることから、引き続き周知を行いその使用を進める。</p>		
〔当該改善方策の実施時期〕		
<p>平成30年中に改めて周知を行う。</p>		
〔当該改善方策とする理由〕		
<p>「森林経営計画書」の標準的な書式については、技術的助言として「森林経営計画制度運営要領」平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知で定めているため。</p>		

地方六団体からの意見を踏まえて修正された改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

「森林経営計画書」については、既に技術的助言として「森林経営計画制度運営要領」平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知により標準的な書式を定めているところ。技術的助言としての周知を引き続き行うとともにホームページに標準ファイルを掲載するなど、標準的な書式を自治体において使用しやすくする取組を行うことで、その使用を進める。併せて、各自治体における標準的な書式の使用に係る具体の支障等の把握に努める。

意見の2枚目の2つ目の、4つ目の及び5つ目のを勘案

〔 当該改善方策の実施時期 〕

平成30年中に改めて周知を行う。

〔 当該改善方策とする理由 〕

「森林経営計画書」の標準的な書式については、最低限必要なものとして法令で規定している事項に加えて森林経営計画制度を円滑に運営する上で有用な事項を地方自治体にお示しするため「森林経営計画制度運営要領」平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知で定め、技術的助言として周知してきたところ。

他方で、標準的な書式が自治体によっては採用されていない場合があることについては、周知が不足していることも原因として考えられるため、今般、地方六団体から様式の統一を強制するものとならないよう意見も出されている中、まずは、引き続き技術的助言としての周知を徹底するとともに、各自治体における標準的な書式の使用に係る具体の支障等の把握を行い、更なる運用改善等の必要性を検討することが適当であると考えられるため。

各府省において講ずべき改善方策

森林経営計画（森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項）については、平成30年度中に、「森林経営計画制度運営要領」（平成24年3月26日林野庁長官通知）において示されている「森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における支障の実態を把握した上で、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等 - 38

所 管 府 省	国土交通省	自動車局自動車情報課
書式等の名称	臨時運行許可申請書	
手続の根拠規定	道路運送車両法第34条	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>各市区町村により様式が大きく異なります。</p> <p>申請様式が統一されることにより、一元管理が可能になり、手続きが簡素化になると思われます。</p> <p>また、可能であれば、電子申請化されれば、更に手続きの煩雑さが解消されるかと思われます。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業28）</p>		
<p>自動車整備業において、車検切れの車両を引き取りに行く際および車検を受けるために最寄りの陸運局に車両を持ち込む際にナンバープレートを着用しなければ一般公道を走行できないが、車検切れや新車の場合はナンバープレートが無いまたは効力を発揮しないことから走行が不可能である。そのため、本制度により仮ナンバープレートを発行してもらい、車検等を受けている現状がある。</p> <p>（民間車検の指定を受けている場合は自社工場での検査が可能であるため、陸運局に車両を持ち込む必要は無いが、車両の引き取りは必要であるため、何れにしても仮ナンバープレートの手続きを要する）</p> <p>しかしながら、申請については車両が登録されている市町村（住所）の窓口で車両ごとに行う必要がある。顧客は特定の地域だけに住んでいる訳でなく、複数の市町村にまたがっていることがほとんどであるため、市町村ごとに異なっている様式に記入を行うことは手間である。加えて、異なる市町村窓口で手続きに足を運ばなければならないことは、大変な手間となっている。手続件数は年間約90万件も発生していることから、手続きの共通化及び簡素化により十分なコスト削減が図られる。</p> <p style="text-align: right;">（全国商工会連合会）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
<p>〔改善方策の内容〕</p> <p>地方自治法第245条の9第3項の規定に基づく処理基準として臨時運行許可申請書の様式を定めて通知することにより、申請様式の統一を図る。</p>		

〔 当該改善方策の実施時期〕

市区町村における臨時運行許可申請書の様式を調査した上で、申請様式を検討し、平成30年度中に処理基準として申請様式を定めて通知する。

〔 当該改善方策とする理由〕

臨時運行の許可については、道路運送車両法第105条の2の規定により、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされている。市町村の第1号法定受託事務については地方自治法第245条の9第3項の規定により、処理基準を定めることができるとされていることから、当該処理基準を定めて通知することとした。

各府省において講ずべき改善方策

臨時運行許可申請（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項）については、市区町村における実態把握を踏まえ、処理基準（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項）として統一書式を定め、平成30年度中に市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－③⑨

所 管 府 省	国土交通省	都市局公園緑地・景観課
書式等の名称	屋外広告業登録申請書	
手続の根拠規定	屋外広告物法第9条	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法第9条により、屋外広告業を営もうとする者は、条例により都道府県知事の登録が義務付けられる。(政令指定都市・中核市も同様) ・「屋外広告業」とは、「屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいい、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問わない」とされている。 ・よって、全国で屋外広告業を営む場合は、法令上、全国115の自治体(都道府県・政令指定都市・中核市)の登録を受けなければならないことになっている。 <p>具体的な支障事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・115の登録先の自治体ごとに、申請書類・確認書類の提出の要否が異なり、申請書類の書式も異なる。また、毎年役員改選に伴う変更届提出時にも、各自治体で異なる申請書類・確認書類を準備するなど、登録維持にも会社負担が大きい。(一例として、平成29年6月(役員改選時)の変更届提出時には、115自治体に対し、申請書類として変更届出書100通・役員の略歴書64通(新任取締役1名につき。自治体ごとに書式が異なる。)を提出、確認書類として登記簿謄本75通・住民票34通(新任取締役1名につき)を提出) ・また、自治体ごとの登録のため、有効期限(5年間)が切れる時期が各自治体で異なり、各自治体の有効期限切れのたびに、更新申請書(自治体ごとに書式が異なる)のほか、自治体の定めに基づき、全役員の略歴書(自治体ごとに書式が異なる)・住民票・登記簿謄本等を取りまとめて提出する必要がある。(5年間のうちに更新が合計115回あるということ。) <p>要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の様式の統一。 ・確認書類の登記簿謄本や住民票等を提出不要とする。(又は、特定の機関が確認すれば、全国で有効とする。) ・建設業許可業者は、屋外広告業登録を免除する。 ・屋外広告業は、国土交通省又は本社所在地の自治体のみに登録すれば、全国で工事を請け負えることとする。 <p style="text-align: right;">(経団連・企業6)</p>		

・各自治体で書式が異なるので、業務の効率化の為に必要書類の電子化、共通化ができない。そのため、全国統一のシステム構築ができない。(年110件程度)

(経団連・企業8)

当該手続については、更新登録(各自治体ごとに5年に1回)、役員変更(ほぼ毎年)を行うために必要となり、更新登録申請は、年間10~30件(届出自治体90ヶ所のうち)、役員変更申請は、年間50~150件の手続きが発生する。

書式・様式が異なることによって、書類の要否、記載内容、記載方法を各自治体のホームページや電話での確認、書式や記載例のダウンロード・印刷出力、手続き(作成・チェック・提出)管理スケジュール表の作成、自治体ごとの申請書・届出書の作成・目視による複数人によるチェック、が必要となり、また、届出書に添付する役員略歴書については、書式に自治体名が記載されていないことが多いため、その仕訳が煩雑となる。

そのため各自治体の書式・様式の確認から提出まで、全体で約3ヶ月かかる。書式・様式ごとの作成・チェックに要する時間は、申請書・届出書は約1時間/自治体(50自治体であれば50時間)、略歴書は約1時間/役員(役員全員11名×30自治体であれば、330時間)かかる。人員は対象支店の数で異なるが、7名~29名(兼任)が必要となる。

書式・様式が統一されれば、各自治体の書式・様式の確認から提出まで、全体で約3週間に短縮でき、約2ヶ月の削減が期待できる。また、書式・様式ごとの作成・チェックに要する時間は、申請書・届出書は約1時間/自治体(50自治体でも1時間で済む)、略歴書は約1時間/役員(役員全員11名で11時間)となり大幅な短縮が期待できる。人員も4名~15名(兼任)となり3名~14名(兼任)の削減が期待できる。

なお、全国で施工する会社にとっては、登録・更新にかかる労力が大きいため、例えば、建設業許可のように、全国で施工する会社は所管府省の長に登録することによって、他の自治体への登録は不要となるような法改正を望む。

上記の内容は、2016年11月に内閣府と経済同友会の合同で実施した会員所属企業を対象としたアンケート調査結果を基に、必要に応じて一部追加で情報収集した上で、具体的な資料事例として再構成したものです。なお、同アンケート結果に関わる情報は

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20161220/161220bukai04.pdf>

<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2017/170831a.html>

を参照ください。

(経済同友会)

各府省による改善方策の検討結果	
〔改善方策の内容〕 屋外広告業の登録申請書の様式等の全国的な統一を図ることを目的として、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定めている様式の使用を進めるため、再度、文書により、各自治体あてに当該様式の使用の徹底について周知するとともに、全国主管課長会議等において、当該様式の使用について依頼する。 「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（昭和39年3月27日都市局市総務課長通達）	
〔当該改善方策の実施時期〕	
平成29年度中	屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用の徹底について周知する事務連絡の発出
平成30年4月(予定)	全国主管課長会議において、同様式の使用の依頼
平成30年5月以降	地方ブロック会議等において、同様式の使用の依頼
〔当該改善方策とする理由〕	
平成29年12月までに屋外広告業を所管する全115自治体の様式を調査したところ、全自治体において屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式をベースとした様式を使用しているが、追加的な事項を記入させている事例等が見られたため、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を徹底することとする。	
地方六団体からの意見	
屋外広告物法第9条及び第10条の規定により屋外広告業の登録に関することは都道府県等が条例で定めることとされており、検討結果（案）における、技術的助言である屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を各都道府県等に「徹底する」という表現は、適当ではない。	
地方六団体からの意見を踏まえて修正した改善方策の検討結果	
〔改善方策の内容〕 屋外広告業の登録申請書の様式等の全国的な統一を図ることを目的として、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定めている様式の使用を進めるため、再度、文書及び全国主管課長会議等において、各自治体あてに当該様式の使用を要請する。 「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（昭和39年3月27日都市局市総務課長通達）	
〔当該改善方策の実施時期〕	
平成29年度中	屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用について要請する事務連絡の発出
平成30年4月(予定)	全国主管課長会議において、同様式の使用の要請
平成30年5月以降	地方ブロック会議等において、同様式の使用の要請

〔 当該改善方策とする理由〕

平成29年12月までに屋外広告業を所管する全115自治体の様式を調査したところ、全自治体において屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式をベースとした様式を使用しているが、軽微な変更をしている事例が見られたため、各自治体あてに今回の要望内容を周知するとともに、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を要請することとする。

各府省において講ずべき改善方策

屋外広告業の登録申請及び登録事項の変更届出（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第9条）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「屋外広告業登録規則参考資料(案)」(平成16年12月17日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知)において示されている様式第1号「屋外広告業登録申請書」及び様式第4号「屋外広告業登録事項変更届出書」について必要な見直しを行い、平成30年度上期中に地方自治体に通知する。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。当該申請又は届出に添付する必要がある書類についても併せて見直しを行う。

改善方策の検討を求める書式等－④

所 管 府 省	国土交通省	都市局公園緑地・景観課
書式等の名称	屋外広告業登録変更届出書	
手続の根拠規定	屋外広告物法第9条	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>前提</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法第9条により、屋外広告業を営もうとする者は、条例により都道府県知事の登録が義務付けられる。(政令指定都市・中核市も同様) ・「屋外広告業」とは、「屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいい、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問わない」とされている。 ・よって、全国で屋外広告業を営む場合は、法令上、全国115の自治体(都道府県・政令指定都市・中核市)の登録を受けなければならないことになっている。 <p>具体的な支障事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・115の登録先の自治体ごとに、申請書類・確認書類の提出の要否が異なり、申請書類の書式も異なる。また、毎年の役員改選に伴う変更届提出時にも、各自治体で異なる申請書類・確認書類を準備するなど、登録維持にも会社負担が大きい。(一例として、平成29年6月(役員改選時)の変更届提出時には、115自治体に対し、申請書類として変更届出書100通・役員の略歴書64通(新任取締役1名につき。自治体ごとに書式が異なる。)を提出、確認書類として登記簿謄本75通・住民票34通(新任取締役1名につき)を提出) ・また、自治体ごとの登録のため、有効期限(5年間)が切れる時期が各自治体で異なり、各自治体の有効期限切れのたびに、更新申請書(自治体ごとに書式が異なる)のほか、自治体の定めに基づき、全役員の略歴書(自治体ごとに書式が異なる)・住民票・登記簿謄本等を取りまとめて提出する必要がある。(5年間のうちに更新が合計115回あるということ。) <p>要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の様式の統一。 ・確認書類の登記簿謄本や住民票等を提出不要とする。(又は、特定の機関が確認すれば、全国で有効とする。) ・建設業許可業者は、屋外広告業登録を免除する。 ・屋外広告業は、国土交通省又は本社所在地の自治体のみに登録すれば、全国で工事を請け負えることとする。 		
(経団連・企業6)		

当該手続については、更新登録（各自治体ごとに5年に1回）、役員変更（ほぼ毎年）を行うために必要となり、更新登録申請は、年間10～30件（届出自治体90ヶ所のうち）、役員変更申請は、年間50～150件の手続きが発生する。

書式・様式が異なることによって、書類の要否、記載内容、記載方法を各自治体のホームページや電話での確認、書式や記載例のダウンロード・印刷出力、手続き（作成・チェック・提出）管理スケジュール表の作成、自治体ごとの申請書・届出書の作成・目視による複数人によるチェック、が必要となり、また、届出書に添付する役員略歴書については、書式に自治体名が記載されていないことが多いため、その仕訳が煩雑となる。

そのため各自治体の書式・様式の確認から提出まで、全体で約3ヶ月かかる。書式・様式ごとの作成・チェックに要する時間は、申請書・届出書は約1時間/自治体（50自治体であれば50時間）、略歴書は約1時間/役員（役員全員11名×30自治体であれば、330時間）かかる。人員は対象支店の数で異なるが、7名～29名（兼任）が必要となる。

書式・様式が統一されれば、各自治体の書式・様式の確認から提出まで、全体で約3週間に短縮でき、約2ヶ月の削減が期待できる。また、書式・様式ごとの作成・チェックに要する時間は、申請書・届出書は約1時間/自治体（50自治体でも1時間で済む）、略歴書は約1時間/役員（役員全員11名で11時間）となり大幅な短縮が期待できる。人員も4名～15名（兼任）となり3名～14名（兼任）の削減が期待できる。

なお、全国で施工する会社にとっては、登録・更新にかかる労力が大きいため、例えば、建設業許可のように、全国で施工する会社は所管府省の長に登録することによって、他の自治体への登録は不要となるような法改正を望む。

上記の内容は、2016年11月に内閣府と経済同友会の合同で実施した会員所属企業を対象としたアンケート調査結果を基に、必要に応じて一部追加で情報収集した上で、具体的な資料事例として再構成したものです。なお、同アンケート結果に関わる情報は、

<http://www.8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20161220/161220bukai04.pdf>

<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2017/170831a.html>

を参照ください。

（経済同友会）

各府省による改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

屋外広告業の登録申請書の様式等の全国的な統一を図ることを目的として、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定めている様式の使用を進めるため、再度、文書により、各自治体あてに当該様式の使用の徹底について周知するとともに、全国主管課長会議等において、当該様式の使用について依頼する。

「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（昭和39年3月27日都市局市総務課長通達）

〔 当該改善方策の実施時期〕	
平成 29 年度中	屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用の徹底について周知する事務連絡の発出
平成 30 年 4 月(予定)	全国主管課長会議において、同様式の使用の依頼
平成 30 年 5 月以降	地方ブロック会議等において、同様式の使用の依頼
〔 当該改善方策とする理由〕	
平成 29 年 12 月までに屋外広告業を所管する全 115 自治体の様式を調査したところ、全自治体において屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式をベースとした様式を使用しているが、追加的な事項を記入させている事例等が見られたため、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を徹底することとする。	
地方六団体からの意見	
屋外広告物法第 9 条及び第 10 条の規定により屋外広告業の登録に関することは都道府県等が条例で定めることとされており、検討結果（案）における、技術的助言である屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を各都道府県等に「徹底する」という表現は、適当ではない。	
改善方策の検討結果	
〔 改善方策の内容〕	
屋外広告業の登録申請書の様式等の全国的な統一を図ることを目的として、屋外広告物条例ガイドライン（案） に定めている様式の使用を進めるため、再度、文書及び全国主管課長会議等において、各自治体あてに当該様式の使用を要請する。	
「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（昭和 39 年 3 月 27 日都市局市総務課長通達）	
〔 当該改善方策の実施時期〕	
平成 29 年度中	屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用について要請する事務連絡の発出
平成 30 年 4 月(予定)	全国主管課長会議において、同様式の使用の要請
平成 30 年 5 月以降	地方ブロック会議等において、同様式の使用の要請
〔 当該改善方策とする理由〕	
平成 29 年 12 月までに屋外広告業を所管する全 115 自治体の様式を調査したところ、全自治体において屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式をベースとした様式を使用しているが、軽微な変更をしている事例が見られたため、各自治体あてに今回の要望内容を周知するとともに、屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める様式の使用を要請することとする。	
各府省において講ずべき改善方策	

屋外広告業の登録申請及び登録事項の変更届出（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第9条）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「屋外広告業登録規則参考資料(案)」(平成16年12月17日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知)において示されている様式第1号「屋外広告業登録申請書」及び様式第4号「屋外広告業登録事項変更届出書」について必要な見直しを行い、平成30年度上期中に地方自治体に通知する。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。当該申請又は届出に添付する必要がある書類についても併せて見直しを行う。

改善方策の検討を求める書式等－④

所 管 府 省	国土交通省	道路局路政課
書式等の名称	道路占用許可申請書	
手続の根拠規定	道路法第32条第1項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>道路法上、道路は高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道に分類され、各々に道路管理者が定められている。</p> <p>各地方自治体が道路管理者である都道府県道、市町村道については、民間事業者が道路占有許可申請、自費工事許可申請、沿道掘削協議等を行う場合、代表者が申請者（協議者）となることが求められ、本社（もしくは支店等）に事務手続きが集中することになる。また、同じ道路法を根拠とするにも関わらず、地方自治体ごとに書式・様式や許可基準が異なるため、作成、確認に多大な手間と時間を要している（当社の東京、神奈川、千葉の3都県の建築工事における昨年度の申請件数が444件、昨年度の当社受注額における上記3都県の比率が約4割であることから全国では概算で約1,100件程度と推測される）</p> <p>地方自治体の許可申請書類、協議書の書式・様式、許可基準の統一を図ることで、地方自治体及び民間事業者双方の事務効率化の促進に繋がると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業6）</p>		
<p>・各自治体で書式が異なるので、業務の効率化のための必要書類の電子化、共通化ができない。そのため、全国統一のシステム構築ができない。（年110件程度）</p> <p>・当該申請書は、役所、建設事務所に提出するものだが、警察には「道路使用許可申請書」を提出するので、書類を共通化できれば事務効率上がる。（年220件程度）</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業8）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
<p>〔改善方策の内容〕</p> <p>既に定めてある統一的な様式（道路法施行規則（昭和27年8月1日建設省令第25号）第4条の3別記様式第5）の使用を徹底する旨を通知する。</p>		
<p>〔当該改善方策の実施時期〕</p> <p>今後、実施が予定されている規制改革推進会議による地方自治体等への確認等を踏まえ、適切な時期に各地方自治体宛てに周知する。</p>		
<p>〔当該改善方策とする理由〕</p> <p>既に省令において統一的な様式が定められており、他の様式を用いることはできないため。なお、過去にも統一様式を用いるよう、各地方自治体宛てに周知しているところ。</p>		

地方六団体からの意見を踏まえて修正された改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容〕

既に定めてある統一的な様式(道路法施行規則(昭和27年 8月 1 日建設省令第25号) 第 4 条の 3 別記様式第 5) の使用を徹底する旨を通知する。なお、通知内容の検討に際しては、地方六団体からの意見を踏まえ、事前に実態把握等を行う。

また、当該実態把握等は、以下の理由から、規制改革会議や内閣府、総務省等から地方自治体に対し、他の書式等も含めて一括して調査することとされたい。

地方自治体の調査の負担軽減及び効率化を図る必要があるため。(検討対象の書式等が多々あり、その担当は各府省の各課室にまたがることから、地方自治体によっては、同一窓口複数の同様な依頼がなされうる。)

意見の二枚目の五つ目の丸の第一文を勸案

〔 当該改善方策の実施時期〕

実態把握の上、適切な時期に各地方自治体宛に周知等を行う。

〔 当該改善方策とする理由〕

既に省令において統一的な様式が定められており、他の様式を用いることはできないため。なお、過去にも統一様式を用いるよう、各地方自治体宛てに周知しているところ。

各府省において講ずべき改善方策

道路占用許可申請(道路法(昭和27年法律第180号) 第32条第 1 項) については、平成 30 年度中に、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号) に規定されている様式第 5 「道路占用許可申請・協議書」を道路管理者(都道府県、市町村) に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－④②

所 管 府 省	国土交通省	道路局路政課
書式等の名称	自費工事許可申請書	
手続の根拠規定	道路法第24条	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>道路法上、道路は高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道に分類され、各々に道路管理者が定められている。</p> <p>各地方自治体が道路管理者である都道府県道、市町村道については、民間事業者が道路占有許可申請、自費工事許可申請、沿道掘削協議等を行う場合、代表者が申請者（協議者）となることが求められ、本社（もしくは支店等）に事務手続きが集中することになる。また、同じ道路法を根拠とするにも関わらず、地方自治体ごとに書式・様式や許可基準が異なるため、作成、確認に多大な手間と時間を要している（当社の東京、神奈川、千葉の3都県の建築工事における昨年度の申請件数が444件、昨年度の当社受注額における上記3都県の比率が約4割であることから全国では概算で約1,100件程度と推測される）</p> <p>地方自治体の許可申請書類、協議書の書式・様式、許可基準の統一を図ることで、地方自治体及び民間事業者双方の事務効率化の促進に繋がると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業6）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
〔改善方策の内容〕		
既に定めてある統一的な様式（「道路工事施行承認申請書の様式について」（平成8年3月29日建設省道政発第50号の3））の使用を要請する。		
〔当該改善方策の実施時期〕		
今後、実施が予定されている規制改革推進会議による地方自治体等への確認等を踏まえ、適切な時期に各地方自治体宛てに周知する。		
〔当該改善方策とする理由〕		
既に統一的な様式を定めて当該様式を用いることを努めるよう、一度周知しているところであり、再度の周知により様式の統一が進むよう努めるもの。		
地方六団体からの意見を踏まえて修正された改善方策の検討結果		
〔改善方策の内容〕		
既に定めてある統一的な様式（「道路工事施行承認申請書の様式について」（平成8年3月29日建設省道政発第50号の3））の使用を要請する。なお、要請にあたっては、地方六団体からの意見を踏まえ、事前に実態把握等を行う。		

また、当該実態把握等は、以下の理由から、規制改革会議や内閣府、総務省等から地方自治体に対し、他の書式等も含めて一括して調査することとされたい。 _

地方自治体の調査の負担軽減及び効率化を図る必要があるため。(検討対象の書式等が多々あり、その担当は各府省の各課室にまたがることから、地方自治体によっては、同一窓口 to 複数の同様な依頼がなされうる。)

意見の二枚目の五つ目の丸の第一文を勘案

{ 当該改善方策の実施時期 }

実態把握の上、適切な時期に各地方自治体宛に周知する等の対応を行う。

{ 当該改善方策とする理由 }

既に統一的な様式を定めて当該様式を用いることを努めるよう、一度周知しているところであり、再度の周知により様式の統一が進むよう努めるもの。

各府省において講ずべき改善方策

道路工事施行承認申請(道路法第24条)については、平成30年度中に、「道路工事施行承認申請書の様式について」(平成8年3月29日建設省道路局路政課長通達)において示されている様式を道路管理者(都道府県、市町村)に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－④③

所 管 府 省	国土交通省	道路局路政課
書式等の名称	沿道掘削協議書	
手続の根拠規定	道路法第44条	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>道路法上、道路は高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道に分類され、各々に道路管理者が定められている。</p> <p>各地方自治体が道路管理者である都道府県道、市町村道については、民間事業者が道路占有許可申請、自費工事許可申請、沿道掘削協議等を行う場合、代表者が申請者（協議者）となることが求められ、本社（もしくは支店等）に事務手続きが集中することになる。また、同じ道路法を根拠とするにも関わらず、地方自治体ごとに書式・様式や許可基準が異なるため、作成、確認に多大な手間と時間を要している（当社の東京、神奈川、千葉の3都県の建築工事における昨年度の申請件数が444件、昨年度の当社受注額における上記3都県の比率が約4割であることから全国では概算で約1,100件程度と推測される）</p> <p>地方自治体の許可申請書類、協議書の書式・様式、許可基準の統一を図ることで、地方自治体及び民間事業者双方の事務効率化の促進に繋がると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業6）</p>		
<p>・ 都道、区道等道路管理者により、申請書式、添付資料、審査内容が異なる。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業8）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
〔 改善方策の内容 〕 地方自治体側の連携による書式等の雛形の作成		
〔 当該改善方策の実施時期 〕 -		
〔 当該改善方策とする理由 〕 道路法44条は道路の構造に及ぼすべき損害予防又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するための区域を定める基準に従い沿道区域を指定できることを定めたものであるが、本協議書は各地方自治体が運用上定めた様式であること、又、本協議書の存在しない地方自治体もあることから、改善方策に関しては各地方自治体の裁量によるため、国において統一に関する検討を行うことは困難である。		

各府省において講ずべき改善方策

沿道掘削施行協議については、事業者による任意の協力の下で行われるものであり、事業者の負担とならない形での実施について東京都及び特別区と協議を進めるとともに、その他の地方自治体における沿道掘削施行協議の実態把握等を進め、平成 30 年度中に、標準書式を作成し、東京都及び特別区その他関係する地方自治体において標準書式が用いられるよう周知その他の所要の措置を講ずる。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

改善方策の検討を求める書式等－④④

所管府省	環境省	環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
書式等の名称	産業廃棄物処理計画書	
手続の根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)において、「一定の量以上の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物を排出する事業者(多量排出事業者)に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画および実施状況報告の作成、および都道府県知事への提出」が義務付けられている。</p> <p>その際に必要となる「産業廃棄物処理計画書」「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」のフォーマットが各都道府県で異なり、また別途添付書類を要求するところもあり、申告する企業等にとってはその作業において多大な負担となっている。</p> <p>29年度申請の例を挙げると、電子データの場合「Ms-Excel」「Ms-Word」と2通りあり、同じアプリケーションでもフォーマットが異なっていた。また報告書の他に追加資料を求められる自治体もあった。</p> <p>さらに、提出方法も、電子申請システムのアップロード・電子メールに添付・郵送と様々であった。</p> <p>そこで、報告書フォーム、添付すべきデータ、提出方法の統一化が図られれば当該作業のシステム化が容易となり申請側の負担が大きく削減できる。</p> <p>また、提案として、そもそも報告書の元になる数値は、JWセンターの電子マニフェスト(JWNET)に登録している業者であればダウンロードが可能である。このシステムの使用を関係する企業、業者に促進することで、窓口の一本化を含めた更なる作業効率化が図られるのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業5)</p>		
<p>本報告書は廃棄物処理法施行規則様式第二号の八及び九(法第八条の四の五関係及び同条四の六関係)で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。</p> <p>しかし、一部自治体から独自様式での提出や法律様式以上に詳細な別途調査を求められており、またそうした自治体が増加しているため、本来可能であるはずの統一様式での書類作成ができず、業務の非効率が生じている。</p> <p>そもそも法律に基づいた調査以外の任意調査について、その目的と効果について、公共上いかなる具体的必要性によるものか明確でない。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業6)</p>		
<p>・書式はほぼ同じだが、僅かな違があれば、業務の効率化の為の必要書類の電子化、共通化ができない。そのため全国統一のシステム構築ができない。(年46件程度)</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業8)</p>		

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に義務付けられている産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式については、都道府県及び政令市に対し、既に定めてある統一的な様式（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月省令第三十五号）様式第二号の八）の使用を要請する。

ご指摘の電子マニフェストと産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の連携については、様式中に産業廃棄物の委託量以外の項目も多数あり、また、同時に紙マニフェストも使用する場合等があることから、必ずしも作業効率化が図られるものではないと考えられる。そのため、まずは電子マニフェストの普及の促進が必要であり、システムの利便性向上や使用料金の低減、説明会の開催により更なる普及の促進を図るものとする。

提出方法の統一化については、申請者の負担軽減のため、適切な方法による電子申請の促進を図るものとする。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

廃棄物処理法に基づく届出等の様式の統一、電子マニフェストの普及の促進及び電子申請の推進については、平成29年6月26日全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び平成30年1月25日全国環境担当部局長会議において、各都道府県及び政令市に対し要請をしているところ。

上記要請についての効果を注視しつつ、今後も引き続き、廃棄物部局担当者の集まる場をとらまえ、各都道府県及び政令市に対し要請を行っていく。

中央環境審議会における循環型社会形成推進基本計画の改定の検討の中でも電子化の推進については、指摘を受けているところ、今後は同計画の閣議決定を踏まえ、具体的な方策を検討する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

届出等の書式については、廃棄物処理法施行規則において規定されており、改めて規則様式の利用を徹底するよう周知することで改善が見込まれる。

電子マニフェストの普及については、システムの利便性向上や使用料金の低減、説明会の開催により更なる普及の促進が見込まれ、作業の効率化が図られるものと考えられる。

また、電子化の推進については、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「都道府県等及び申請者側の双方において効率的で効果的な対応が可能な手続きから段階的に進めることも含め、国から都道府県等への働きを行うべき」とされるとともに、「将来の世界最高水準のIT利活用社会の実現に向け、電子マニフェストと電子申請との連携等により、届出等の合理化を含むIT技術の活用による効率的・効果的なシステムの構築に向けて、あり方を検討すべき」とされている。この方針に則り、都道府県及び政令市に対し電子申請の利用促進を要請するとともに、届出等の合理化の方策を検討していくものである。

地方六団体からの意見を踏まえて修正された改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に義務付けられている産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式については、都道府県及び政令市に対し、既に定めてある統一的な様式(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年九月省令第三十五号)様式第二号の八)の使用を要請する。

ご指摘の電子マニフェストと産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の連携については、様式中に産業廃棄物の委託量以外の項目も多数あり、また、同時に紙マニフェストも使用する場合等があることから、必ずしも作業効率化が図られるものではないと考えられる。そのため、まずは電子マニフェストの普及の促進が必要であり、システムの利便性向上や使用料金の低減、説明会の開催により更なる普及の促進を図るものとする。

提出方法の統一化については、申請者の負担軽減のため、統一様式の運用状況の把握や適切な方法による電子申請の促進を図るものとする。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

廃棄物処理法に基づく届出等の様式の統一、電子マニフェストの普及の促進及び電子申請の推進については、平成29年6月26日全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び平成30年1月25日全国環境担当部局長会議において、各都道府県及び政令市に対し要請をしているところ。

上記要請についての効果を注視しつつ、今後も引き続き、廃棄物部局担当者の集まる場をとらまえ、各都道府県及び政令市に対し要請を行っていく。

中央環境審議会における循環型社会形成推進基本計画の改定の検討の中でも電子化の推進については、指摘を受けているところ、今後は同計画の閣議決定を踏まえ、関係者の意見も基に、具体的な方策を検討する。

中央環境審議会循環型社会部会については、全国知事会、全国市長会、全国町村会等が委員に含まれている。

〔 当該改善方策とする理由 〕

届出等の書式については、廃棄物処理法施行規則において規定されており、改めて規則様式の利用を徹底するよう周知することで改善が見込まれる。また、都道府県等からの意見を聴取する等により実態把握に努めることが可能となる。

電子マニフェストの普及については、システムの利便性向上や使用料金の低減、説明会の開催により更なる普及の促進が見込まれ、作業の効率化が図られるものと考えられる。

また、電子化の推進については、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」においても、「都道府県等及び申請者側の双方において効率的で効果的な対応が可能な手続きから段階的に進めることも含め、国から都道府県

等への働きを行うべき」とされるとともに、「将来の世界最高水準のIT利活用社会の実現に向け、電子マニフェストと電子申請との連携等により、届出等の合理化を含むIT技術の活用による効率的・効果的なシステムの構築に向けて、あり方を検討すべき」とされている。この方針に則り、都道府県及び政令市に対し電子申請の利用促進を要請するとともに、届出等の合理化の方策を検討していくものである。

各府省において講ずべき改善方策

産業廃棄物処理計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第9項）及び産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第10項）については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に規定されている様式第2号の8「産業廃棄物処理計画書」及び様式第2号の9「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

特別管理産業廃棄物処理計画（同法第12条の2第10項）及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第11項）についても同様とする。

改善方策の検討を求める書式等－④⑤

所 管 府 省	環境省	環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
書式等の名称	産業廃棄物処理計画実施状況報告書	
手続の根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)において、「一定の量以上の産業廃棄物または特別管理産業廃棄物を排出する事業者(多量排出事業者)に対して、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画および実施状況報告の作成、および都道府県知事への提出」が義務付けられている。</p> <p>その際に必要となる「産業廃棄物処理計画書」「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」のフォーマットが各都道府県で異なり、また別途添付書類を要求するところもありで、申告する企業等にとってはその作業において多大な負担となっている。</p> <p>29年度申請の例を挙げると、電子データの場合「Ms-Excel」「Ms-Word」と2通りあり、同じアプリケーションでもフォーマットが異なっていた。また報告書の他に追加資料を求められる自治体もあった。</p> <p>さらに、提出方法も、電子申請システムのアップロード・電子メールに添付・郵送と様々であった。</p> <p>そこで、報告書フォーム、添付すべきデータ、提出方法の統一化が図られれば当該作業のシステム化が容易となり申請側の負担が大きく削減できる。</p> <p>また、提案として、そもそも報告書の元になる数値は、JWセンターの電子マニフェスト(JWNET)に登録している業者であればダウンロードが可能である。このシステムの使用を関係する企業、業者に促進することで、窓口の一本化を含めた更なる作業効率化が図られるのではないかと考える。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業5)</p>		
<p>本報告書は廃棄物処理法施行規則様式第二号の八及び九(法第八条の四の五関係及び同条四の六関係)で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。</p> <p>しかし、一部自治体から独自様式での提出や法律様式以上に詳細な別途調査を求められており、またそうした自治体が増加しているため、本来可能であるはずの統一様式での書類作成ができず、業務の非効率が生じている。</p> <p>そもそも法律に基づいた調査以外の任意調査について、その目的と効果について、公共上いかなる具体的必要性によるものか明確でない。</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業6)</p>		
<p>・書式はほぼ同じだが、僅かな違があれば、業務の効率化の為の必要書類の電子化、共通化ができない。そのため全国統一のシステム構築ができない。(年46件程度)</p> <p style="text-align: right;">(経団連・企業8)</p>		

各府省による改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に義務付けられている産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式については、都道府県及び政令市に対し、既に定めてある統一的な様式（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月省令第三十五号）様式第二号の九）の使用を要請する。

ご指摘の電子マニフェストと産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の連携については、様式中に産業廃棄物の委託量以外の項目も多数あり、また、同時に紙マニフェストも使用する場合等があることから、必ずしも作業効率化が図られるものではないと考えられる。そのため、まずは電子マニフェストの普及の促進が必要であり、システムの利便性向上や使用料金の低減、説明会の開催により更なる普及の促進を図るものとする。

提出方法の統一化については、申請者の負担軽減のため、適切な方法による電子申請の促進を図るものとする。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

廃棄物処理法に基づく届出等の様式の統一、電子マニフェストの普及の促進及び電子申請の推進については、平成29年6月26日全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び平成30年1月25日全国環境担当部局長会議において、各都道府県及び政令市に対し要請をしているところ。

上記要請についての効果を注視しつつ、今後も引き続き、廃棄物部局担当者の集まる場をとらまえ、各都道府県及び政令市に対し要請を行っていく。

中央環境審議会における循環型社会形成推進基本計画の改定の検討の中でも電子化の推進については、指摘を受けているところ、今後は同計画の閣議決定を踏まえ、具体的な方策を検討する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

届出等の書式については、廃棄物処理法施行規則において規定されており、改めて規則様式の利用を徹底するよう周知することで改善が見込まれる。

電子マニフェストの普及については、システムの利便性向上や使用料金の低減、説明会の開催により更なる普及の促進が見込まれ、作業の効率化が図られるものと考えられる。

また、電子化の推進については、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「都道府県等及び申請者側の双方において効率的で効果的な対応が可能な手続きから段階的に進めることも含め、国から都道府県等への働きを行うべき」とされるとともに、「将来の世界最高水準のIT利活用社会の実現に向け、電子マニフェストと電子申請との連携等により、届出等の合理化を含むIT技術の活用による効率的・効果的なシステムの構築に向けて、あり方を検討すべき」とされている。この方針に則り、都道府県及び政令市に対し電子申請の利用促進を要請するとともに、届出等の合理化の方策を検討していくものである。

地方六団体からの意見を踏まえて修正された改善方策の検討結果

〔 改善方策の内容 〕

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に義務付けられている産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の様式については、都道府県及び政令市に対し、既に定めてある統一的な様式（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年九月省令第三十五号）様式第二号の九）の使用を要請する。

ご指摘の電子マニフェストと産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の連携については、様式中に産業廃棄物の委託量以外の項目も多数あり、また、同時に紙マニフェストも使用する場合等があることから、必ずしも作業効率化が図られるものではないと考えられる。そのため、まずは電子マニフェストの普及の促進が必要であり、システムの利便性向上や使用料金の低減、説明会の開催により更なる普及の促進を図るものとする。

提出方法の統一化については、申請者の負担軽減のため、統一様式の運用状況の把握や適切な方法による電子申請の促進を図るものとする。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

廃棄物処理法に基づく届出等の様式の統一、電子マニフェストの普及の促進及び電子申請の推進については、平成29年6月26日全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び平成30年1月25日全国環境担当部局長会議において、各都道府県及び政令市に対し要請をしているところ。

上記要請についての効果を注視しつつ、今後も引き続き、廃棄物部局担当者の集まる場をとらまえ、各都道府県及び政令市に対し要請を行っていく。

中央環境審議会における循環型社会形成推進基本計画の改定の検討の中でも電子化の推進については、指摘を受けているところ、今後は同計画の閣議決定を踏まえ、関係者の意見も基に、具体的な方策を検討する。

中央環境審議会循環型社会部会については、全国知事会、全国市長会、全国町村会等が委員に含まれている。

〔 当該改善方策とする理由 〕

届出等の書式については、廃棄物処理法施行規則において規定されており、改めて規則様式の利用を徹底するよう周知することで改善が見込まれる。また、都道府県等からの意見を聴取する等により実態把握に努めることが可能となる。

電子マニフェストの普及については、システムの利便性向上や使用料金の低減、説明会の開催により更なる普及の促進が見込まれ、作業の効率化が図られるものと考えられる。

また、電子化の推進については、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「都道府県等及び申請者側の双方において効率的で効果的な対応が可能な手続きから段階的に進めることも含め、国から都道府県等への働きを行うべき」とされるとともに、「将来の世界最高水準のIT利活用社会の実

現に向け、電子マニフェストと電子申請との連携等により、届出等の合理化を含むIT技術の活用による効率的・効果的なシステムの構築に向けて、あり方を検討すべき」とされている。この方針に則り、都道府県及び政令市に対し電子申請の利用促進を要請するとともに、届出等の合理化の方策を検討していくものである。

各府省において講ずべき改善方策

産業廃棄物処理計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第9項）及び産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第10項）については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）に規定されている様式第2号の8「産業廃棄物処理計画書」及び様式第2号の9「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

特別管理産業廃棄物処理計画（同法第12条の2第10項）及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告（同条第11項）についても同様とする。

改善方策の検討を求める書式等－④⑥

所 管 府 省	環境省	環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
書式等の名称	産業廃棄物管理票交付等状況報告書	
手続の根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項	
書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担		
<p>産業廃棄物管理票交付等状況報告書（廃棄物処理法第12条の3第7項による）は、地方行政ごとに報告用フォーマットが異なる。複数の都道府県等への届出を要する事業者にとっては、手続きが煩雑となる。書式・記載事項の簡素化、統一を要望する。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業11）</p>		
<p>本報告書は廃棄物処理法施行規則様式第三号（法第八条の27 関係）で詳細かつ具体的に統一様式が明示されている。</p> <p>しかるに当社において提出義務のある97行政のうち、当該統一様式は59行政に過ぎず、38行政は独自様式となっている（2016年度実績）。</p> <p>さらに独自様式化は進む傾向にあり、システムからの自動作成ができず業務効率化に支障が生じている。</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業6）</p>		
<p>産業廃棄物管理票（以下、マニフェスト）を交付した排出事業者（中間処理業者を含む）は廃棄物処理法第12条の3第7項に基づき、事業場ごとに前年度1年間の交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、マニフェストの交付枚数等）について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長への報告が必要であるが、法的様式が定められているにも関わらず、各自治体により、報告様式が異なっているため、各々の事業所で、改めて作成し報告している実態がある。報告書を標準様式として一体にすることで、標準システムによる活用が可能となり、効率化が図れる</p> <p style="text-align: right;">（経団連・企業29）</p>		
各府省による改善方策の検討結果		
<p>〔 改善方策の内容 〕</p> <p>管理票交付者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）様式第三号により定める様式により報告書を作成し、産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する都道府県知事等に提出することになるが、一部の都道府県等において、義務付けではないとしつつも必要な事項として記載事項を追加するなど、様式の記載事項を独自に追加又は省略している事例が散見されている。総務省の行政評価・監視結果（「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告（一般手続関連）」（平成25年11月1日））及び「規制改革実施計画」</p>		

(平成28年6月2日閣議決定)においても、報告書等の様式の統一化等のため、必要な措置を講ずるよう勧告されたところ。また、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」において、「地域の実情に応じた都道府県等の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。」旨の指摘を受けているところである。

これらを踏まえ、報告書については、規則様式第三号を遵守する旨の通知発出等、周知を図る。

なお、産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、電子マニフェストを利用した場合は報告書の提出を不要としているものである。

〔当該改善方策の実施時期〕

平成29年3月31日「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について(通知)」(環産発第1703317号)により規則様式第三号を遵守する旨の通知を発出。

平成29年6月26日全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び平成30年1月25日全国環境担当部局長会議において、各都道府県及び政令市に対し上記通知内容を周知しているところ。

上記通知の発出及び通知内容の周知についての効果を注視しつつ、今後も引き続き、廃棄物部局担当者の集まる場をとらまえ、各都道府県及び政令市に対し通知の内容周知を行っていく。

〔当該改善方策とする理由〕

書式については施行規則において規定をされており、改めて統一様式の利用を徹底するよう周知することで改善が見込まれる。

地方六団体からの意見を踏まえて修正された改善方策の検討結果

〔改善方策の内容〕

管理票交付者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)様式第三号により定める様式により報告書を作成し、産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する都道府県知事等に提出することになるが、一部の都道府県等において、義務付けではないとしつつも必要な事項として記載事項を追加するなど、様式の記載事項を独自に追加又は省略している事例が散見されている。総務省の行政評価・監視結果(「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告(一般手続関連)」(平成25年11月1日))及び「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)においても、報告書等の様式の統一化等のため、必要な措置を講ずるよう勧告されたところ。また、平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)」において、「地域の実情に応じた都道府県等の適正な審査の質等を確保しつつ、事業者の事務を軽減する観点から、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべきである。」旨の指摘を受けているところである。

これらを踏まえ、報告書については、規則様式第三号を遵守する旨の通知発出等、周知を図っている。

なお、産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、電子マニフェストを利用し

た場合は報告書の提出を不要としているものである。このため、電子マニフェスト研修会や操作説明会を開催するなど普及啓発活動を実施する。

中央環境審議会循環型社会部会については、全国知事会、全国市長会、全国町村会等が委員に含まれている。

〔 当該改善方策の実施時期 〕

平成29年3月31日「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について(通知)」(環産産発第1703317号)により規則様式第三号を遵守する旨の通知を发出。

平成29年6月26日全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び平成30年1月25日全国環境担当部局長会議において、各都道府県及び政令市に対し上記通知内容を周知しているところ。

上記通知の发出及び通知内容の周知についての効果を注視しつつ、今後も引き続き、廃棄物部局担当者の集まる場をとらえ、各都道府県及び政令市に対し通知の内容周知を行っていく。

電子マニフェスト研修会や操作説明会を開催しているところ。来年度以降も引き続き、実施する。

〔 当該改善方策とする理由 〕

書式については施行規則において規定をされており、改めて統一様式の利用を徹底するよう周知することで改善が見込まれる。

電子マニフェストの普及については、システムの利便性向上や使用料金の低減、わかりやすい説明会の開催により更なる普及の促進が見込まれ、報告書作成作業の削減が図られるものと考えられる。

各府省において講ずべき改善方策

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項)については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定されている様式第3号「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。

併せて、電子マニフェストを使用した場合は産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要になるため、電子マニフェストの普及に努める。